

令和元年度
地理的表示保護制度緊急対策委託事業
(EU の GI 監視スキーム等実態調査)
事業成果報告書

2021 年 3 月
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1 調査の概要.....	3
1.1 調査の背景・目的.....	3
1.2 調査の内容.....	3
1.3 調査の方法.....	5
1.4 調査結果の概要.....	7
2 EU の GI 監視スキーム等実態調査.....	14
2.1 はじめに.....	14
2.2 EU.....	15
西欧編.....	24
2.3 ポルトガル.....	25
2.4 ベルギー.....	34
2.5 アイルランド.....	41
2.6 ルクセンブルグ.....	46
2.7 マルタ.....	52
北欧編.....	56
2.8 デンマーク.....	57
2.9 フィンランド.....	65
2.10 スウェーデン.....	72
2.11 リトアニア.....	80
2.12 ラトビア.....	87
2.13 エストニア.....	93
中・東欧編.....	98
2.14 ギリシャ.....	99
2.15 ポーランド.....	105
2.16 チェコ.....	112
2.17 クロアチア.....	122
2.18 スロベニア.....	128
2.19 ハンガリー.....	135
2.20 オーストリア.....	142
2.21 スロバキア.....	150
2.22 ルーマニア.....	158
2.23 キプロス.....	165
2.24 ブルガリア.....	170

1 調査の概要

1.1 調査の背景・目的

政府は 2013 年に発表した日本再興戦略の中で農林水産業を成長分野として位置づけ、2020 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円という政府目標を掲げた。輸出強化に取り組んできた結果、当時 4,500 億円だった輸出額は年々上昇して 2019 年には 9,121 億円¹までに成長した。現在、2030 年に向けて 5 兆円という目標を掲げた戦略骨子案を作成中である

さらに 2014 年には特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が成立し（2015 年施行）、生産地の特性と製品の品質が結びついた製品の名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度（GI）が導入された。2020 年 12 月現在、104 の製品が GI として登録されている。²

2019 年 2 月には日本と欧州連合（European Union: EU）の経済連携協定が発効された。同協定では、GI について相互に高いレベルで保護することとされ、日本側の GI 製品（農産物類 48 製品、酒類 8 製品）と EU 側の（農産物類 71 製品、酒類 139 製品）の GI 製品についてそれぞれの法制度による保護が開始された。また 2021 年 2 月 1 日から日本側の GI 製品（農産物類 25 製品、酒類 3 製品）と EU 側の（農産物類 21 製品、酒類 7 製品）の GI 製品について、新たに追加保護されることとなっている。

このような中、EU では日本の GI に関連した商標が出願される例（中国企業による「西尾」、スペイン企業による「Kobe」等）やレストランにおいて南米産の「神戸ビーフ」が提供されていた例があり、今後も日本の GI が侵害される恐れがある。

本調査は、経済連携協定の締結を背景として、日本の GI 製品の EU 域内への輸出拡大に資するため、EU 域内の GI 監視スキームの実態を調査した。GI 製品の模倣品が発見された場合に生産者団体等にとって参考になるよう、各国の対応窓口、これまでの GI 侵害の事例、対応手段に関する情報を収集して整理した。

調査の実施期間は、2020 年 7 月 14 日から 2021 年 3 月 19 日である。

1.2 調査の内容

1.2.1 調査対象国

昨年度調査を実施した 6 か国（イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、イギリス³、オランダ）を除く、EU 加盟 22 か国（アイルランド、エストニア、オーストリア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク）を対象として調査を実施した。

¹ 農林水産輸出概況 2019 年（令和元年）令和 2 年 3 月 27 日

² 農林水産省ホームページ。なお登録番号 27 号（西尾の抹茶）は登録削除。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

³ イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱。



図 1-1 調査対象国

本年度調査対象国を水色で示す。

1.2.2 調査項目

上記 22 か国の GI 制度及び関連制度の全容並びに GI 監視スキームについて実態の把握に努めた。具体的な調査事項は、次の通りである。

- 当該国における GI 制度の概要
- GI 監視スキーム
- GI 侵害の紛争事例
- 対抗手段（行政手続及び司法手続）
- GI 関連諸制度
- 日本の GI 産品の侵害事例

1.2.3 調査のスコープ

GI 監視スキームには、生産段階の監視（GI を取得した生産者団体が規定どおりに産品を生産しているか）と、市場における名称の不正利用の監視（第三者が GI を不正に利用して製品を販売していないか）の大きく 2 つがある。本事業は EU 域内の市場において日本の GI 産品の模倣品が発見された場合を想定してその対応策を整理する趣旨であるため、監視スキームの后者である市場監視を想定して調査を行った。

また、日本の GI 名称に類似した商標登録申請に関する国内外の監視は、本調査とは別に実施されているため⁴、本調査の対象外である。

⁴ 農林水産知的財産保護コンソーシアム https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/

1.3 調査の方法

日本国内での文献調査、現地リサーチによる現地語での情報収集（以下、多言語調査）、現地法律事務所への再委託の3つの方法で調査を実施した。

1.3.1 文献調査

前掲した調査項目について、インターネット検索を行い国内外の既存の調査レポート、オンライン記事等に基づく情報収集を実施した。参考 URL へのアクセス日は、2021 年 1 月 25 日である。

統計情報は、国際連合の国民経済データベース⁵及び財務省貿易統計⁶に基づき集計した。データベースの検索条件および算出方法は次の通りである。

表 1-1 統計情報の集計方法

集計項目	集計方法
国内総生産（GDP）	国連データベースより、「国名」「2019（※最新年）」「GDP, at current prices-US dollars」で検索した。
うち農林水産業	国連データベースより、「国名」「2019(※最新年)」「Value added by economic activity, at current prices – US dollar」で検索し、Agriculture の値を得た。
貿易総額	財務省貿易統計の普通貿易統計、国別総額表より、「年内の累計」「2019」「国名」で検索した。US ドル換算レートは 1 ドル = 109.56 円（2019/12/30 TTM）
農林水産物貿易額	財務省貿易統計の普通貿易統計、国別総額表より、輸出と輸入それぞれ「年内累計」「2019」各国で検索した。 品目指定は、品目グループ（動物、植物、食料、木材）を参照指定、かつ真珠 77.01 を品目コードで指定して値を得た。 USドル換算レートは1ドル=109.56円（2019/12/30 TTM）
農林水産物のシェア	上記で算出した農林水産物の貿易額÷総額
農林水産物貿易上位 5 品目	品目名は、品目コードの上 4 桁で集計した。

1.3.2 多言語調査

調査対象国の公用語は多岐に渡っており、英語文献の情報を補完する目的で現地語に精通するリサーチャーによる情報収集を実施した。多言語調査は、調査対象の 22 か国中、マルタを除く 21 か国で手配した。マルタは、マルタ語のほか英語も公用語であることから、国内の文献調査により情報収集が可能と判断した。多言語調査の内容は以下の通りである。

- GI 侵害に関する紛争事例の情報収集
- 国内の食品認証制度の情報収集
- 店舗での GI 産品の写真撮影

⁵ <https://unstats.un.org/unsd/snaama/Basic>

⁶ <https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

1.3.3 再委託

GI 監視体制の情報が不足する国について、知的財産を専門に取り扱う現地の法律事務所に情報収集を再委託した。再委託先は、GI に関する情報をウェブサイト等に掲載している、あるいは食品分野を専門とする弁護士・弁理士が在籍する法律事務所を抽出して依頼した。再委託先は次の通りである。

表 1-2 再委託先

調査対象国	再委託先	所在
フィンランド	Castrén & Snellman Attorneys Ltd	Eteläesplanadi 14, FI-00131 Helsinki https://www.castren.fi/
スウェーデン	AWA Sweden AB	Junkersgatan 1, SE-582 35 Linköping https://www.awa.com/en/
エストニア(リトアニア・ラトビアを含む)	Sorainen	Kawe Plaza, Pärnu mnt 15, 10141 Tallinn https://www.sorainen.com/
キプロス	IP Cyprus — Ioannides, Cleanthous & Co LLC	4 Prometheus Street, 1065 Nicosia https://ipcyprus.com/
マルタ	Fenech & Fenech	198, Old Bakery Street, Valletta, VLT1455 https://fenechlaw.com/

質問事項の送付、回答受領、追加質問のやり取り等は電子メールを通じて行った。質問事項は、以下の通りである。

- GI 関連法制
 - ・ EU 法制以外の国内法令
 - ・ 行政手続を定める法令
 - ・ GI 侵害に活用可能なその他の法令（消費者保護、食品衛生、商標等）
- GI 違反時の解決方法
 - ・ 行政手続は民事手続に優先するか
 - ・ 行政手続の詳細（申立者の資格、申立ての様式、必要な情報、提出方法）
 - ・ 民事手続の詳細（一般的か、損害賠償請求の可能性）
- GI 侵害の事例
 - ・ 他国市場における自国登録の GI 侵害事例
 - ・ 自国市場における他国登録の GI 侵害事例
- 日本の GI が侵害された場合の解決手段の提案

1.4 調査結果の概要

1.4.1 GI 制度の概要

【GI 制度とは】

GI 制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には特にワインにおいて独自の GI 制度が早くから存在したが、1992 年に EU 規則が制定され、EU 共通の制度となった。EU の GI 制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英 Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英 Protected geographical indication : PGI）の 2 つがある。PDO はすべての生産工程をその土地で行うもの、PGI は生産工程の一部をその土地で行うものである。

2020 年 12 月末現在、PDO は 659 件、PGI は 784 件が登録されている。国別の登録件数をみると、最も多いのがイタリア、次いでフランス、スペインと南ヨーロッパが続き、これら上位 3 カ国で全体の 5 割以上を占める。品目別の登録件数をみると、最も多いのが果物・野菜・穀類、次いでチーズ、肉製品、肉、油・油脂である。

【根拠法】

EU の GI 制度は、品目別の 4 つの EU 規則（Regulation）に規定されている。

- 農産品及び食料品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012
- ぶどう酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013
- 蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008
- 香味付けぶどう酒産品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014

【EU の GI 制度と加盟国の GI 制度】

EU の GI 規則は加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国内に直接的な法的拘束力がある。EU 規則に整合しない各国の GI 制度に対しては欧州委員会が修正、廃止を要求する。欧州委員会が違反の是正を求める手続きは、3 段階に定義されている。

第 1 段階：欧州委員会より該当する政府当局に対して是正を求めて通知する。

第 2 段階：第一段階の手続きで解決しない場合、より強い効力のある意見書を通知する。通知を受けた政府当局は、2 ヶ月以内に欧州委員会に回答する義務がある。

第 3 段階：意見書への回答次第では、欧州司法裁判所で審議する。

例として、欧州委員会は 2018 年からブルガリア政府に対して国内の GI 制度の廃止を求めて第 2 段階の手続きにまで進んだが⁷、2020 年にブルガリアの商標地理的表示法が改正され、EU の制度との整合性が確保されることとなった。一方、デンマーク政府に対しては、国内事業者の GI 違反を

⁷ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

取り締まる責任を果たしていないとして 2018 年から対応を求めているが、改善が見られないとして 2019 年末に欧州司法裁判所にデンマーク政府を提訴し第 3 段階にまで進んでいる。⁸

1.4.2 GI 監視スキーム

EU 規則は、加盟国政府が GI の監視責任を持つとしているが、具体的な取り締まり方法には言及していない。監視手法は加盟国の裁量に委ねられている。調査対象国の GI 監視スキームの概要は、以下の通りである。

【監視体制】

GI 侵害の通報窓口は中央政府機関である場合がほとんどであるが、地方政府（オーストリア）や政府から監視業務を移譲された団体（ギリシャ）である例もある。GI 侵害の窓口は 1 機関に集約されている場合がほとんどであるが、品目別に窓口が異なる国もある。農産物食品とワインでは管轄が異なる場合があり（ギリシャ、フィンランド、ブルガリア）、農産物食品の中でも動物性食品と植物性食品では管轄機関が異なる例もある（チェコ）。GI 侵害の通報窓口は食品安全当局である場合が多いが、消費者保護の観点から消費者保護当局が受け付ける体制も散見される（ベルギー、ルーマニア、マルタ）。

【監視手法】

GI 監視は、各国の食品安全当局による品質監視の一環として定期、不定期に実施されており、他国の GI 品の模倣も取り締まりの対象とされている（ポーランド、フィンランド、スウェーデン等）。イタリアのような独自の監視員（agenti vigilatori）制度を設けている例⁹は、本年度の調査対象国では見られなかった。

また、インターポールやユーロポール等の国際警察機関が各国の警察と共同で模倣品対策キャンペーンを実施する中、デンマークではレストランで提供される GI 食品の模倣品が取り締まり対象となった例がある。

【実態】

欧州議会及び閣僚理事会規則 No.1151/2012 は EU 加盟国の当局に GI 侵害に対応する責任を定めている。当局は侵害情報を得ると職員が実地確認し、違反事業者には是正を求め、改善されない場合には所定の行政措置を講じる等の対応を行う義務がある。しかし、実態としては GI 侵害に対する行政措置が明確に規定されていない場合（マルタ）、行政の権限や介入が限定的な場合（ルクセンブルク、ルーマニア）がある。例えば、ルーマニアでは GI 生産者団体は自らの GI が侵害されている場合、一般に民間の法律事務所を通じて問題の解決を試みている。

⁸ Official Journal of the European Union, Action brought on 8 April 2020 — European Commission v Kingdom of Denmark Case C-159/20. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62020CN0159&qid=1611025171233>

⁹ EUIPO (2017) Protection and Controls of Geographical Indications for Agricultural Products in the EU Member States, Appendix, Good Practices in National Controls.

表 1-3 調査対象国の GI 登録件数と監視体制

調査対象国	GI 登録件数	GI 侵害の通報窓口	GI 監視スキームの特徴
ポルトガル	PDO : 64 PGI : 75	経済省経済食品安全局 (ASAE)	中央集権
ギリシャ	PDO : 79 PGI : 34	農業組織 ELGO-DEMETER	中央集権 (ワインは別)
ポーランド	PDO : 9 PGI : 24	農業食品品質検査局 (IJHARS)	中央集権
チェコ共和国	PDO : 6 PGI : 23	・農業食品検査局 SZPI : 植物性食品、 ワイン、スピリッツ、香味付けワイン ・家畜管理局 (SVS) : 動物性食品 ・農業監督試験中央研究所	中央集権 品目別 (動物性/植物性 食品)
クロアチア	PDO : 12 PGI : 14	・検査院 ・EUIPO 情報では、農業省食品品質管理 部およびワイン管理部	中央集権
スロベニア	PDO : 8 PGI : 13	食品安全・家畜・植物保護局	中央集権
ハンガリー	PDO : 8 PGI : 10	フードチェーン安全局 (NEBIH)	中央集権
オーストリア	PDO : 10 PGI : 5	9つの州政府が各地域の窓口となる	地方分権
ベルギー	PDO : 4 PGI : 11	連邦経済・中小企業・自営業・エネルギー省 管理調停総局	中央集権
スロバキア	PDO : 2 PGI : 10	家畜食品管理局 (SVPS)	中央集権
デンマーク	PDO : 0 PGI : 8	環境食料省家畜食品管理局 (FVST)	中央集権
アイルランド	PDO : 3 PGI : 5	農業食料海洋省食品産業開発局	中央集権、品目別 (スピ リッツは別)
フィンランド	PDO : 5 PGI : 2	・農林省食品安全局 (ワインを除く GI) ・福祉・健康のための国家監督機関 Valvira (ワイン)	中央集権 品目別 (ワインは別)
ルーマニア	PDO : 1 PGI : 6	・消費者保護局 (ANPC) ・EUIPO 情報では食品は ANPC のほか農 業地域開発省 (MADR)、ワインは MADR 内の検査部門 (ISCTV) が担当	中央集権 品目別 (ワインは別)
スウェーデン	PDO : 3 PGI : 3	国家食品庁	中央集権
リトアニア	PDO : 0 PGI : 6	国家食品家畜局 (VMVT)	中央集権
キプロス	PDO : 1 PGI : 5	農業農村開発環境省農業局	中央集権
ルクセンブルグ	PDO : 2 PGI : 2	農業ぶどう栽培農村開発省農業技術サー ビス管理局 (ASTA) 家畜部 (SPA)	中央集権
ブルガリア	PDO : 1 PGI : 2	農業食品森林省食品安全局 (BFSA)	中央集権、品目別 (ワイ ン、スピリッツは別)
ラトビア	PDO : 1 PGI : 2	農業省食品家畜サービス局 (PVD)	中央集権
エストニア	PDO : 0 PGI : 0	農業食品委員会 消費者保護・技術規制局	中央集権
マルタ	PDO : 0 PGI : 0	競争消費者行政庁 (MCCAA) 市場監視 総局技術規制部門	中央集権

※このほかクロアチア、スロベニア共同登録が PDO 2 件、リトアニアとポーランドの共同登録が 1 件あり。

登録件数 : EU eAmbrosia データベース農産物・食品 2020 年 12 月末登録済

通報窓口 : 2020 年 11 月現在¹⁰

¹⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

1.4.3 GI 侵害の紛争事例

ギリシャの GI であるフェタチーズ、イタリアの GI であるパルミジャーノ・レッジャーノチーズ、パルマハムなど有名な GI 品は模倣品も多く、GI 監視当局による取り締まりで違反が発見される例も多い（ポーランド、デンマーク、フィンランド、スウェーデン等）。

紛争事例としては GI 権利者が類似する商標の無効化を求めた訴訟例（ポートワイン、ゴルゴンゾーラ、カルヴァドス、コニャック、スコッチウイスキー等）が認められた。

本調査では、既に登録された GI の侵害問題よりも、GI 登録の申請時の問題の方が多く見受けられた。中欧・東欧地域では歴史的に国境が変遷していることもあり、類似する食品名称が現在の国境を越えて広く使用されるなど、GI を特定の国に帰属認定することが困難な事情がある。その対応としては、地域特有の原材料や製法を GI として認定してもらうほか、それぞれの言語で各国が申請する、あるいは個別に協議して例外的に国を跨いだ名称利用を認める場合もある。

表 1-4 GI を巡る紛争事例

調査対象国	登録済 GI の行政監視例	登録済 GI の訴訟例	GI 登録時の紛争事例
ポルトガル	ポートワイン	ポートワイン対ポートシャーロット	—
ギリシャ	—	—	フェタチーズ
ポーランド	フェタ、パルミジャーノ、キルバサ・リシエキソーセージ	—	—
チェコ	—	—	ニヴァチーズ ロモウツ・トヴァルシュキチーズ カルロヴィヴァリ・ウェハース
クロアチア	—	—	イストラハム、テランワイン
スロベニア	—	—	クランスカ・クロバサソーセージ
ハンガリー	—	—	トカイワイン
オーストリア	—	ゴルゴンゾーラ対カンボゾーラ	—
ベルギー	ポートワイン	—	—
スロバキア	—	—	オスティエボクチーズ
デンマーク	Operation OPSON によるレストランの取り締まり フェタ（欧州委員会対デンマーク政府）	—	ハバティチーズ
アイルランド	アイリッシュウイスキー（※GI 権利者による監視）	—	—
フィンランド	フェタ、パルミジャーノ、パルマハム	カルヴァドス対ベルラドス コニャック	—
ルーマニア	—	—	テレメアチーズ
スウェーデン	パルマハム、フェタ、パルミジャーノ、ゴルゴンゾーラ他	カルヴァドス対ダルバドス ヴィーニョベルデ対モンドベルデ	—
リトアニア	—	Liliputas チーズ	—
キプロス	—	—	ハルミチーズ※未登録
ルクセンブルグ	—	—	—
ブルガリア	—	ブルガリア産スコッチウイスキー	—
ラトビア	—	—（産地表示の判例あり）	—
エストニア	—	グルジアの GI 対エストニア商標	—
マルタ	—	—	—

※上記は問題が提起されたが、必ずしも侵害とはみなされなかった事例を含む。

1.4.4 対抗手段

GI 侵害への対抗手段には、行政当局への通報による行政措置あるいは民間の法律事務所を通じた民事手続きがある。前掲した GI 侵害の通報窓口（表 1-3）には誰でも通報することが可能であり、電話や電子メールのほか、ウェブサイト上からフォームに記入する形で連絡可能な場合が多い。ただし、前述した通り、GI 侵害に対する行政措置が明確に規定されていない場合（マルタ）、行政の権限や介入が限定的な場合（ルクセンブルク、ルーマニア）では、民事手続きにより解決を試みる慣行がある（ルーマニア）。

本年度の調査対象国においては、GI 侵害に関する民事手続き例は多くはないが、外国の GI 名称の不正利用について法律事務所が裁判所へ差し止め請求を行い、解決した例もある（エストニア）。

1.4.5 GI 関連諸制度

欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012 は、農産物及び食料品について GI を定めるとともに伝統的特産品保証（Traditional Speciality Guaranteed: TSG）を定めている。TSG は、歴史的に認知された、または明示された伝統的な方法で生産された食品であり、少なくとも 30 年間にわたり EU 市場に流通している農産物・食品を認証する制度である。当該制度は原産地に言及せず、伝統的な成分構成と生産方法を評価する。GI 制度と同様、TSG に登録された産品へのラベルの添付は義務である。

TSG の登録は EU 全体で 64 件（2020 年 12 月 31 日登録済）と、GI 登録の 5 % 以下である。最も多いのはポーランド、次いでベルギー、ブルガリアが同件数で続く。GI 登録は南欧諸国が多いのに比べて、TSG 登録は中欧・東欧諸国が多い傾向がある。品目としては、GI 登録は果物・野菜、チーズが多いのに比べて、TSG 登録は肉製品やパン・菓子類が多い。

表 1-5 調査対象国の TSG 登録件数

調査対象国	登録件数	調査対象国	登録件数
ポルトガル	1	アイルランド	0
ギリシャ	0	フィンランド	3
ポーランド	10	ルーマニア	0
チェコ	1	スウェーデン	2
クロアチア	0	リトアニア	2
スロベニア	3	キプロス	0
ハンガリー	2	ルクセンブルグ	0
オーストリア	3	ブルガリア	5
ベルギー	5	ラトビア	3
スロバキア	3	エストニア	0
デンマーク	0	マルタ	0
-		計	43(EU 全体 64)

このほかチェコとスロバキアの共同申請 4 件あり。

登録件数：EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末登録済

また、各国ではそれぞれ食品の品質や国産品であることを保証する国内の認証制度を運用している。これらの認証品の市場監視は、GI 産品と同様に、食品安全検査の中で実施されている。

表 1-6 調査対象国の関連制度

調査対象国	関連制度
ポルトガル	—
ギリシャ	ギリシャマーク
ポーランド	名産品伝統リスト（LTP）高品質伝統品（Jakość Tradycja）、高品質食肉プログラム（QMP）、豚肉品質制度（PQS）、食品品質保証制度（QAFP）
チェコ	クラス品質ラベル（KLASA）、郷土食品ラベル（Regionální potravina）、チェコ製品ラベル（Český výrobek）
クロアチア	国産品質保証（Dokazana kvaliteta）、クロアチア品質ラベル（Hrvatska kvaliteta）、クロアチア国産品ラベル（Izvorno hrvatsko）
スロベニア	高品質食品（Višja kakovost: VK）、統合的生産（irana pridelava : IP）選ばれた品質の食品（Izbrana kakovost）
ハンガリー	KMÉ ラベル、ハンガリウム
オーストリア	AMA 品質保証ラベル（AMA-Gütesiegel）
ベルギー	—
スロバキア	SK 品質ラベル（Značka kvality SK）、スロバキア農産物・食品ラベル（Slovenska potravina/Slovenský poľnohospodársky produkt）
デンマーク	Keyhole ラベル
アイルランド	Bord Bia（アイルランド食品委員会）品質保証制度
フィンランド	フィンランド国産食品（Hyvää Suomesta）
ルーマニア	ルーマニア伝統レシピ（Established Roumanian Recipes）
スウェーデン	Keyhole ラベル、国産ラベル（Från Sverige）
リトアニア	国家高品質製品（Nacionalinės kokybės produktų）
キプロス	—
ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国国産ラベル
ブルガリア	国産品ラベル（設計中）
ラトビア	緑スプーンマーク（Zaļā karotīte）、紅スプーンマーク（Bordo karotīte）
エストニア	国産つばめマーク、高品質食品クローバーマーク
マルタ	—

有機認証制度は対象外。 —：確認できず

1.4.6 日本の GI 産品の侵害事例

日本の GI 産品の侵害事例は、公知情報では確認できなかった。

EU の GI は相互保護の歴史も長く、GI 当局の監視活動で不正が摘発される例も多いが、日本の GI 産品については監視当局もそもそも馴染みがなく、侵害の判断基準も確立されていない。さらに実態として必ずしも GI 侵害に対して当局が動くとは限らず、行政措置の具体的な規定がない、あるいは権限が限定的な国もある。そのため行政ルートでの解決に依存せず、民間の法律事務所を通じて解決を試みるのが推奨される。

法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特に GI、商標）を多く取り扱う弁護士を探す、あるいは下記のような日本の組織に相談するのも良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：
<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

本調査の結果を調査報告書としてまとめている。内容を次項に示す。

2 EU の GI 監視スキーム等実態調査

2.1 はじめに

2.1.1 背景

地域には伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性がその品質等の特性に結びついている産品が多く存在する。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し保護する制度が 2015 年から始まった**地理的表示（GI）保護制度**である。GI 保護制度は欧州で長い歴史があり、欧州連合（EU）は 1992 年に原産地名称保護制度を制定し、域内での GI を保護している。

日本の GI 保護制度は、国内では政府がその権利を保護することを定めている。一方、海外でも GI を含む知的財産の侵害は起こっている。日本の GI や地名に係る商標を第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本の GI 産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている。

このような中で、2019 年 2 月 1 日に日本と欧州連合の経済連携協定が発効された。地理的表示について相互に高いレベルで保護されることになり、日本側の GI 産品（農産物類 48 産品、酒類 8 産品）と EU 側の（農産物類 71 産品、酒類 139 産品）の GI 産品についてそれぞれの法制度による保護が開始された。また、2021 年 2 月 1 日から、日本側の GI 産品（農産物類 25 産品、酒類 3 産品）と EU 側の（農産物類 21 産品、酒類 7 産品）の GI 産品について、新たに追加保護されることとなった。

2.1.2 本書の目的

本調査は、昨年度実施した EU 加盟国 6 カ国（イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、イギリス、オランダ）を対象とした調査の続編である。本年度は残りの 22 カ国を対象として GI 監視の実態についてインターネット調査、現地リサーチ及び現地法律事務所を通じた情報収集を行った。EU 域内で日本の GI 産品の模倣品が発見された場合に生産者団体等がとりうる措置について参考となる情報を整理してまとめている。

本書は GI 産品の生産、販売にかかわる方、特に外国への輸出を行っている、またはこれから輸出を検討されている方を対象としている。EU 域内において GI の侵害がいかに解決されているかを紹介し、日本の農林産物・食品の輸出拡大の一助となることを願うものである。



2.2 EU

2.2.1 概要

GI制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には特にワインにおいて独自のGI制度が早くから存在したが、1992年にEU規則¹¹が制定され、EU加盟国に共通の制度となった。今日では、農産品及び食品、ワイン、蒸留酒、香味付けワインの4つのカテゴリにそれぞれEU規則が定められている¹²。

EUのGI制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英 Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英 Protected geographical indication : PGI）の2つがある。PDOはすべての生産工程をその土地で行うもの、PGIは生産工程の一部をその土地で行うものである。

EUのGI制度

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン	蒸留酒、香味付けワイン
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のぶどうは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のぶどうは85%以上が地元産	蒸留や熟成の1つ以上の工程をその土地で行う ただし、原材料は地元産である必要はない
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘン シンケン・ハム（ドイツ）	スコッチウイスキー（スコットランド）
ラベル			
ラベル添付	食品、農産物は義務 ワインは任意	食品、農産物は義務 ワインは任意	任意

<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained#latest>

¹¹ 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則第 2081/92 号 1992 年 7 月 14 日 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A31992R2081>

¹² 農産物及び食品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012
 ワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013
 香味付けワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014
 蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008

2020 年 12 月末現在、PDO は 659 件、PGI は 784 件が登録されている。国別の登録件数をみると、最も多いのがイタリア、次いでフランス、スペインと南ヨーロッパが続き、これら上位 3 カ国で全体の 5 割以上を占める。

農産物・食品における EU の GI 登録件数 国別

国名	PDO	PGI	総計
イタリア	172	137	309
フランス	107	146	253
スペイン	103	94	197
ポルトガル	64	75	139
ギリシャ	79	34	113
ドイツ	12	79	91
イギリス	27	42	69
ポーランド	9	24	33
チェコ	6	23	29
クロアチア	12	14	26
スロベニア	8	13	21
ハンガリー	8	10	18
オーストリア	10	5	15
ベルギー	4	11	15
スロバキア	2	10	12
オランダ	6	5	11
中国	4	6	10
デンマーク		8	8
アイルランド	3	5	8
フィンランド	5	2	7
ルーマニア	1	6	7
キプロス	1	5	6
リトアニア		6	6
スウェーデン	3	3	6
トルコ	4	1	5
ルクセンブルグ	2	2	4
タイ		4	4
ブルガリア	1	2	3
ラトビア	1	2	3
カンボジア		2	2
クロアチア、スロベニア	2		2
ノルウェー		2	2
スペイン、フランス		2	2
アンドラ		1	1
コロンビア		1	1
ドミニカ	1		1
リトアニア、ポーランド	1		1
インド		1	1
インドネシア		1	1
ベトナム	1		1
総計	659	784	1443

(EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済)

品目別の登録件数をみると、最も多いのが果物・野菜・穀類、次いでチーズ、肉製品、肉、油・油脂である。品目によって特徴があり、チーズや油・油脂では、PDO の登録件数が PGI 登録件数を大きく上回り、肉製品や肉ではその逆である。これは原材料（肉の場合は飼料）が地元で調達し易いかどうかの影響すると思われる。

農産物・食品における EU の GI 登録件数 品目別

品目	PDO	PGI	総計
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	161	242	403
Class 1.3. チーズ	195	53	248
Class 1.2. 肉製品	37	145	182
Class 1.1. 肉	43	122	165
Class 1.5. 油、油脂	118	24	142
Class 2.3. パン、菓子類	4	81	85
Class 1.8. その他（スパイス等）	33	27	60
Class 1.7. 水産物	17	37	54
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	37	12	49
Class 2.1. ビール		21	21
Class 2.5. パスタ		10	10
Class 2.6. 塩	6	3	9
Class 2.10. 精油	3	1	4
Class 2.13. 花き、植物		3	3
Class 2.7. 天然ゴム、樹脂	2		2
Class 2.8. マスタードペースト		2	2
Class 2.12. コチニール（昆虫由来の色素）	1		1
Class 2.15. ウール	1		1
Class 2.2. チョコレート		1	1
Class 2.9. 干し草	1		1
総計	659	784	1443

（EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末登録済）

欧州委員会の調査によると、GI 品の販売額は年々上昇して 2017 年時点で 748 億ユーロとなり、食品飲料全体の販売額 1 兆 1,010 億ユーロの約 7%と推計されている。¹³内訳をみると、ワインが約 5 割と多いが、農産物・食品も 3 割以上を占めている。

市場別にみると、ワインや蒸留酒等の輸出しやすい商品は EU 外への輸出額が大きいものの、農産物・食品では 75%が国内、18.4%が EU 域内で販売されている。

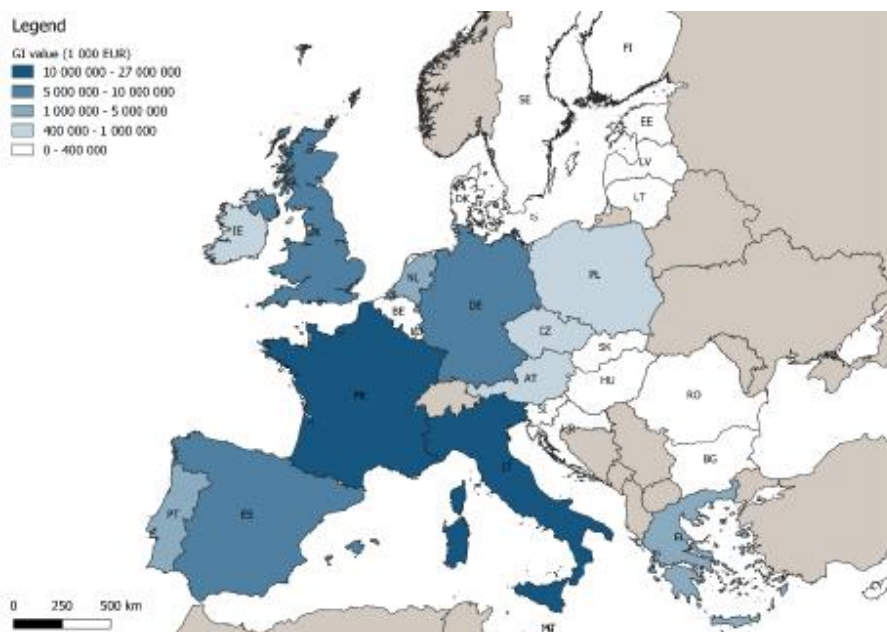
GI 及び TSG の販売額（単位：百万ユーロ）

年 品目別	2010 年	2017 年	市場別		
			国内	EU 内	EU 外
ワイン	29,630	39,418	23,151	7,711	8,557
農産物・食品	16,603	27,339	20,527	5,044	1,767
蒸留酒	8,249	10,347	1,330	2,311	6,706
香味付けワイン	31	43	37	3	3
GI 計	54,513	74,759	43,337	14,473	16,948
GI/TSG 計	54,513	77,147	45,045	15,069	17,033

※品目別販売額は GI 及び TSG を含む。TSG : Traditional Speciality Guaranteed (EU の伝統的特産物としての認定品)

EC (2020) レポート、表 3、表 5 より一部抜粋。

販売額はフランス、イタリアで大きく、ドイツ、イギリス、スペインが続いている。



各国の GI 品販売額

EC (2020) Study on economic value of EU quality schemes, GIs and TSGs

¹³ European Commission (2020) Study on economic value of EU quality schemes, geographical indications (GIs) and traditional specialties guaranteed (TSGs) Final Report.

2.2.2 GI 監視スキーム

農産物・食品についての EU 規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012）によると、加盟国政府が GI の監視責任を持つとされている。

- EC 規則 No.882/2004※に則り、加盟国は管理当局を指定すること、各国の管理当局は製品のコンプライアンスの検証及び名称利用の市場監視の責務を負うこと（EU 規則 No.1151/2012 第 36 条）
- 名称利用の市場監視について、加盟国政府は管理当局（名称・住所）を欧州委員会に通知し、欧州委員会が公表すること、加盟国はリスク分析に基づきチェックを行い、違反を発見した場合には必要な措置をとること（同第 38 条）

※飼料・食品法、動物保健・動物福祉規定の遵守を確実に検証するために実施される公的統制に関する規則

EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づき、欧州委員会は加盟国における GI 名称の市場監視当局をウェブサイトで公表している。これを見ると、1 つの機関が中央集権的に管理する国が多いが、複数の機関が管理する国（オーストリア、ドイツ、スペイン等）もある。分散型管理体制の国は、主に州政府が管理当局となっているが、ドイツでは郡レベルが管理当局に指定されており、その数は 250 近くになる。

EU 各国の GI に関する市場監視当局の数

国	管理当局の数	国	管理当局の数
オーストリア	9	イタリア	3
ベルギー	1	ラトビア	1
ブルガリア	1	リトアニア	1
クロアチア	1	ルクセンブルグ	1
キプロス	1	マルタ	1
チェコ共和国	3	オランダ	3
デンマーク	1	ポーランド	1
エストニア	1	ポルトガル	4
フィンランド	2	ルーマニア	1
フランス	2	スロバキア	1
ドイツ	246	スロベニア	1
ギリシャ	1	スペイン	19
ハンガリー	1	スウェーデン	1
アイルランド	1	イギリス	5

※イタリアは 1 つの省内の総局レベルをカウント

（2020 年 11 月現在）

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

欧州委員会の役割

EU の GI 監視責任は各国の管理当局にあるが、欧州委員会には EU の制度全体を監視する役割がある。GI 制度は EU 規則に定められており、EU 規則は加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国に直接的な法的拘束力がある。欧州委員会は、EU 規則に整合しない各国独自の制度に対して修正や廃止を要求して EU 共通の制度を維持している。この手続きは以下の 3 段階で進められる。

第 1 段階：是正を求める通知の送付

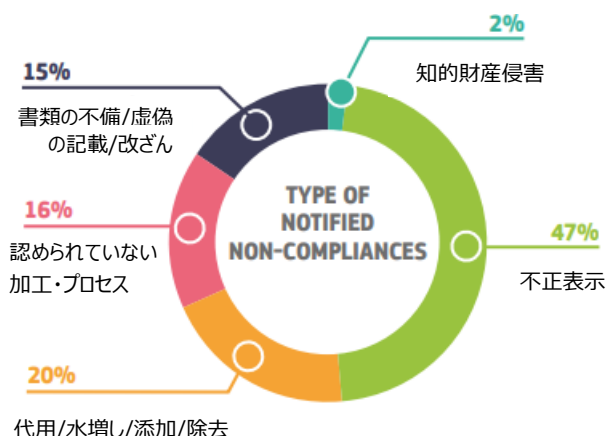
第 2 段階：改善されない場合、2 か月以内に回答義務がある意見書の送付

第 3 段階：改善されない場合、欧州裁判所での審議

一例として、欧州委員会は 2018 年からブルガリア政府に対して国内の GI 制度の廃止を求め第 2 段階の手続きにまで進んだが¹⁴、2020 年にブルガリアの商標地理的表示法が改正され、EU の制度との整合性が確保されることとなった。

EU 域内の情報交換ネットワーク AAC

食品偽装に関連して 2013 年から EU 加盟国間の情報連携をはかる EU Food Fraud Network (FFN) が開始されている。各国の窓口の連絡先を共有し、EU の農業食品規制の国境を越えた違反に対して自発的に協力していこうという仕組みである。欧州委員会は、FFN に参加するメンバーが情報をやりとりする IT システム Administrative Assistance and Cooperation system (AAC) を提供している。2019 年度は 292 件の協力要請が AAC を通じて行われ、このうち 2% は知的財産の侵害であった¹⁵。



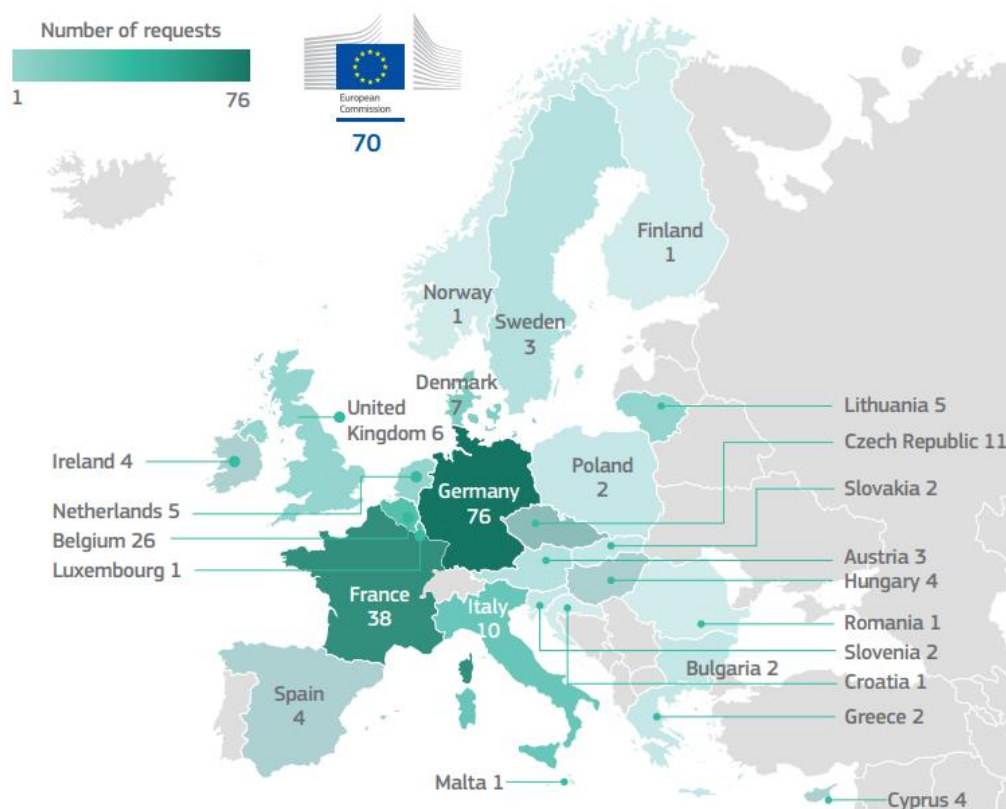
AAC を通じて報告された案件の内訳（2019 年）

EU (2020) The EU Food Fraud Network and the Administrative Assistance and the Cooperation System

¹⁴ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

¹⁵ https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/ff_ffn_annual-report_2019.pdf (europa.eu)

AAC を通じた要請件数を国別にみると、ドイツが最も多く 76 件、次いでフランス 38 件、ベルギー 26 件である。なお欧州委員会も 70 件の要請を行っている。



AAC への通報の国別内訳（2019 年）

EU（2020）The EU Food Fraud Network and the Administrative Assistance and the Cooperation System

EU 加盟国間の AAC を通じた協力は成果をあげており、2019 年にはスペイン産サフランに不正なかさ増しがされているとしてイギリス当局がスペイン当局に通報し、スペイン当局が違反品 87 キロ、市場価格にして 78.3 万ユーロ相当を押収している。

EU 域内の食品の不正表示の摘発

EU の専門機関である欧州刑事警察機構（Europol）は、国際刑事警察機構（Interpol）と共同で食品分野の詐欺を対象とした取り締まりに取り組んでいる¹⁶。2018 年 12 月から 2019 年 4 月まで行われた取り締まり「Operation OPSON VIII」においては、欧州委員会主導による EU 有機認証の偽造の取り締まりが実施された。この結果、24 トンの製品が押収され、162 トンの製品の有機認証を剥奪した。12 件の刑事事件の捜査、2 件の商業裁判所における裁判、2 件の経理上の調査、20 件の行政措置がとられ、2 つの犯罪組織が解散に至った。

¹⁶ https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/ff_ffn_annual-report_2019.pdf

また、ドイツ当局主導により、14 か国でアラビカコーヒー豆の模倣の取り締まりも実施された。その結果、分析された 400 のサンプルのうち 10 件が偽造品であり、前述した情報交換ネットワーク FFN も活用してさらなる調査が継続されている。

今回の取り締まりは有機認証や特定産地の食品を対象としたものであったが、デンマークでは過去に GI 品を対象とする摘発が行われた例がある（デンマークの章参照）。他国でも今後 GI 品が対象とされる可能性があり、EU 域内での摘発が可能な体制が構築されているといえる。

欧州司法裁判所の役割

欧州司法裁判所（European Court of Justice : ECJ）は、EU の法令の解釈や運用について審議する機関であり、EU における最高裁判所である。GI 侵害に関する審議はまず各国の地方裁判所から開始されて最高裁判所へと進み、国内審議で解決されない場合は最終的に欧州司法裁判所で審議される。

「フェタ」問題

「フェタ（Feta）」は、羊あるいは山羊の乳から作られるギリシャの代表的なチーズである。しかし、フェタという名前のチーズは他のヨーロッパ諸国でも広く生産されていたこと、フェタという特定の場所は存在しないことから、ギリシャによる GI 登録を巡って長い間争われた。

1994 年、EU の GI 制度が開始されるとともにギリシャは「フェタ」を PDO として申請し、1996 年に登録された。しかし、デンマーク、ドイツ、フランスはフェタは一般名称であるとして欧州司法裁判所に訴え、1999 年、PDO 登録は無効とされた。

その後、欧州委員会の専門委員会で議論が続けられ、フェタの生産消費はギリシャに集中していること、ギリシャ以外では牛乳を原料とするなど製法に違いがあることを踏まえ、2002 年に再び PDO として登録が認められた。ギリシャ以外のフェタ生産者には生産の停止あるいは名称の変更に 5 年間の猶予期間が与えられた。これを受けて各国政府や事業者が登録の無効化を求めて幾つも訴訟を起こしたが、登録を覆すには至らなかった。

フェタを巡る問題は収束したわけではなく、デンマークではフェタチーズの生産が続けられた。欧州委員会は 2018 年 1 月にデンマーク政府に改善を求める通知を行ったが、状況は変わらなかった。デンマークで生産されたフェタチーズが EU 以外に輸出されており、同国政府が GI を監視する義務を怠っているとして、2019 年 11 月、欧州委員会はデンマーク政府を欧州司法裁判所に提訴。模倣品の生産販売を見逃していることにより、デンマーク政府は EU 規則 No.1151/2012 違反のみならず、EU の根幹となる EU 条約（The Treaty on European Union）にも違反しているとしている。現在、審議は継続中である。

(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_02_866)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO_19_462

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62020CN0159&qid=1606380497460>

EU 税関の役割

各国の税関は、国境を通過する物品に模倣品がないかどうかを検査しており、知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（EU 規則 No.608/2013）。申請は無料、1 年間有効、延長可能である。税関が模倣品を差し押さえた場合の保管や廃棄等の諸費用については、申請者が負担する原則¹⁷であるが、国により事情は異なる¹⁸。2018 年度の統計¹⁹をみると、税関が介入するケースの 98%は事前申請されていた品に関するものであり、申請しなければ税関は介入しないといえる。

～GI を守るために～

税関への申請制度

知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（Application for Action）。

申請方法

EU のサイトから申請書式をダウンロードして記入し、必要書類を揃えて当局へ送る。
(https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/defend-your-rights_en)

- ・申請様式（Application form for action）
 - ・記入方法のマニュアル（英語）
 - ・送付先の税関当局リスト（competent customs department）
- 等が上記のサイトより入手可能

注意事項

- ・申請は、紙媒体でも電子媒体でも可能
- ・申請先の税関が使用する言語で記入すること
- ・記入した申請様式のほか、申請者の資格を証明する書類（所有権利者の場合は権利登録書、使用権利者の場合は契約書等）が必要
- ・延長申請は、期限失効の少なくとも 30 日以前に行うこと

保護のしくみ

申請後、30 日以内に税関から申請が承認されたかどうか連絡がある。保護は承認日から 1 年間有効である。

税関は、模倣品の疑いのある物品を発見すると、知的財産の権利者（保護申請者）と疑義のある商品の保有者（輸入先）の双方に連絡する。いずれの当事者も 10 日以内に税関に回答する。当事者の対応や侵害品の状況によって税関のとり措置は幾つかに分かれている：

- ・ 双方の合意の下、商品を廃棄処分する
- ・ 侵害が明らかで模倣品が少数の場合、商品の保有者の承諾の下、権利者の合意がなくても廃棄処分する
- ・ 権利者が税関に回答しない場合、商品の保有者に引き渡す 等

¹⁷ European Commission (2014) Customs enforcement of intellectual property rights in the EU. Manual for the completion of applications for action and extension request.

¹⁸ 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所（2018）「EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」

¹⁹ European Commission (2019) Report on the EU customs enforcement of intellectual property rights: Results at the EU border, 2018.

西欧編

(ポルトガル、ベルギー、アイルランド、
ルクセンブルグ、マルタ)

2.3 ポルトガル

2.3.1 概要

人口は 1,027 万人（2019 年）、面積は 91,985 平方キロメートルで日本の約 4 分の 1 である。²⁰

イベリア半島の西端に位置し、大西洋上のアゾレス諸島、マデイラ諸島等も含む。小国であるが地形は多様である。北部は起伏の多い山岳地で南下するにつれて緩やかな台地性の平原となり、西部の大西洋岸には海岸平野がひろげ、海岸には潟湖や砂丘が多い。主要農産物は、小麦、大麦、とうもろこし、米、じゃがいも、ワイン用のぶどう、オリーブ等である。世界最大のトマトペーストの輸出国であるほか、ワインも世界有数の輸出国である。²¹



1 経営体当たりの平均経営面積は 14.1ha（2016 年）である。小規模農家が多く、経営面積 5ha 未満の農家が約 7 割を占める。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.1%（日本は 1.1%）である。²²

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ポルトガル		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,408	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	49	2.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からポルトガルへの輸出額が 1,400 万 US ドルであるのに対し、ポルトガルから日本への輸入額は 7,900 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は非食用油脂、ソース混合調味料、ベビーフード等であり、ポルトガルからの輸入上位品目はトマト（調製品）、ぶどう酒、魚（冷凍）である。

²⁰ 外務省「ポルトガル共和国（Portuguese Republic）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/portugal/data.html>

²¹ Britannica「Portugal」 <https://www.britannica.com/place/Portugal>

²² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Portugal」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-pt_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ポルトガル)	輸入 (ポルトガル→日本)	日本の収支
総額	468	366	102
農林水産物	14	79	▲65
農林水産物のシェア	3.1	21.6	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ポルトガル（単位：万 US ドル%） 輸入：ポルトガル→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
非食用油脂	921	64.3	トマト（調製品）	3,559	45.1
ソース混合調味料	233	16.2	ぶどう酒	772	9.8
ベビーフード等	61	4.3	魚（冷凍）	553	7.0
パスタ	30	2.1	豚肉	520	6.6
ベーカリー製品	25	1.7	魚（フィレ）	413	5.2
総額	1,433	100.0	総額	7,876	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ポルトガル語で Denominação de origem protegida（DOP）、地理的表示保護（PGI）は Indicação Geográfica Protegida（IGP）と呼ぶ。ポルトガルの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 64 件、PGI 75 件、合計 139 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、スペインに次ぐ第 4 位である。品目別にみると、PDO は肉、果物・野菜・穀類が多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	17	14
Class 1.2. 肉製品	2	39
Class 1.3. チーズ	11	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	12	-
Class 1.5. 油脂	6	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	15	14
Class 2.3. パン、菓子類	-	7
Class 2.6. 塩	1	-
総数	64	75

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済



エストレーラ山脈のチーズ
Queijo Serra da Estrela (PDO)



ポルトガル北部のバロザン牛 Carne Barrosa (PDO)



オエステ地方の洋ナシ
Pêra Rocha do Oeste (PDO)



アゾレス諸島サン・ミゲル島のパイナップル
Ananás dos Açores / São Miguel (PDO)

2.3.2 GI 監視スキーム

ポルトガルでは農業森林農村開発省（MAFRD）の食品家畜総局（DGAV）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業森林農村開発省 食品家畜総局 (Ministério da Agricultura, Florestas e Desenvolvimento Rural Direção Geral de Alimentação e Veterinária : MAFRD-DGAV)	Campo Grande 50, 1700093 Lisboa	Tel. +351 213239500 Fax. +351 213463518 Email: dirgeral@dgav.pt Website: http://www.asae.pt/

EUIPO (2017)²³

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局として 4 機関を公表している。このうち MAFRD の農業農村開発総局（DGADR）は主に生産段階の監視を行い、経済省の経済食品安全局（ASAE）は GI 名称に関する市場監視を担当している。また、ポルトガル本土から 1,200km 離れたアゾレス諸島、1,000km 離れたマデイラ諸島ではそれぞれの自治体が監視義務を担っている。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業森林農村開発省 農業農村開発総局 (Direção Geral de Agricultura e Desenvolvimento Rural : MAFRD-DGADR)	Av. Afonso Costa, 3 1949002 Lisboa	Email: dspaa@dgadr.pt Website: www.dgadr.pt
経済食品安全局 (Autoridade de Segurança Alimentar e Económica : ASAE)	Rua Rodrigo da Fonseca, 73 1269274 Lisboa	Tel. +351 217983600 Fax. +351 217983654 Email: correio.asae@asae.pt Website: http://www.asae.pt/
食品農業市場研究所 (Instituto de Alimentação e Mercados Agrícolas) 116 ※アゾレス諸島	Palácio da Conceição Rua 16 de Fevereiro 9504509 Ponta Delgada	Tel. +351 / 296301100 Email: governoregional@azores.gov.pt Website: www.azores.gov.pt
環境自然資源地域事務局 (Secretaria Regional do Ambiente e Recursos Naturais) ※マデイラ諸島	Avda. Arriaga, 21-A Edf. Golden Gate, Planta 5, 9004-528 Funchal	Tel. +351 / 291201830 Email: gabinete.sra@gov-madeira Website: www.sra.pt

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁴

²³ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

市場監視当局であるASAEは、3つの地域局を持つ中央行政機関であり、食品リスクとラボラトリ部門、オペレーション部門、情報犯罪捜査部門、総務ロジスティクス部門、法務及び行政違反部門などの部門で構成される。ASAEがGI監視計画を策定し、DGADRはその計画を承認する役割がある。

なお、ワインに関するGIの市場監視当局は、以下の4機関である。ポルトガルは世界有数のワイン産出国であり、有名な産地（ドウロ及びポート、マデイラ）ではそれぞれの管理当局が指定されている。有名産地を含むポルトガル全土のワインセクターを調整するのがぶどうワイン研究所（IVV）であり、GI名称に関する市場監視は、農産物・食品と同様にASAEが担当している。ワイン当局IVDP、IVBAM、IVVはすべて農業森林農村開発省下の公的機関である。IVDPとIVBAMは、ワインについて事業者が販売する量が認証された量を超えていないかどうかをチェックする役割がある。

GI名称の市場監視当局（ワイン）

機関名	住所	連絡先
ドウロ・ポートワイン研究所 (Instituto dos Vinhos do Douro e do Porto : IVDP)	Rua dos Camilos, 90 5050 Peso da Régua	Tel. +351 254320130 Fax. +351 254320149 Email: ivdp@ivdp.pt Website: http://www.ivdp.pt/
マデイラワイン研究所 (Instituto do Vinho, do Bordado e do Artesanato da Madeira : IVBAM)	Rua Visconde de Anadia, 44, 9050-020 Funchal Madeira	Tel. +351 291211600 Fax. +351 291224791 Email: ivbam.sra@gov-madeira.pt Website: http://ivbam.gov-madeira.pt/
ぶどうワイン研究所 (Instituto da Vinha e do Vinho : IVV)	Rua Mouzinho da Silveira, 5 1250165 Lisboa	Tel. +351 213506700 Email: ivv@ivv.gov.pt Website: http://www.ivv.gov.pt/np4/home.html
経済食品安全局 (Autoridade de Segurança Alimentar e Económica : ASAE)	Rua Rodrigo da Fonseca, 73 1269274 Lisboa	Tel. +351 217983600 Fax. +351 217983654 Email: correio.asae@asae.pt Website: http://www.asae.pt/

EUIPO (2017)

ASAEは、農産物・食品、ワイン、スピリッツ等のカテゴリに関わらず、市場におけるGI名称の使用を監視する。監視は食品安全の活動の一環として行われ、対象はリスク分析に基づいて選択される。定期的な監視活動のほか、第三者から違反通報を受けた場合には臨時の検査も行われる。他のEU加盟国からの通報もEU Food Fraud Networkを通じて受け付けており、担当窓口はDGAV及びASAEである。²⁵

²⁵ 2020年9月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.3.3 GI 侵害の事例

ポルトガルでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、ワインの産出国であるため自国のワインの GI を巡る問題が散見された。ポートワインの管理当局であるドウロ・ポートワイン研究所（IVDP）では、「ポート」の名称がついた違反品の写真をウェブサイトに掲載し、地理的名称を知的財産として認識し、保護していく重要性を訴えている。



Porte d'Or - Belgium



Porte Noir - Netherlands



Portly Ruby - Netherlands

IVDP ウェブサイト「違反品ギャラリー」の例²⁶

「ポートワイン」と「ポートシャーロット・ウイスキー」

「ポートワイン（Vinho do Porto）」は、ポルトガルのポルト港から出荷される特産ワインとして昔から知られている。ポルトガル政府は同国北部を流れるドウロ川上流をポートワインの法定区域と定め、この地区で栽培された葡萄を原料とした酒精強化ワインのみをポートワインとして品質を厳しく管理している。当該地域は世界遺産にも指定されている。

2006 年、スコットランドのウイスキー醸造会社 Bruichladdich Distillery Co. Ltd は、商標「PORT CHARLOTTE」を欧州共同体商標意匠庁 OHIM（現 EUIPO）に申請し、アルコール飲料クラスの商標として翌年登録された。2011 年、ポートワインを管理するポルトガルのワイン当局 IVDP は同商標の無効化を申し立てた。これを受けて英企業は商標クラスをウイスキーに限定するよう変更し、OHIM は IVDP の申請を拒絶した。その後、紛争は欧州司法裁判所に移り、2015 年には OHIM の決定は無効とされ、IVDP の訴えが認められるかに思われたが、2017 年 9 月、欧州司法裁判所は「消費者はウイスキーとポートワインを混同しない」として、IVDP の訴えを退けている。

(<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b70d341d-d184-43b2-85ba-3010b9b282fe>)

²⁶ <http://www.ivdp.pt/consumidor/p5ccw-galeria-de-fraudes>

2.3.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、ASAE にウェブサイトの通報フォームから、あるいは文書、Fax、電話、直接訪問により、通報することができる。ウェブサイトの通報フォームには通報者の氏名や連絡先とともに、違反を疑う根拠、発見場所、事業者等に関する情報を記入するしくみである。匿名での通報も可能であるが、その場合、ASAE は匿名通報者に対応結果を提供しないとされている。ASAE は、GI 侵害に限らず、毎年 2 万件を超える通報を受けている。

Queixoso / Denunciante

Nome

Morada

Código Postal Localidade
 -

Telefone

E-mail

Identificação das Testemunhas

Identificação do Agente Económico visado Identificação dos Factos

Nome *

Morada *

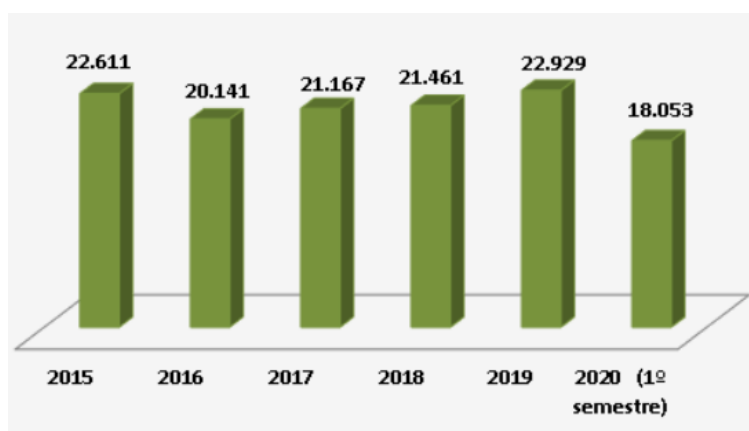
Código Postal Localidade *
 -

Telefone

E-mail

Send

ASAE ウェブサイトの通報フォーム²⁷



ASAE への違反通報件数²⁸

²⁷ <https://www.asae.gov.pt/reclamacoes-e-denuncias/denuncias/queixas-e-denuncias.aspx>

²⁸ <https://www.asae.gov.pt/reclamacoes-e-denuncias/denuncias.aspx>

侵害が発見されると ASAE は事業者に違反品を市場から撤収するよう通知する。ASAE は違反品を押収したり、破壊したりする権限がある。食品詐欺への制裁は犯罪の重大性に応じて行政措置または刑事罰の 2 つに分類される。食品に関する行政違反は、No 26/2016、8 月 6 日法及び食品の安全基準を定める No 113/2006 法で規定され、違反の種類に応じて行政措置が設けられている。なお、ワインに関する行政違反は、No 213/2004、8 月 23 日法で規定され、IVDP、IVBAM、IVV が対応するとされている。

また、産業財産法は GI 侵害に関する刑事罰を定めており、以下の行為について 3 年以下の禁固刑又は 360 日以下相当の罰金が科されると規定している（第 324 条）²⁹。

- a) 登録された原産地呼称または地理的表示を全部または一部を複製または模倣すること
- b) 原産地呼称または地理的表示の使用権なしに、複製、模倣、またはその表現を構成する標識を自社の製品に使用すること

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ポルトガルにおける GI 侵害の窓口は、経済省の経済食品安全局（Autoridade de Segurança Alimentar e Económica : ASAE）

Tel. +351 217983600

Fax. +351 217983654

Email: correio.asae@asae.pt

連絡方法

ASAE のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。また、文書、Fax、電話、直接訪問による申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

<https://www.asae.gov.pt/reclamacoes-e-denuncias/denuncias/queixas-e-denuncias.aspx>

保護のしくみ

侵害通報を受けると ASAE は対象事業者に違反品を市場から撤収するよう通知する。ASAE には違反品を押収や破壊する権限があり、食品詐欺は犯罪の重大性に応じて行政措置あるいは刑事罰で処分される。

²⁹ <https://aopi.pt/a324.html> 1 日当たりの罰金の金額は裁判所が決定。

2.3.5 関連法令

ポルトガル GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書³⁰に基づいている。

GI 根拠法令

- Industrial Property Code（産業財産法）
- Decree Law No 213/2004, 23 August（※ワイン、行政手続き、刑事手続き含む）

その他

- Decree Law No 26/2016 of 6 June（※食品、行政違反）
- Decree Law No 113/2006（※食品安全）

2.3.6 その他関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、歴史的に認知された、または明示された伝統的な方法で生産された食品であり、少なくとも 30 年間にわたり EU 市場に流通している農産物・食品を認証する制度である。当該制度は原産地に言及せず、伝統的な成分構成と生産方法を評価する。現在、ポルトガルでは「ポルトガルの伝統的干鰯（Bacalhau de Cura Tradicional Portuguesa）」1 件が認定を受けている。

³⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.4 ベルギー

2.4.1 概要

人口は 1,149 万人（2020 年）、面積は 30,528 平方キロメートルで日本の約 12 分の 1 である。³¹

国土の北西部には北海に面したフランドル低地が広がり、南東部のアルデンヌ地方に向かって丘陵地帯となる。³²気候は温暖な海洋性気候である。ベルギーの農業を概観すると、従事者数は少なく、GDP に占める割合も低い。中心は牧畜であり、乳製品と肉製品が全農産品の 3 分の 2 以上を占めている。主要農産物は、てん菜、チコリ、亜麻、穀類、じゃがいもであり、フランドル地方では観賞用花きの栽培も行われている。



1 経営体当たりの平均経営面積は 36.7ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 0.5%（日本は 1.1%）である。³³

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ベルギー		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	5,430	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	27	0.5	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からベルギーへの輸出額が約 1,800 万 US ドルであるのに対し、ベルギーから日本への輸入額は約 2 億 5,000 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はその他の調製食料品、ソース混合調味料、牛肉であり、ベルギーからの輸入上位品目はチョコレート類、冷凍野菜、ベーカリー製品である。

³¹ 外務省「ベルギー王国（Kingdom of Belgium）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/belgium/data.html>

³² Britannica「Belgium」 <https://www.britannica.com/place/Belgium>

³³ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Belgium」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-be_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ベルギー)	輸入 (ベルギー→日本)	日本の収支
総額	7,411	3,205	4,205
農林水産物	18	250	▲231
農林水産物のシェア	0.2	7.8	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ベルギー（単位：万 US ドル%） 輸入：ベルギー→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
その他の調製食料品	648	35.2	チョコレート類	8,036	32.2
ソース混合調味料	287	15.5	冷凍野菜	3,275	13.1
牛肉	280	15.2	ベーカリー製品	1,484	5.9
パスタ	81	4.4	その他の調製食料品	1,022	4.1
ラザン	74	4.0	穀物調整食料品	925	3.7
総額	1,843	100.0	総額	24,989	100.0

資料：財務省貿易統計

ベルギーの公用語はフラマン語、フランス語、ドイツ語の 3 言語がある。原産地呼称保護（PDO）は、それぞれ順に Beschermde oorsprongsbenaming（BOB）、Appellation d'origine protégée（AOP）、Geschützte Ursprungsbezeichnung（GU）、地理的表示保護（PGI）は Beschermde geografische aanduiding（BGA）、Indication géographique protégée（IGP）、Geschützte geografische Angabe（GgA）と呼ぶ。ベルギーの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 4 件、PGI 11 件、合計 15 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は肉、チーズ、油脂、果物・野菜・穀類が 1 件ずつ、PGI は肉製品、果物・野菜・穀類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	-
Class 1.2. 肉製品	-	3
Class 1.3. チーズ	1	-
Class 1.5. 油脂	1	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	3
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	2
Class 2.13. 花卉	-	2
総数	4	11

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済



アルデンス地方のソーセージ
Saucisson d' Ardenne (PGI)



アルデンス地方のドライハム
Jambon d' Ardenne (PGI)



アルデンス地方の低温殺菌バター
Beurre d'Ardenne (PDO)



ファロ (ビール)
Faro (TSG)



エルヴ高原で生産されるウォッシュチーズ
Fromage de Herve (PDO)



クリーク (ビール)
Kriek (TSG)

2.4.2 GI 監視スキーム

ベルギーは、連邦、地方、自治体の 3 層からなる連邦国家であり、GI については連邦及び地方レベルで管理している。連邦公共サービス・経済・中小企業・自営業・エネルギー省（フラマン語 FOD）がベルギー全土の市場に出回る GI 製品とその表示を管理する中央機関として機能し、FOD 内の経済検査総局（ADEI）が、市場に関する公的管理を担当している。

なお、中央の関連機関としてフードチェーン安全局（FAVV）が存在するが、GI は FOD の所掌とされている。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
連邦公共サービス・経済・中小企業・自営業・エネルギー省 （FOD Economie, KMO, Middenstand en Energie） 経済検査総局 （Algemene Directie Economische Inspectie : ADEI）	North Gate Boulevard du Roi Albert II 16 1000 Bruxelles	Tel. +322778140 Email: eco.inspec.cdc@economie.fgo Website: http://www.economie.fgov.be/

EUIPO (2017)³⁴、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）³⁵

GI の明細書への適合性の検証は、原則として 3 つの地方（ワロン、フランドル、ブリュッセル・首都圏）に委任されている。一方、市場における GI 名称の監視は FOD の経済検査総局（ADEI）が国内全域で実施するほか、ワロン地方では 2016 年から地方当局も監視を実施している。

外国の GI 製品に対しては不定期的な監査あるいは侵害の通報を受けて調査が行われている。EU Food Fraud Network の担当窓口は ADEI 及び FAVV である。³⁶

³⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

³⁵ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

³⁶ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.4.3 GI 侵害の事例

ポルトガルのワイン GI 当局（IVDP）は、ポルトガルの GI である「ポルト」を想起させる名称（Porte d'Or 等）の酒類がベルギー市場に出回っているとしてウェブサイト上で注意を促している。しかし、これに関するベルギー国内の情報は見当たらなかった。



Porte d'Or - Bélgica



Puerto Casal - Bélgica



Puerto Gallero - Bélgica

IVDP ウェブサイト「違反品ギャラリー」の例³⁷

2.4.4 対抗手段

GI の侵害の疑いがある場合、FOD のウェブサイトからあるいは電話等により通報することができる。ウェブサイトのトップページの「Hot line」をクリックすると通報フォームが表示され、質問に答える形で、模倣品の販売などの知的財産の侵害の疑いを伝えることができる。ウェブサイトは、フラマン語、フランス語、ドイツ語、英語に対応している。

³⁷ <http://www.ivdp.pt/consumidor/p5ccw-galeria-de-fraudes>

EN FR | DE | EN |



Counterfeiting and piracy

You've bought something you suspect is fake. You want to report something about the sale of counterfeit or piracy.

What situation are you in?

☐ I probably bought counterfeiting on the internet
☐ I probably bought counterfeiting somewhere in Belgium
☒ I would like to report on the sale of counterfeiting, piracy or any other infringement of intellectual property rights

Return
Continue

FOD のウェブサイトの通報フォーム³⁸

当局への通報のほか、GI 権利者は裁判所を通じて不正行為の中止や製品の回収、市場からの撤去または破壊、侵害品の製造に使用された材料や器具の廃棄、侵害者負担による判決の広告、賠償請求等を求めることができる。

GI 侵害に関する特定の刑罰規定はないものの、刑法の規定により、商品の性質や原産地を欺いて販売した者は、罰金 50 ユーロから 1,000 ユーロあるいは禁固一か月から 1 年に処される場合がある。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ベルギーにおける GI 侵害の窓口は、FOD の経済検査総局
 (Algemene Directie Economische Inspectie : ADEI)
 Tel. +322778140
 Email: eco.inspec.cdc@economie.fgo

連絡方法

FOD のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。
<https://meldpunt.belgie.be/meldpunt/>

保護のしくみ

侵害通報を受けると ADEI が調査を実施。違反が確認されると違反事業者に一定の期間内に改善を求める警告通知が発行される。その後の改善状況は書面あるいは実地検査により確認される。改善が認められない場合には、裁判手続きが開始される。

³⁸ <https://meldpunt.belgie.be/meldpunt/>

2.4.5 関連法令

ベルギーの GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書³⁹に基づいている。

GI 根拠法令

(ワロン地方)

- The Walloon Government Order of 14 July 2016 on European quality systems and the regional facultative quality mentions (※根拠法令)
- The Ministerial Order of 14 July 2016 (※上記根拠法令の施行令)

(フランドル地方)

- The Decision of the Flemish Government of 19 October 2007 (※根拠法令)
- Ministerial Decree of 7 March 2008 (※上記根拠法令の施行令)
- The Flemish Government's decision of 17 February, 2012 on the protection of GIs, designations of origin and traditional terms of wine products and the protection of GIs of spirit drinks

(ブリュッセル・首都圏地方)

- The Decree of the Government of the Brussels Capital Region of 22 October 2009 on the protection of GIs and designations of origin for agricultural products and foodstuffs and traditional Speciality guaranteed for agricultural products and foodstuffs (※根拠法令)
- The Ministerial Order of 27 April 2012 (※上記根拠法令の施行令)

民事手続きを規定する法律

- The Code of Economic law

刑事手続きを規定する法律

- The Belgian Criminal Code

2.4.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物 (Traditional Speciality Guaranteed : TSG) として、自然発酵で作られる特産のビール、ランビックの 5 件が認定を受けている。

³⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.5 アイルランド

2.5.1 概要

人口は 492 万人（2019 年）、面積は 7 万 300 平方キロメートルで北海道の約 8 割強である。⁴⁰

穏やかな南西風と温暖な北大西洋海流の影響を受け、植物の生育に向いた気候に恵まれている。混合農業が一般的で、中央西部では肉牛の生産、南部では酪農、東部と南東部では穀物栽培が主に行われている。羊の飼育は、起伏のある丘陵地や山の斜面で全国的に行われている。主要農産物は、牛肉、生乳、豚肉、大麦、小麦、鶏肉、卵、羊、羊毛、菜種、てん菜、じゃがいもを含む根菜類等である。⁴¹農業生産額の約



7 割を家畜と畜産物が占めている。血統馬（サラブレッド）産業が繁栄しており、アイルランドの馬の生産額は EU 全加盟国の約 4 分の 1 を占めている。

1 経営体当たりの平均経営面積は 35.5ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 0.9%（日本は 1.1%）である。⁴²

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	アイルランド		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	3,827	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	35	0.9	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からアイルランドへの輸出額が 200 万 US ドルであるのに対し、アイルランドから日本への輸入額は約 1 億 9,300 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は馬（生きているもの）、その他の調製食料品、飼料であり、アイルランドからの輸入上位品目は豚肉、馬（生きているもの）、魚（フィレ）である。

⁴⁰ 外務省「アイルランド（Ireland）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ireland/data.html>

⁴¹ Britannica「Ireland」<https://www.britannica.com/place/Ireland>,

⁴² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Ireland」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-ie_en.pdf,

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→アイルランド)	輸入 (アイルランド→日本)	日本の収支
総額	904	6,829	▲5,925
農林水産物	2	193	▲191
農林水産物のシェア	0.2	2.8	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→アイルランド（単位：万 US ドル%） 輸入：アイルランド→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
馬（生きているもの）	121	58.8	豚肉	4,137	21.4
その他の調製食料品	55	26.7	馬（生きているもの）	1,706	8.8
飼料	7	3.5	魚（フィレ）	1,633	8.5
木製容器	6	2.8	魚（冷凍）	1,455	7.5
砂糖以外の糖類	5	2.5	ビール	950	4.9
総額	205	100.0	総額	19,285	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、アイルランド語で Ainmniú tionscnaimh faoi chosaint（ATFC）、地理的表示保護（PGI）は Tásc geografach faoi chosaint（TGFC）と呼ぶ。アイルランドの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 3 件、PGI 5 件、合計 8 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、オランダに次ぐ第 16 位である。品目別にみると、PDO は塩が多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	-	1
Class 1.2. 肉製品	-	2
Class 1.3. チーズ	1	-
Class 1.7. 水産物	-	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	1
Class 2.6. 塩	2	-
総数	3	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.5.2 GI 監視スキーム

アイルランドでは、農業食料海洋省（DAFM）の食品産業開発局が GI に関する政策を所掌する。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業食料海洋省 (Department of Agriculture, Food and the Marine : DAFM) 食品産業開発局 (Food Industry Development Division)	6 West, Agriculture House, Kildare Street, Dublin 2	Tel. +35326072402 Email: eco.inspec.cdc@agriculture.g ov.ie Website: http://www.agriculture.gov.ie

EUIPO (2017)⁴³、欧州委員会ウェブサイト⁴⁴

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局として上記の DAFM をあげている。欧州知的財産庁によると、登録 GI 品ごとに担当課（DAFM、同省の酪農検査部、統合管理部、保健省の保健サービス委員会 HSE 等）が割り当てられている。なお、蒸留酒についても登録 GI 品ごとに担当局（歳入委員会、アイルランド食品安全局 FSAI、HSE、DAFM）が割り当てられている。

農産物・食品の GI 監視当局の詳細

機関名と担当品目	住所	連絡先
農業食料海洋省(DAFM) • Clare Island Salmon(PGI) • Timoleague Brown Pudding(PGI) 酪農検査部 (Dairy Inspectorate) • Imokilly Regato(PDO) 統合管理部 (Integrated Controls Division) • Connemara Hill Lamb(PGI)	Agriculture House, Kildare Street, Dublin 2	Tel. +353 16072000 Email: geographicalindications @agriculture.gov.ie Website: www.agriculture.gov.ie
保健サービス委員会 (Health Service Executive : HSE): • Waterford Blaa(PGI) • Oriel Sea Minerals(PDO) • Oriel Sea Salt(PDO)	N.A	Tel. +041 6850300 Email: hselive@hse.ie Website: http://www.hse.ie

EUIPO (2017)

EU Food Fraud Network の担当窓口は、DAFM 及びアイルランド食品安全局（FSAI）である。⁴⁵

⁴³ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁴⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁴⁵ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.5.3 GI 侵害の事例

アイルランドでは、GI の侵害訴訟等の事例は見当たらなかった。しかし、アイリッシュ・ウィスキーの偽物が出回っており、アイリッシュ・ウィスキー協会では注意勧告に取り組んでいる。⁴⁶具体的には、アイルランド政府のサポートのもと、世界中のアイリッシュ・ウィスキーを販売する店舗やパブ等にアイリッシュ・ウィスキーという名称の使用はアイルランド産限定である旨告知し、違反を見つけたら通報するよう啓発活動を展開している。

2.5.4 対抗手段

GI の侵害の疑いがある場合、DAFM の食品産業局のメールアドレスへ通報することができる。

検査や上記の通報を通じて GI 侵害が明らかになった場合、各監視当局は、事業者に対して、改善指導通知（Compliance Notice）を発行する。改善が認められない場合、監視当局は GI 違反品の押収、販売、破壊等の措置を講じることができる。

事業者が改善指導通知に従わなかった場合や監視当局に対する妨害や虚偽を陳述した場合、製品仕様の不遵守、GI マークの悪用等の Regulation (EU) No 1151/2012 の規定違反等の行為は犯罪（Offence）とみなされる。これに対して監視当局は罰金の支払いを求める「確定支払通知書」を発行する。支払いが行われた場合、違反行為に関する訴追は行われない。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

アイルランドにおける GI 侵害の通報窓口は、農業食料海洋省（DAFM）食品産業開発局

連絡方法

農業食料海洋省（DAFM）の食品産業開発局に対して電子メールによる申立てが可能。

蒸留酒：spiritdrinks@agriculture.gov.ie

食品、農産物：geographicalIndications@agriculture.gov.ie

保護のしくみ

GI 侵害が明らかになった場合、各監視当局は、事業者に対して改善指導通知（Compliance Notice）を発行する。改善されなければ GI 違反品の押収、販売、破壊等の措置を講じることができる他、罰金や刑事訴追の対象となる場合がある。

⁴⁶ <https://www.drinksindustryireland.ie/iwa-gets-tough-in-fight-against-fakes/>

2.5.5 関連法令

アイルランドには GI の根拠法令となる国内法はなく、EU 規則が直接適用される。国内 GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書⁴⁷ に基づいている。

行政手続きを規定する法律

- Statutory Instruments No 296 of 2015, European Union (Quality Schemes for Agricultural Products and Foodstuffs) Regulations 2015 (食品規則)
- Statutory Instruments No 507 of 2010, European Communities (Labeling, Presentation and Marketing of Wines) Regulations 2010 (ワイン規則)
- Statutory Instruments No 468 of 2015, European Communities (Spirits Drinks)(Amendment) Regulations 2015 (蒸留酒改訂規則)

民事手続きを規定する法律

- 法令上の明文規定はないが、コモンロー上の不法行為とされる Passing Off (詐称通用) を通じて保護される。

刑事手続きを規定する法律

上記の食品規則、ワイン規則、蒸留酒規則において規定される。

2.5.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物 (Traditional Speciality Guaranteed : TSG) の登録はない。

食品の品質を認証する制度としては、Bord Bia (アイルランド食品委員会) 品質保証制度がある。⁴⁸ 1994 年に制定された製品基準法のもとで、アイルランドの国産の生鮮食品を対象に、高品質な基準で生産され、産地が確実な国産食品に品質マークを付与するものである。農場や家畜の管理の仕方、環境問題への対策、安全確認、すべての生産過程においてロゴを表示すること、完全に追跡可能であることが義務付けられており、品質基準を満たすもののみマーク掲示が許可される。ロゴの不正使用や品質条件に満たないものが見つかった場合、当該商品の販売は中止となる。

⁴⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁴⁸ <https://www.bordbia.ie/bord-bia-quality-mark/>

2.6 ルクセンブルグ

2.6.1 概要

人口は約 63 万人（2020 年）、面積は 2,586 平方キロメートルと⁴⁹神奈川県とほぼ同じである。

ベルギー、フランス、ドイツに囲まれた内陸国。国土の 3 分の 1 にあたる北部のオエスリングは、ベルギー南部のアルデンヌ山脈の一角をなし、平均標高 450 メートルの高原で片岩や砂岩で構成されている。国土の 3 分の 2 にあたる南部のボン・ペイ（仏語、独語で「良好な土地」の意味）は地形が変化に富み、平均標高は 245 メートルである。

農業生産の大部分を牧畜が占め、牛の飼育が重要である。主要農産物は、小麦、大麦、その他の穀類、根菜類である。⁵⁰ドイツとの国境を流れるモーゼル川流域ではぶどう栽培とワイン生産が盛んである。

1 経営体当たりの平均経営面積は 66.3ha（2016 年）である。⁵¹国内総生産に占める農林水産業の比率は 0.2%（日本は 1.1%）である。



農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ルクセンブルク		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	709	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	2	0.2	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からルクセンブルクへの輸出額が約 6 万 US ドルであるのに対し、ルクセンブルクから日本への輸入額は約 240 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はアルコール飲料、その他の調製食料品、発酵酒（ワイン除く）であり、ルクセンブルクからの輸入上位品目は葉巻及び紙巻たばこ、製造たばこ、ぶどう酒である。

⁴⁹ 外務省「ルクセンブルク大公国（Grand Duchy of Luxembourg）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/luxembourg/data.html>

⁵⁰ Britannica「Luxembourg」<https://www.britannica.com/place/Luxembourg>

⁵¹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Luxembourg」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-lu_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ルクセンブルク)	輸入 (ルクセンブルク→日本)	日本の収支
総額	467	89	378
農林水産物	0.1	2.4	▲2.3
農林水産物のシェア	0.01	2.7	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ルクセンブルク（単位：万 US ドル%） 輸入：ルクセンブルク→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
アルコール飲料	3.7	64.8	葉巻及び紙巻たばこ	174.1	73.6
その他の調製食料品	0.9	15.5	製造たばこ	40.1	16.9
発酵酒（ワイン除く）	0.9	15.4	ぶどう酒	6.8	2.9
茶	0.2	4.3	チョコレート類	6.5	2.7
-	-	-	ベーカリー製品	5.5	2.3
総額	5.8	100.0	総額	236.7	100.0

資料：財務省貿易統計

ルクセンブルクの公用語はフランス語及びドイツ語である。原産地呼称保護（PDO）は、それぞれ順に Appellation d'origine protégée (AOP)、Geschützte Ursprungsbezeichnung (g. U.)、地理的表示保護（PGI）は Indication géographique protégée (IGP)、Geschützte geografische Angabe (g.g.A.)と呼ぶ。ルクセンブルクの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 2 件、PGI 2 件、合計 4 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO はその他動物製品（卵、蜂蜜等）、油脂がそれぞれ 1 件、PGI は肉、肉製品がそれぞれ 1 件である。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	-	1
Class 1.2. 肉製品	-	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	-
Class 1.5. 油脂	1	-
総数	2	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.6.2 GI 監視スキーム

ルクセンブルクでは農業ぶどう栽培農村開発省（MA）の農業技術サービス管理局（ASTA）家畜部（SPA）が GI に関する政策を所掌している。農産物・食品の GI 監視当局も上記の ASTA の SPA である。SPA は、市場に出る前の生産段階の管理と市場における名称使用の監視を担当している。

なお、ワインについては、ASTA 傘下のワイン研究所（Institut viti-vinicole:IVV）が生産段階及び市場の監視を行っている。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業ぶどう栽培農村開発省 (Ministère de l'Agriculture, de la Viticulture et de du Développement rural:MA) 農業技術サービス管理局 (Administration des services techniques de l'agriculture:ASTA) 家畜部 (Service de la production animale:SPA)	16, route d'Esch L-1470 Luxembourg	Tel. 00352 45 71 72-212 00352 45 71 72-215 Email: alain.koerner@asta.etat.lu jeanne.bormann@asta.etat.lu

EUIPO (2017)⁵²では農業ぶどう栽培消費者保護省だが、2021 年現在、改称されている。
欧州委員会ウェブサイト (2021 年 1 月)⁵³

SPA は、インターネット等文書を通じた確認のみならず、牧場、食肉加工所、醸造所等へ事前の通知なく訪問するなどして農産物・食品の GI 監視を実施している。監査の結果は、調書としてまとめられる。

なお、監視活動の全体的な調整は、MA 傘下の品質不正食品安全政府委員会⁵⁴により行われている。EU Food Fraud Network の担当窓口も同委員会である⁵⁵。

⁵² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁵³ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁵⁴ Commissariat du gouvernement à la qualité, la fraude et la sécurité alimentaire

⁵⁵ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.6.3 GI 侵害の事例

ルクセンブルクでは、GI 侵害に関する事例は見当たらなかった。

2.6.4 対抗手段

食品の安全や品質に関する違反の疑いがある場合、品質不正食品安全政府委員会のウェブサイトの通報フォームから通報することができる。ウェブサイトはフランス語に対応している。通報者は氏名、住所とともに申し立てを自由記入して送付し、この通報が ASTA の SPA に共有される。

🏠 > [Consommateurs](#)

RÉCLAMATIONS

Ce formulaire vous permet de nous faire part de vos doléances, réclamations voire plaintes en rapport avec la sécurité alimentaire.

En fonction de votre doléance, vous serez contacté par l'administration en charge pour traiter votre doléance de façon plus approfondie.

Les champs marqués d'un astérisque (*) doivent obligatoirement être remplis.

Les champs marqués d'une étoile (*) sont **obligatoires**.

Civilité

☐ Madame

☐ Monsieur

Prénom *

Nom *

Adresse *

Code postal *

品質不正食品安全政府委員会ウェブサイトの通報フォーム⁵⁶

ただし、ルクセンブルクでは当局の権限が限定的であり、監視官の権限は違反品の押収に留まる。違反品の破壊を命じることができるのは検事総長のみとされている。したがって、ルクセンブルクでは食品・飼料の管理事業者による自主的な GI 不適合製品の回収や破壊が慣行となっている。

民事手続きについては、GI 根拠法令（The Law of 22 May 2009）に基づき、GI 権利者は裁判所に対して商品に係る差止命令、差し押さえ命令、禁止命令等の予備的措置を求めることができる。また、商標法や競争法による保護も可能である。

⁵⁶ <https://securite-alimentaire.public.lu/fr/consommateur/doleances.html>

GI 侵害に関する特定の刑罰規定はないものの、刑法上の規定により商品の性質や原産地を欺いて販売した者には、1 ヶ月以上 1 年以下の禁固および/または 500 ユーロから 1 万ユーロ以下の罰金が課される場合がある。

なお、検事総長は、当局監査官による調書を受領した後、対象事業者の意見を聞くことなく、300 ユーロから 2,000 ユーロの罰金を課すよう裁判所に要求することができる。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

ルクセンブルクにおける GI 侵害の公式の窓口は、農業・ぶどう栽培・農村開発省の農業技術サービス管理局家畜部 (Service de la production animale:SPA)

Tel. +45 72276900; +45 72276655

Email: alain.koerner@asta.etat.lu, jeanne.bormann@asta.etat.lu

連絡方法

上記のメールアドレスに連絡するほか、品質不正食品安全政府委員会のウェブサイトから申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

<https://securite-alimentaire.public.lu/fr/consommateur/doleances.html>

保護のしくみ

品質不正食品安全政府委員会経由で侵害通報を受け、SPA は対象事業者を指導。場合によって違反品の押収や罰金を課されるが、行政権限は限定的。



ルクセンブルク大公国のバター
Beurre Rose(PDO)



ルクセンブルク大公国の蜂蜜
Miel (PDO)



ルクセンブルク大公国の豚肉
Viande de Porc (PGI)

2.6.5 関連法令

ルクセンブルクの GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書⁵⁷に基づいている。

GI 根拠法令

- The Law of 22 May 2009 : EU 指令 2004/48/CE の国内法であり、GI に係る権利の保護と、これに係る民事訴訟の手続きを規定する。

民事手続きを規定する法律

- The Law of 22 May 2009（前掲）
- Law of 29 April 2009 on unfair commercial practices（不正競争法）
- 商標関連法令として Benelux Convention on Intellectual Property（ベネルクス知的財産条約）、EU 商標に関する EU 規則 No 2015/2424（EU 商標法）、加盟国内の商標法規の調整に関する EU 指令 No 2015/2436 がある。

刑事手続きを規定する法律

- The Criminal Code（刑法）
- The Code of Criminal Procedure（刑事手続法）

2.6.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

食品の品質を認証する制度としては、ルクセンブルク大公国国産マーク（Marque National Grand Duché de Luxembourg）がある⁵⁸。ASTA の管理の下、国産の優れた品質を有する農業、園芸、ぶどう栽培製品に対して与えられるもので、現在までにバター、ブランデー、蜂蜜、豚肉、ハム、ワイン、スパークリングワイン等が認証されている。

⁵⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁵⁸ <http://www.marquenationale.lu/>

2.7 マルタ

2.7.1 概要

人口は約 51 万人（2019 年）、面積は 316 平方キロメートルで淡路島の約半分である⁵⁹。

マルタ島は平坦な地形で、最高点は 240m 程度である。南東部が高く、西へ向かってゆるく傾斜している。東部の海岸線は複雑に入り組んでおり、首都バレッタ地域にあるグランド・ハーバーとマルサムセット・ハーバーは、「マルタ」という国名の由来である「避難所」にふさわしい天然の良港となっている⁶⁰。主要農産物は、じゃがいも、トマト、果物（特に柑橘類とオリーブなどの核果類）である⁶¹。



1 経営体当たりの平均経営面積は 1.2ha（2016 年）である⁶²。国内総生産に占める農林水産業の比率は 0.9%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	マルタ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	145	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	1	0.9	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からマルタへの輸出額が約 7,000 US ドルであるのに対し、マルタから日本への輸入額は約 1 億 3,400 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料であり、マルタからの輸入上位品目は魚（フィレ）、魚（冷凍）、砂糖以外の糖類である。

⁵⁹ 外務省「マルタ共和国（Republic of Malta）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malta/data.html>

⁶⁰ 「世界各国データファイル マルタ」『地理』49(7) (通号 587) 2004-07, p.122-123

⁶¹ Britannica「Malta」 <https://www.britannica.com/place/Malta>

⁶² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Malta」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-mt_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→マルタ)	輸入 (マルタ→日本)	日本の収支
総額	129	220	▲91
農林水産物	0.007	134	▲134
農林水産物のシェア	0.005	61.1	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→マルタ（単位：万 US ドル%） 輸入：マルタ→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	0.7	100.0	魚（フィレ）	12,899.0	96.2
-			魚（冷凍）	511.1	3.8
-			砂糖以外の糖類	1.5	0.0
-			魚（生鮮・冷蔵）	0.9	0.0
-			播種用の種等	0.5	0.0
総額	0.7	100.0	総額	13,413.4	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、マルタ語で Denominazzjoni ta' Origini Kontrollata（DOK）、地理的表示保護（PGI）は Indikazzjoni Ġeografika Tipika（IGT）と呼ぶ。2020 年 12 月現在、GI を取得している農産品・食品はない。

2.7.2 GI 監視スキーム

マルタでは競争消費者行政庁（MCCAA）の市場監視総局技術規制部門が GI に関する政策を所掌し、GI 監視当局を担当する。EU Food Fraud Network の担当窓口も同部門である。⁶³

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
競争消費者行政庁 (Malta Competition and Consumer Affairs Authority : MCCAA) 市場監視総局技術規制部門 (Market Surveillance Directorate, Technical Regulations Division)	Mizzi House, National Road, Blata 1-Bajda, Hamrun	Tel. +35623952000 Email: Michael.b.cassar@mccaa.org.mt Website: https://www.mccaa.org.mt

欧州委員会ウェブサイト（2021 年 1 月現在）⁶⁴

⁶³ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

⁶⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

2.7.3 GI 侵害の事例

マルタでは、GI 侵害に関連する事例は見当たらなかった。なお、シチリア島から輸入した蜂蜜を「マルタの蜂蜜」というラベルの付いた瓶に入れて販売したことで、被告人に禁固 4 か月の判決が下された事例がある。この事例では、刑法第 298 条(1)(c)の「故意に、商品の性質について購入者を欺くために計算された表示を付した標章、装置、看板、エンブレムを使用したり、かかる標章、装置、エンブレムを付した商品を販売したりする者。」が援用されている。

2.7.4 対抗手段

マルタ当局は、EU 規則にそって GI 侵害に対応する責任を負うものの、具体的な執行手段については国内法の定めがない⁶⁵。マルタの知的財産施行法⁶⁶は、特許、商標、特許、意匠、著作権等を規定するが、GI には言及されていない。

現状、マルタから EU の GI 制度への登録品がなく、GI 違反に関する権利者の対抗手段や救済措置は用意されていない。しかし、不正競争や一般不法行為に基づく民法上の民事手続きにより、損害賠償や罰則を請求することは可能である。

刑事手続きにおいても GI 侵害に向けた規定はないが、食品安全法において食品の原産地、産地、製造方法、または生産に関する誤解を招くような主張は処罰対象とされている。マルタの保健当局である食品安全委員会（Food Safety Commission）により、誤解を招く主張に該当すると判断された場合には、食品安全委員会から行政警察に提出された報告書をもとに刑事訴追される場合がありうる。

加えて、消費者法において原産地に虚偽の表示をする等、誤解を招くとみなされる商行為や不公正な商行為が禁止されており、MCCAA に調査権限が与えられている。MCCAA は、違反を発見した場合、民事事件として司法手続きを開始することができるほか、刑事訴訟手続きの開始に向けて、行政警察に販売者を通報することもできる。

～GIを守るために～

GI 規制当局

マルタにおける GI の規制当局は、競争消費者行政庁（Malta Competition and Consumer Affairs Authority: MCCAA）

保護の仕組み

マルタでは、GI 侵害に対する具体的な行政措置は規定されていないため、非公式に是正をを求める必要がある。民事手続きにより損害賠償や罰則の請求は可能である。

⁶⁵ 現地法律事務所の回答より。

⁶⁶ Enforcement of Intellectual Property Rights (Regulation) Act, Chapter 488 of the Laws of Malta (EIPRA).

2.7.5 関連法令

マルタには GI の根拠法令となる国内法はなく、EU の法制度が直接適用される。その他、マルタの GI 関連法令は以下の通りである。

行政の取り締まりを規定する法律

- The Product Safety Act, Chapter 427 of the Laws of Malta（製品安全法）：
Malta Standards Authority が当局として規定されているが、同組織は、2011 年 5 月 23 日、Consumer and Competition Department and Malta National Laboratory と合併し、MCCAA へと改組している。
- The Consumer Affairs Act, Chapter 378 of the Laws of Malta（消費者法）

民事手続きを規定する法律

- Civil Code, Chapter 16 of the Laws of Malta（民法）
- Maltese Commercial Code, Chapter 13 of the Laws of Malta（商法）
- Consumer Affairs Act, Chapter 378 of the Laws of Malta（不正競争法）

刑事手続きを規定する法律

- The Food Safety Act, Chapter 449 of the Laws of Malta（食品安全法）

2.7.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

北欧編

(デンマーク、フィンランド、スウェーデン
リトアニア、ラトビア、エストニア)

2.8 デンマーク

2.8.1 概要⁶⁷

人口は 575 万人（2018 年）、面積は約 4.3 万平方キロメートルで九州とほぼ同じである⁶⁸。

平坦で肥沃な土壌を有し、約 6 割を農用地が占める。コペンハーゲンが位置するシェラン島東部はローム質で土壌が肥沃であり、小麦・大麦等の穀類の栽培が盛んである。ユトランド半島中部・西部は酪農、その他の地域では基幹農業である養豚が盛んに行われている。国内で生産された農産物の約 3 分の 2 を輸出しており、特に、豚肉の輸出量はドイツ、スペインに次ぐ世界第 3 位（2018 年）である。デンマークの協同組合は、1964 年には 904



存在したが現在は 11 に集約され、生産のみならず、加工・流通、輸出に至るまで農家が主体的に関与し、競争力の源泉となっている。主要農産物は、小麦、大麦、牛乳、豚肉等である。

1 経営体当たりの平均経営面積は 74.6ha（2016 年）と比較的大きい⁶⁹。国内総生産に占める農林水産業の比率は 1%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2018 年） 単位：億 US ドル、%

	デンマーク		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	3,557	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	37	1.0	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からデンマークへの輸出額が 1,600 万 US ドルであるのに対し、デンマークから日本への輸入額は 8 億 2,400 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は播種用の種等、ペプトン等、ソース混合調味料であり、デンマークからの輸入上位品目は豚肉が 6 割以上であるほか、チーズが多い。

⁶⁷ 農林水産省 デンマークの農林水産業概況 2020

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-153.pdf

⁶⁸ 外務省「デンマーク王国（Kingdom of Denmark）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/denmark/data.html>

⁶⁹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Denmark」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-dk_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→デンマーク)	輸入 (デンマーク→日本)	日本の収支
総額	554	2,309	▲1,755
農林水産物	16	824	▲808
農林水産物のシェア	2.9	35.7	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→デンマーク（単位：万 US ドル%） 輸入：デンマーク→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
播種用の種等	1,005	61.5	豚肉	53,808	65.3
ペプトン※等	177	10.8	ナチュラルチーズ	7,099	8.6
ソース混合調味料	83	5.1	ペクチン質※等	2,386	2.9
ぶり（生鮮・冷蔵・冷凍）	44	2.7	プロセスチーズ	1,197	1.5
牛肉	44	2.7	サケ・マス（生鮮・冷蔵・冷凍）	1,030	1.2
総額	1,633	100.0	総額	82,394	100.0

※ペプトン：タンパク質の分解産物。微生物の培地原料や食品添加物（香料）として使用される。

※ペクチン質：水溶性食物繊維の一種。主要成分であるペクチンは加工食品の添加物等に利用される。

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、デンマーク語で beskyttede oprindelsesbetegnelser（BOB）、地理的表示保護（PGI）は beskyttede geografiske betegnelser（BGB）と呼ぶ。デンマークの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 8 件、PGI 8 件、合計 16 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO、PGI ともにチーズが多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	2	2
Class 1.3. チーズ	4	4
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	2
総数	8	8

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.8.2 GI 監視スキーム

デンマークでは環境食品省（MVFM）の家畜食品管理局（FVST）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
環境食品省 (Miljø-og Fødevareministeriet : MVFM) デンマーク家畜食品管理局 (Fødevarestyrelsen : FVST)	Stationsoarken 31, 2600 Glostrup, DK-4100 Ringsted	Tel. +45 72276900 Email: 29@fvst.dk Website: https://www.foedevarestyrelsen.dk/english/Pages/default.aspx

EUIPO (2017)⁷⁰

農産物・食品の GI 監視当局も上記の FVST である。FVST は、GI の品目カテゴリすべてにおいてサプライチェーン全体の監視を行う。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
環境食品省 (Miljø-og Fødevareministeriet : MVFM) デンマーク家畜食品管理局 (Fødevarestyrelsen : FVST)	Stationsoarken 31, 2600 Glostrup, DK-4100 Ringsted	Tel. +45 72276900; +45 72276655 Email: 29@fvst.dk; eka@fvst.dk Website: http://www.fvst.dk

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）⁷¹

FVST 内の化学・食品品質課が市場における名称使用の監視を担当している。ワイン・スピリッツに関しては、同課が市場に出る前の生産段階も含めて管理している。FVST は違反に対して禁止命令、差止命令、行政過料、警察への報告などの必要な制裁措置を講じる権利がある。

EU Food Fraud Network の担当窓口も FVST である⁷²。

⁷⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁷¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁷² 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.8.3 GI 侵害の事例

インターポール及びユーロポールが主導する偽造品取締まり Operation OPSON がデンマークでも 2017 年から 2018 年にかけて実施された。捜査の対象はそれぞれの国で異なるが、デンマークでは GI 品が対象となった。メニューやウェブサイト で GI 製品を謳うレストランやカフェをインターネットでスクリーニングし、実際に 25 軒の飲食店で監査を行った。その結果、72 品中 26 品が偽物と判明し、8 軒に警告、7 軒に罰金を科している。

Operation OPSON の結果

GI 品	調査対象数	違反数
パルマハム	15	9
フェタチーズ	8	8
ゴルゴンゾーラ	18	0
パルメザンチーズ	18	5
モッツアレラチーズ	7	3
ダーズリンティー	3	0
カフェドコロンビア	2	0
ラメフィヨルド産じゃがいも	1	1
計	72	26

FVST (2018) Slutrapport for kampagnen OPSON VII⁷³

上記で監査対象となったフェタチーズは、すべて GI 違反品であった。フェタチーズの GI 侵害に関して、現在デンマークは欧州委員会と訴訟中である。

「フェタ」問題

「フェタ (Feta)」は、羊あるいは山羊の乳から作られるギリシャの代表的なチーズであり、2002 年にギリシャの PDO として認められた。フェタは他のヨーロッパ諸国でも広く生産されていたが、ギリシャ以外の生産者は生産の停止あるいは名称の変更に 5 年間の猶予期間が与えられた。しかし、デンマークでは猶予期間を過ぎても生産が続けられ、デンマーク産フェタチーズを EU 以外の国に輸出していた。

2018 年 1 月、欧州委員会はデンマーク政府に対して国内で発生している GI 侵害に適切な措置を講じるよう、正式に通知した。翌年 1 月、欧州委員会は、デンマーク当局が義務を適切に履行できなかったとして、2 か月以内に回答義務のある意見書をデンマーク政府に通知した。しかし、デンマーク政府が対処していないとして、同年 11 月、欧州委員会は EU 司法裁判所にデンマーク政府を提訴し、現在審議中である。

(Official Journal of the European Union, Action brought on 8 April 2020 — European Commission v Kingdom of Denmark Case C-159/20)

⁷³<https://www.foedevarestyrelsen.dk/Nyheder/Aktuelt/Documents/Slutrapport%20Opson%202018.pdf>

特定の地名ではない「Feta」がギリシャの GI として登録されたことにデンマークは反対してきたが、特定の地名ではない「Havarti」がデンマークの GI として登録を認められた例もある。

「ハヴァティ（Havarti）」チーズ問題

「ハヴァティ（Havarti）」は、デンマーク発祥のチーズで、2010 年に PGI として申請されていた。しかし、デンマークの生産量は世界の半分に満たず、最大の生産国は米国であり、カナダやオーストラリア、ドイツ、スペインでも生産されている状況にあった。

Havarti は特定の地名ではないことから、EU 内、アメリカ、オセアニア等の生産者から GI には「Danish Havarti」のように特定の地理的要素を含めることが提案されていた。

しかし 2019 年 10 月、欧州委員会は「Havarti」のまま、デンマークの PGI として登録を認可。これを受けて関係者は、総称（generic）の独占であるとして反対している。

(<http://www.commonfoodnames.com/eu-considers-gi-for-generic-term-havarti/>)



Havarti チーズ（PGI）



ラメフィヨルド産じゃがいも（PGI）



Danbo チーズ（PGI）

2.8.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、FVST にウェブサイトの通報フォームから、あるいは文書、電話、電子メールにより、通報することができる。ウェブサイトの通報フォームは内容に応じて数種類あり、その中から「食品および食品業への苦情（Klage over fødevarer/fødevarerirksomhed）」を選択する。匿名通報かどうか、苦情の対象が製品か企業かを選ぶと、選んだ項目に応じて記入欄が下に表示される。製品の場合は製品の情報、苦情の内容を記入し、写真の添付が推奨される。

Review information

Approach

The company it deals with

In case of urgent inquiries

Summary

Approach

The complaint is about

☒ Product

☐ Company

Productname

Durability (frivilligt)

DD/MM/YYYY

Lot No. (frivilligt)

Net weight in grams (frivilligt)

Write your message here

Note! If you wish to remain anonymous, please do not provide information about yourself in the inquiry that identifies you.

You can submit files with your request by attaching them here.

If your complaint relates to a product, please attach images showing the product name and the label. If foreign matter has been found in a product attach also like image of this.

Note that file names cannot be longer than 100 characters

Click to attach a file. If you want to attach more files, tap Add (frivilligt)

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

Add

Next

FVST ウェブサイトの通報フォーム⁷⁴

⁷⁴https://blanket.virk.dk/blanketafvikler/orbeon/fr/public_v/24_cece5397960e11bf978f21411cc0b6a6c75ce2dc/new

FVST は違反に対して、軽微な場合には指導、軽微ではない場合に警告を発令する。FVST には警告、差止命令または禁止事項の通知、行政過料を執行する権限があり、違反が重大または常習の場合は警察に報告する。行政過料のレベルは、過去の判例あるいはデンマーク議会の決定に基づく。事業者が罰金を支払わない場合、FVST は事業者を警察に報告する。侵害が故意または重大な過失による場合、禁固刑となる。

GI 侵害に関連する民事救済は、デンマークの法律や GI 制度で規定されておらず、GI が商標または団体商標として登録されている場合には商標法が適用される。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

デンマークにおける GI 侵害の窓口は、環境食品省の家畜食品管理局
(Fødevarestyrelsen: FVST)

Tel. +45 72276900; +45 72276655

Email: 29@fvst.dk; eka@fvst.dk

連絡方法

FVST のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。また、文書、電話、電子メールによる申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

https://blanket.virk.dk/blanketafvikler/orbeon/fr/public_v/24_cece5397960e11bf978f21411cc0b6a6c75ce2dc/new

保護のしくみ

侵害通報を受けると FVST は対象事業者を指導。場合によって警告、差止命令または禁止事項の通知、行政過料を執行。故意の侵害は刑事罰で処分される。

2.8.5 関連法令

デンマークの GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書⁷⁵に基づいている。

GI 根拠法令

欧州委員会ウェブサイトによると、デンマークには GI に関する国内法はなく EU 規則が適用されるが⁷⁶、2013 年制定の国内法 Order No. 1376 on quality schemes for agricultural products and foodstuffs（2014 年 1 月施行）により、デンマークの GI 当局を FVST と定め、EU 規則 No. 1151/2012 の違反に対する罰則を定めている。⁷⁷

行政の取り締まりを規定する法律

- Law order No 43 of 12 January 2016（食品規制法）

民事手続きを規定する法律

- Trade Mark Law（商標法）

刑事手続きを規定する法律

- Order No. 1376 on quality schemes for agricultural products and foodstuffs

2.8.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

食品の品質を認証する制度としては、スウェーデンで 1989 年に開始された Keyhole ラベル制度がある。⁷⁸ ノルディック諸国に展開しており、デンマークでは 2009 年に開始され、GI 当局でもある FVST が管理する。対象は、ドレッシング、魚、肉加工品、パン・パスタ類、野菜・果物類等 11 の食品グループがあり、通常より脂肪や砂糖、塩分が低く、食物繊維が高い食品に付与される。2017 年時点で約 4,000 の食品にラベルが使用されている。

⁷⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁷⁶ https://europa.eu/youreurope/business/running-business/intellectual-property/geographical-indications/denmark/index_en.htm#:~:text=Geographical%20indications%20%E2%80%93%20Denmark&text=Denmark%20has%20a%20limited%20number,geographical%20indication%20for%20agricultural%20products

⁷⁷ <https://www.ecolex.org/details/legislation/order-no-1376-on-quality-schemes-for-agricultural-products-and-foodstuffs-lex-faoc129381/>

⁷⁸ <https://altomkost.dk/english/#c41068>

2.9 フィンランド

2.9.1 概要

人口は 552 万人（2019 年）、面積は約 33.8 万平方キロメートルと日本よりやや小さい。
79

国土の 4 分の 1 は北極圏に属し、およそ 3 分の 2 は森林で覆われている。地形は北部ラップランドを除けばほぼ平坦である。約 18 万もの小島が散在し、沿岸地方には推定 95,000 もの島々が世界で最も入り組んだ群島を形成している。⁸⁰ 高緯度で冷涼な気候から、農業生産性は低い。酪農を主とした畜産が中心であり、穀物、豆類、いも類、野菜・園芸作物などが生産されている。⁸¹



1 経営体当たりの平均経営面積は 44.9ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.5%（日本は 1.1%）である。⁸²

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	フィンランド		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,769	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	68	2.5	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からフィンランドへの輸出額が約 100 万 US ドルであるのに対し、フィンランドから日本への輸入額は約 4 億 4,300 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は米、ソース混合調味料、発酵酒（ワイン除く）であり、フィンランドからの輸入上位品目は製材、木製建具及び建築用土木品、チーズである。

⁷⁹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Finland」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-fi_en.pdf

⁸⁰ 農林水産省「主要国の農業情報調査分析報告書（平成 29 年度）」P.107 -P.126

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/attach/pdf/itaku29-4.pdf

⁸¹ 駐日フィンランド大使館「フィンランド経済の特徴・特色」<https://www.fi.emb-japan.go.jp/files/100079321.pdf>,

⁸² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Finland」前掲

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→フィンランド)	輸入 (フィンランド→日本)	日本の収支
総額	463	1,785	▲1,323
農林水産物	1.0	443	▲442
農林水産物のシェア	0.2	15.9	24.8

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→フィンランド（単位：万 US ドル%） 輸入：フィンランド→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
米	37	35.0	製材	25,798	58.3
ソース混合調味料	26	24.8	木製建具及び 建築用土木品	14,762	33.3
発酵酒（ワイン除く）	11	10.6	チーズ	981	2.2
ペクチン質等	4	3.6	合板	541	1.2
茶	4	3.6	溝加工木材	522	1.2
総額	104	100.0	総額	44,272	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、フィンランド語で suojattuja alkuperänimityksiä（SAN）、地理的表示保護（PGI）は suojattuja maantieteellisiä merkintöjä（SMM）と呼ぶ。フィンランドの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 5 件、PGI 2 件、合計 7 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は肉製品が多く、PGI は水産物、パン・菓子類が 1 件ずつである。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	-
Class 1.2. 肉製品	2	-
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	-
Class 1.7. 水産物	1	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	1
総数	5	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.9.2 GI 監視スキーム

フィンランドでは農林省の食品安全局（Ruokavirasto）が GI に関する政策を所掌し、監督・指揮を行っている。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry : Jord-och skogsbruksministeriet) 食品安全局 (Finnish Food Safety Authority : Ruokavirasto)	P.O. BOX 200 00027 FINNISH FOOD AUTHORITY	Tel. +358 29 530 0400 Email: kirjaamo@foodauthority.fi Website: https://www.ruokavirasto.fi/en/

GI 監視当局は、農産物・食品に関しては上記の食品安全局及び地方自治体の食品監督局、アルコール飲料に関しては国家健康福祉監督局（Valvira）である。⁸³

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry : Jord-och skogsbruksministeriet) 食品安全局 (Finnish Food Authority : Ruokavirasto)	P.O. BOX 200 00027 FINNISH FOOD AUTHORITY	Tel. +358 295 204 679 +358 295 205 139 Email: nimisuoja@ruokavirasto.fi Website: https://www.ruokavirasto.fi/en/
国家健康福祉監督局 (National Supervisory Authority for Welfare and Health, Valvira)	Lintulahdenkuja 4 P.O.BOX 210 FI-00531 Helsinki	Tel. +358/29 5209111 Email: alkoholi@valvira.fi Website: https://www.ruokavirasto.fi/en/

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）⁸⁴

GI 監視当局は、製品が製造・販売されている施設への検査や、侵害が認められる場合には侵害行為の禁止（罰金過料を含む）を行うことができる⁸⁵。EU Food Fraud Network の担当窓口も食品安全局である。⁸⁶

⁸³ 現地法律事務所回答より。

⁸⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁸⁵ 現地法律事務所回答より。

⁸⁶ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.9.3 GI 侵害の事例

食品安全当局は、地方自治体の食品監督局を動員して不定期に数種の GI 製品の検査を行っている。「食品名称保護管理プロジェクト 2018（Elintarvikkeiden nimisuojaan valvontahanke 2018、以下「2018 年検査」）」⁸⁷では、製品の製造段階における成分とプロセス、及び販売段階におけるラベル表示やパッケージ、広告を対象として、生産現場及びレストランやバー等の販売事業者に対し、計 228 回の訪問検査が行われた。外国製品は特にトレーサビリティのチェックが行われた。

対象となった製品はフィンランドの郷土料理であるカレリアンピーラッカ（karjalanpiirakka、TSG）とカラクッコ（Kalakukko、TSG）、外国のフェタチーズ、パルミジャーノチーズ、パルマハム（以上 PDO）である。PDO であるフェタ、パルミジャーノ、パルマハムについては、小売店（レストラン、カフェ、給食施設、ケータリングサービス）でこれらの名称がついた商品が正しい表示になっているか、パッケージを検査して文書により検証がなされた。

フェタチーズについては、対象となった 55 カ所のピッツェリアのうち 43 カ所で違反が発見された。別のチーズがフェタとして使用されており、明らかに価格が安かったため発見された。販売事業者はフェタという名称が正当な製品にのみ使えるということを知らなかった。ピッツェリア以外のレストランでは、58 カ所中 27 カ所で違反が発見され、そのうち 17 がフェタチーズに関するものであった。給食施設でも 12 件の違反があり、そのうち 8 件がフェタに関するものであった。小売店のチーズ売り場ではトレーサビリティが曖昧なものが幾つかあったが、明らかな違反は認められなかった。監視当局は各事業者に注意喚起を行い、正しい表示を行うよう指導している。

パルミジャーノチーズについては、ピッツェリアでの違反は見られなかったが、レストランでは 1 カ所発見された。サラダバーで別のチーズにパルミジャーノの名称を用いる例が見つかり、名称を正しく表示するよう事業者に指導している。

パルマハムについては、調査した 65 のレストランのうち 4 カ所で名称の不正使用があったため、事業者にチーズの名称を変更するよう指導している。

⁸⁷https://www.ruokavirasto.fi/globalassets/yritykset/elintarvikeala/elintarvikealan-yhteiset-vaatimukset/valvonta/elintarvikkeiden_nimisuojaan_valvontahanke_2018_raportti.pdf
また 2011 年にカレリアンピーラッカ（TSG）のみ検査した報告書も公開されている。
<https://www.ruokavirasto.fi/yritykset/elintarvikeala/valmistus/elintarvikkeista-annettavat-tiedot/eun-nimisuojarjestelma/yhteenveto-karjalanpiirakan-nimisuojaan-valvonnasta-vuonna-2011/>

「VERLADOS」と「CALVADOS」

「カルヴァドス（Calvados）」はフランスのノルマンディー地方で作られるリンゴを原料とする GI 蒸留酒である。

2012 年 11 月 23 日、フランスのカルヴァドスの GI 権者である Sosiaali 社は、フィンランド南部のヴェルラ（Verla）村に所在する Viiniverla 社が製造した VERLADOS という名前のサイダー酒について欧州委員会に苦情を申し立てた。この VERLADOS はもともと Verla という名前で販売されていたが、カルヴァドスが有名になった後に“DOS”をつけて、同じリンゴの蒸留酒であるカルヴァドスに似せているとしている。

フィンランド当局は、VERLADOS はフィンランド内で 2001 年から生産・販売される製品であり、CALVADOS と VERLADOS には共通の音節が 1 つしかないため、判例法によれば GI を想起させるには不十分と主張した。しかし欧州委員会はこの主張を認めず、VERLADOS の使用が中止されなければ、フィンランドに対する侵害訴訟手続きに進むと警告した。

Viiniverla 社は、フィンランド市場裁判所（Finnish Market Court）に国家健康福祉監督局 Valvira を訴え欧州委員会の決定を破棄するよう求め、VERLADOS の使用は GI の喚起や誤用につながらないとした。FMC が欧州司法裁判所（ECJ）に予備的判断を求めた結果、ECJ は、該商品がフィンランド内だけで流通するものであっても保護は汎 EU の観点から行われるものであり、製品の外観が似ていて名前に共通点があることは「想起」にあたるとして Viiniverla 社が VERLADOS の名称使用を 2014 年 2 月 1 日以降禁止すると判断した。

(<https://www.dyoung.com/de/wissensbank/artikel/evocation0516>)

商標より強い GI「コニャック」

白ワインを二度蒸留した高級ブランデー「コニャック（Cognac）」はフランスの GI として 1989 年に登録されている。

フィンランドの Gust Ranin 社は 2001 年、商標当局にボトルラベル形式の商標登録を申請した。ラベルには「COGNAC L&P V.S. HIENOA KONJAKKIA Lignell & Piispanen 40% Vol. Product of France 500ml」と記載されていた。HIENOA KONJAKKIA はフィンランド語で「上質なコニャック」を意味している。2003 年 1 月 31 日、このマークは商標登録された。

コニャックの GI 権利団体 Bureau National Interprofessionnel du Cognac (BNIC) は登録に反対したが、商標当局は BNIC の反対を退け、控訴も棄却された。BNIC はその後、最高行政裁判所に訴訟を提起。しかし、訴訟中に蒸留酒のラベルにおける GI 保護を定める規則 110/2008 が採択されたため、最高行政裁判所は手続きを停止し、予備的な判決を得るために欧州司法裁判所（ECJ）に付託した。

ECJ（第一審）は、規則で保護されている地理的表示を含む商標の登録の有効性の評価には、規則発効前か発効後かを問わず、規則 110/2008 が適用されると判断し、本件にも有効と判断した。この判決を受けて、フィンランドの商標当局はこの商標の登録を取り消した。

(<https://www.dyoung.com/de/wissensbank/artikel/evocation0516>)

2.9.4 対抗手段

GI 違反に対しては行政手続きまたは民事訴訟が可能であるが、主に行政手続きで処理される。申立てはフィンランド食品法に基づいて誰でも行うことができ、侵害者の住所がある市区町村の食品監督局（食品安全一般を管轄）に郵便またはメールで通報する。

申立ての方法については、書類や内容の様式はないが、フィンランド語、スウェーデン語・英語のいずれかで行う必要がある。GI を侵害した可能性のある者に関する情報、侵害の可能性があった場所と時期、GI を侵害した疑いのある製品の写真、名前、その他の入手可能な情報をできる限り記載して送付する。当局は、申立て書に記載された情報が調査の開始に十分でない場合には、追加の情報を要求することがある。

現地法律事務所によると、民事訴訟に関して、フィンランドには GI 侵害による損害賠償の具体的な規定がなく、これまで GI 侵害による損害賠償請求に関する裁判例はない。ただし、被告の所在地の地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起し、行政手続きで確認された GI 侵害に基づいた損害賠償を請求することは可能であると考えられる。

フィンランドの不法行為責任法（Tort Liability Act）では、人身事故や物的損害とは関係のない経済的損失は、法律で罰せられる行為や公権力の行使による損害、その他の場合には特に重大な理由がある場合にのみ補償の対象となるとされている。所轄官庁が確認した GI 侵害が、侵害に起因する損害を賠償するための「特に重要な理由」に該当すると主張することは可能と考えられる。行政手続きが継続中の場合、裁判所は行政手続きに関する当局の決定を待ってから、判決を下すことになる可能性がある。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

フィンランドにおける GI 侵害の窓口は、侵害者の住所がある市区町村の食品監督局。下記 URL で、該当の市区町村名を選択すると、メールアドレスが表示される。
<https://www.ruokavirasto.fi/en/private-persons/information-on-food/contact-food-control-authority/>

連絡方法

GI を侵害した可能性のある者に関する情報、侵害の可能性があった場所と時期、GI を侵害した疑いのある製品の写真、名前、その他の入手可能な情報をできる限り記載し、フィンランド語、スウェーデン語、英語のいずれかで電子メールまたは郵送で送付する。市区町村当局は情報に不足があれば追加情報を要求する場合がある。

保護のしくみ

侵害通報を受けると、市区町村当局は調査を行い、侵害があったと認められれば差止めや罰金過料を執行。
民事訴訟は可能であるが、行政手続きの結果が必要になると想定される。

2.9.5 関連法令

GI 根拠法令

フィンランドには GI の根拠法令となる国内法はなく、EU の法制度が直接適用される。フィンランド農林省令 123/2020⁸⁸は、GI の登録とその方法について定めている。

行政の取り締まりを規定する法律

- Food Act（食品法）

民事手続きを規定する法律

- Food Act（食品法）
- Trademarks Act（商標法）
- Consumer Protection Act（消費者保護法）
- Unfair Business Practices Act（不正商行為法）
- Tort Liability Act（不法行為責任法）

2.9.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、フィンランドでは 3 件登録されている（別途 1 件申請中）。内訳はビール 1 件、パン・菓子類 2 件である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 2.22. ビール	1
Class 2.24.パン、菓子類	2
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

フィンランド国産食品（Hyvää Suomesta）は、肉、魚、卵、乳製品などを対象とした国産品の認証制度である。⁸⁹製品の原材料が 1 種類の場合は、100%フィンランド産であること、複数の原材料からなる製品では原料の 75-100%がフィンランド産である製品であること、さらに、製品の製造やパッケージングも国内で行われることが条件とされている。ラベルはフィンランド食品情報協会が管理し、国内の生産者や製造事業者、約 350 社 12,000 製品に付与され、定期的な監査も実施されている。

⁸⁸ Maa- ja metsätalousministeriön asetus nimisuojuustuotteiden rekisteröimisestä ja ilmoituksesta rekisteröidyn nimisuojuustuotteen valmistamisesta

⁸⁹ <https://www.hyvaasuomesta.fi>

2.10 スウェーデン

2.10.1 概要

人口は約 1,022 万人（2018 年）、面積は約 45 万平方キロメートルで日本の約 1.2 倍である⁹⁰。

スカンジナビア半島の大部分を占めており、ノルウェーと共有している。国土はノルウェーの国境沿いの高い山々からバルト海に向かって東に向かってなだらかに傾斜する。北部は森林に覆われ、耕地の大半は南部に所在する。南部では小麦、大麦、てん菜、油糧種子、じゃがいも、主食用野菜が、北部では干し草とじゃがいもが主な作物である。豚や家禽の飼育は南部に集中している一方、乳牛は全土で飼育されている⁹¹。



1 経営体当たりの平均経営面積は 47.9ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 1.4%（日本は 1.1%）である⁹²。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	スウェーデン		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	5,561	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	76	1.4	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からスウェーデンへの輸出額が約 650 万 US ドルであるのに対し、スウェーデンから日本への輸入額は約 2 億 6,200 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、その他の調製食料品、発酵酒（ワイン除く）であり、スウェーデンからの輸入上位品目は製材、木製建具及び建築用土木品、その他の調製食料品である。

⁹⁰ 外務省「スウェーデン王国（Kingdom of Sweden）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html>

⁹¹ Britannica「Sweden」<https://www.britannica.com/place/Sweden>

⁹² EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Sweden」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-se_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→スウェーデン)	輸入 (スウェーデン→日本)	日本の収支
総額	1,454	2,885	▲1,431
農林水産物	6.5	262	▲255
農林水産物のシェア	0.4	9.1	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→スウェーデン（単位：万 US ドル%） 輸入：スウェーデン→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	200	31.0	製材	21,014	80.3
その他の調製食料品	64	9.9	木製建具及び 建築用土木品	2,164	8.3
発酵酒（ワイン除く）	46	7.1	その他の調製食 料品	885	3.4
砂糖以外の糖類	43	6.7	溝加工木材	535	2.0
非食用動物性生産品	28	4.3	合板	185	0.7
総額	646	100.0	総額	26,174	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、スウェーデン語で Skyddad ursprungsbeteckning（SUB）、地理的表示保護（PGI）は Skyddad geografisk beteckning（SGB）と呼ぶ。スウェーデンの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 3 件、PGI 3 件、合計 6 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は肉製品、水産物、パン・菓子類、PGI はチーズ、果物・野菜・穀類、パン・菓子類がそれぞれ 1 件ずつである。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	1	-
Class 1.3. チーズ	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	-	1
Class 1.7. 水産物	1	-
Class 2.3. パン、菓子類	1	1
総数	3	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.10.2 GI 監視スキーム

スウェーデンでは国家食品庁（Livsmedelsverket）が GI に関する政策を所掌し、監督・指揮を行っている。GI 監視も同様に国家食品庁の管轄である⁹³。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
国家食品庁 (National Food Agency : Livsmedelsverket)	P.O. Box 622, SE-75126 Uppsala	Tel: +46-18-175500 Email: Livsmedelsverket@slv.se Website: http://www.slv.se/

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）⁹⁴

国家食品庁は、農産物および食品の保護された指定の管理に関するスウェーデン法（2009:1424）に基づき、「些細な」性格のものとみなされない限り、GI 違反や不正表示に関するすべての報告について調査する義務を負い、販売差止命令や罰金過料などの行政処分を行うことができる⁹⁵。EU Food Fraud Network の担当窓口も国家食品庁である⁹⁶。



エーランド島の茶豆
Bruna bönor från Öland (PGI)



カルマル市のチーズ Svecia (PGI)

⁹³ 現地法律事務所回答より。

⁹⁴ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁹⁵ 現地法律事務所回答より。

⁹⁶ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.10.3 GI 侵害の事例

【行政監視による侵害発見事例】

地理的表示の違反に関する検査は各地域当局の検査計画に従って、定期的・継続的に実施されている。2012 年に国家食品庁によって行われた検査結果⁹⁷によると、13 の自治体と地域で行われた検査では、対象となったレストラン、店舗、生産者の 81%で改善指導が行われた。検査は衛生検査を兼ねており、事前に通知される場合と通知されない場合がある。

店舗では、106 の商品にラベル表示の問題が見つかり、63 の生産者と販売者が該当した。生産者は対象となった 6 者のうち 4 者でソーセージの生産に違反が見つかり、その製品すべてで表示に誤りがあった。

対象となった GI 製品は、パルマハム、フェタ、パルミジャーノ、ゴルゴンゾーラ、ロクフォール、オリーブオイル全般、Kalix löjrom（スウェーデン PDO の魚卵）等であった。これらの違反について、報告書では GI に関する無知が原因であるケースが多いと指摘している。

【民事手続きがとられた侵害事例】

スウェーデン特許市場裁判所で扱われる GI 関連案件は、ほとんどが却下された商標出願の上訴に関するものである。スウェーデン知的財産庁による商標出願審査で GI との類似性を理由に商標登録が却下される場合が多い。

フランスの GI であるカルヴァドス（CALVADOS）対スウェーデンの登録商標ダルヴァドス（DÄLVADOS）の争い（異議申立番号 2015/00005/01）では、当初スウェーデンで商標登録されていたダルヴァドスは、フランスの GI 権利団体からの異議申立を受け、消費者がフランスの GI を想起するとして商標登録が取り消された。

最近の事例としては、ポルトガルの GI であるヴィーニョ・ベルデ（VINHO VERDE）対スウェーデンの商標出願モンド・ベルデ（MONDO VERDE）の争い（PMÄ 9221-19）がある。スウェーデンで出願された商標がポルトガルの GI と類似しているとして却下されている。

⁹⁷https://www.livsmedelsverket.se/globalassets/publikationsdatabas/rapporter/2012/rapport_skyddade_beteckningar_2012.pdf?_t_id=1B2M2Y8AsgTpgAmY7PhCfg==&_t_q=skyddade+beteckningar&_t_tags=language:sv,siteid:67f9c486-281d-4765-ba72-ba3914739e3b&_t_ip=10.177.10.248&_t_hit.id=Livs_Common_Model_MediaTypes_DocumentFile/_3b2ec66d-670e-4701-88c5-0079cb73b1b9&_t_hit.pos=7

「バドワイザー」問題

有名なビール「バドワイザー」の名称の権利を巡り、米国のアンハイザー・ブッシュ社とチェコのブドヴァル（Budvar）社は、長年にわたり世界中で争っている。

アンハイザー・ブッシュ社が、スウェーデンで「BUDWEISER BUD」、「BUDWEISER KING OF BEERS」の商標申請をした際、ブドヴァル社がすでにスウェーデンで「BUDVAR」と「BUDWEISER BUDVAR」の商標権を長年保持していた。その後、ブドヴァル社の商標が使用されていないと判断され取り消され、アンハイザー社の商標は 1999 年に登録された。

アンハイザー社は、ブドヴァル社とその代理店に対し、スウェーデンでのビール販売に「BUDWEIS」および「BUDWEISER」の名称を使用しないよう差止命令を求めた。ブドヴァル社は「Budweiser」は地理的な原産地表示であると主張したが、裁判所はスウェーデンの消費者にとって Budweiser が原産地を示すものとして認識されていないとして、ブドヴァル社が「BUDWEIS」および「BUDWEISER」の名称を使用することを禁止した。

ブドヴァル社は控訴審で、同社のビールは EU で保護された地理的起源の表示であり、アンハイザー社の商標と並行して同社の「BUDWEISER」も使用することが認められるべきであると主張した。

裁判所は「Budejovický pivo（ブドヴァルビール）」については地理的表示として保護されていると判断した。ブドヴァル社は、この名称の翻訳も保護されるべきと主張したが、裁判所は、地理的表示はすべて 1 つの言語で記載されていると指摘し、却下した。

裁判所はまた、チェコの地理的表示の登録に際して留保事項が付されており、当該表示の登録時に存在していたビール商標やその他の EU の権利に影響を与えるべきではないとされているため、「Budweiser」はチェコのビールの保護された地理的表示ではないと結論付けた。ブドヴァル社は、スウェーデン国内で BUDWEISER または BUDWEIS の商標を使用してビールを提供、販売することを禁止され、罰金の支払いが命じられた（2006 年情報）。

同様の裁判は各地で展開されており、ブドヴァル社はドイツ、オーストリア等では勝訴している。

(<https://www.internationallawoffice.com/Newsletters/Intellectual-Property/Sweden/Advokatfirman-Vinge/Protection-of-Indication-of-Origin-Does-Not-Extend-to-Translation>
<https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/budvar-win-ends-budweiser-eu-trade-mark-hopes-in-100-year-legal-battle>)

2.10.4 対抗手段

行政手続きは、農産物および食品の保護された指定の管理に関するスウェーデン法（2009:1424）に規定されており、国家食品庁は侵害の報告を受けると、「些細な」性格のものとみなされない限り、すべての報告について調査する義務を負っている。国家食品庁によると、GI 侵害の報告は、たとえ小規模なものであっても、調査が行われる可能性が高いとのことである⁹⁸。

報告の際には侵害者の情報、商品の販売場所、購入領収書、侵害品の写真、侵害品を掲載した広告のコピーなど、入手可能なすべての情報が証拠として価値がある。

国家食品庁は差止命令や罰金過料等によって不正表示や有害な可能性のある食品を市場から排除することができる。外国産 GI の場合、侵害の程度が大きいと判断された場合には、国家食品庁から GI 登録国の規制当局に報告されるが、GI 権利者には調査の開始や終了が直接通知されることはない。行政手続きは、民事訴訟と並行して行うことができるが、民事訴訟の事前に必須ではない。

行政手続きの申立ては誰でも行うことができるが、民事訴訟ではなくても、知的財産権と起訴の知識を持つスウェーデン国内の知財弁護士に相談することが勧められる。行政手続きでは GI 侵害の損害は補償されないため、GI の所有者が損害賠償を確実に受けるためには、スウェーデン特許市場裁判所に商標法あるいは不正表示に関してはマーケティング法に基づいて民事訴訟を提起するのが最善の方法である。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

スウェーデンにおける GI 侵害の窓口は、国家食品庁（National Food Agency : Livsmedelsverket）

Tel. +46-18-175500

Email: Livsmedelsverket@slv.se

連絡方法

国家食品庁のメールアドレスにできるだけ詳細な情報と共に連絡。

現地弁護士事務所に相談することも可能。

保護のしくみ

侵害通報を受けると国家食品庁が検査を行い、販売の差し止めや罰金命じる場合がある。商標法、マーケティング法に基づいて民事訴訟も可能。

⁹⁸ 現地法律事務所回答より。

2.10.5 関連法令

GI 根拠法令

- Swedish Act (2009:1424) on control of protection for indications of agricultural products and foodstuffs⁹⁹（農産物および食品の保護された指定の管理に関する法律）：食品及び保護表示に関する EU 法を国内法制化したもの。

行政の取り締まりを規定する法律

- The Swedish Act (2018:1654) on protection for indications of agricultural products and foodstuff¹⁰⁰（農産物および食品の指定の保護に関する法律）：スウェーデンでは、GI 侵害は一般的にスウェーデン商標法（2010:1877）によって管理されており、この法律では GI 侵害に関する各規則が商標法に準拠することが示されている。

民事手続きを規定する法律

- The Swedish Trademark Act (2010:1877)（商標法）
- The Marketing Act (SFS 2008:486)（マーケティング法）

2.10.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、スウェーデンでは 2 件登録されている。内訳は肉製品 1 件、チーズ 1 件である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	1
Class 1.3. チーズ	1
総数	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する制度としては、スウェーデンで 1989 年に開始された Keyhole ラベル制度がある。心血管疾患リスクを軽減するために消費者がより健康的な食品を選択できることを目的とした制度である¹⁰¹。2009 年からはデンマーク、ノルウェーでも展開しており、スウェーデンでは GI と同じ国家食品庁が管轄する。対象は、ドレッシング、魚、肉加工品、パン・パスタ類、野菜・果物類等 11 の食品グループがあり、通常より脂肪や砂糖、塩分が低く、食物繊維が高い食品に付与

⁹⁹https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20091424-om-kontroll-av-skyddade_sfs-2009-1424

¹⁰⁰https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20181654-om-skydd-for-beteckningar-pa_sfs-2018-1654

¹⁰¹ <https://altomkost.dk/english/#c41068>

され、要件は新しい情報に応じて改訂される。この制度は、ノルディック諸国大臣会議（Nordic Council of Ministers）も支援している。2017年時点で約2,500の食品にラベルが使用されており、98%の国民に認知されている。

また、食品・農産物・園芸植物・レストランのメニュー等が国産であることを認証する「Från Sverige」（from Sweden）ラベル制度もある¹⁰²。スウェーデン食品連盟と、スウェーデン食品業・農家連盟が運営する Svenskmärkning AB が認証を行っており、肉製品・乳製品にはそれぞれ個別のマークがある。原材料の75%が国産であることが申請の条件である。また、認証を取得した企業は、定められたチェックリストに基づいて委託生産者も含めて内部監査を毎年行い、運営者からのランダム検査の際にはその結果を報告しなければならない¹⁰³。また、認証取得者はその製品の売上高に応じて検査料またはライセンス料を運営者に支払うこととされている。



上：Hushållsost チーズ（TSG）
左：Falukorv ソーセージ（TSG）

¹⁰² <https://fransverige.se/in-english/>

¹⁰³ <https://fransverige.se/foretag/regler-och-ansokan/regler-och-avtal/>

2.11 リトアニア

2.11.1 概要

人口は約 281 万人（2018 年）、面積は約 6.5 万 平方キロメートルで日本の約 3 分の 1 である¹⁰⁴。

東ヨーロッパ平野のネマン川下流部にあり、西はバルト海に面している。国土は約 4,000 の湖沼群をもつ平坦な低地からなる。モレーン（氷堆石）や湿地、泥炭地など、氷河性の地形に覆われている。森林は全土の 25% で、南東部に多い¹⁰⁵。牛乳や豚肉の生産を中心とした畜産が盛んである。主要な農作物は、飼料作物、大麦、ライ麦、マメ科作物等である¹⁰⁶。



1 経営体当たりの平均経営面積は 19.5ha（2016 年）である¹⁰⁷。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.9%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	リトアニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	535	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	16	2.9	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からリトアニアへの輸出額が約 190 万 US ドルであるのに対し、リトアニアから日本への輸入額は約 3 億 7,300 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はその他の調製食料品、清涼飲料水、ソース混合調味料であり、リトアニアからの輸入上位品目は葉巻及び紙巻たばこがほとんどを占める。

¹⁰⁴ 外務省「リトアニア共和国（Republic of Lithuania）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/lithuania/data.html>

¹⁰⁵ 「世界各国データファイル リトアニア」 地理 49(7) (通号 587) 2004-07, p.119-120

¹⁰⁶ Britannica「Lithuania」 <https://www.britannica.com/place/Lithuania>

¹⁰⁷ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Lithuania」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-lt_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→リトアニア)	輸入 (リトアニア→日本)	日本の収支
総額	65	464	▲399
農林水産物	1.9	373	▲371
農林水産物のシェア	3.0	80.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→リトアニア（単位：万 US ドル%） 輸入：リトアニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
その他の調製食料品	141	72.1	葉巻及び紙巻たばこ	36,466	97.7
清涼飲料水	25	12.9	甲殻類及び軟体動物	398	1.1
ソース混合調味料	13	6.5	ベーカリー製品	99	0.3
茶	6	3.2	製材	58	0.2
スープ プロス	4	1.9	飼料	51	0.1
総額	195	100.0	総額	37,342	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、リトアニア語で Saugoma kilmės vietos nuoroda（SKVN）、地理的表示保護（PGI）は Saugoma geografinė nuoroda（SGN）と呼ぶ。リトアニアの農産物・食品の GI 取得状況は、PGI が 6 件（2020 年 12 月末時点、登録済）である。このほかポーランドとの共同登録が PDO で 1 件（蜂蜜）存在する。品目別にみると、チーズが 3 件と多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.3. チーズ	-	3
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.1. ビール	-	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	1
総数	-	6

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.11.2 GI 監視スキーム

リトアニアでは農業省（ZUM）が GI に関する政策を所掌する。農産物・食品産業局品質政策課が実務を担当する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業省 (Lietuvos Respublikos žemės ūkio ministerija : ZUM)) 農産物・食品産業局 品質政策課 (Quality Policy Division of the Department of Agricultural Production and Food Industry)	2 Acharnon, Athens, 10176	Tel. +370 (5) 239 11 11 Email: zum@zum.lt Website: https://zum.lrv.lt/en/

EUIPO (2017)¹⁰⁸

GI の農産物・食品の保護と監視は、ZUM による調整を通じて、国家食品家畜局（VMVT）が執行する。VMVT は共和国政府規則 Regulation No 744 of 28 June 2000 に法的根拠を持ち、政府と ZUM に対して直接説明責任を負う。VMVT は、農産物・食品、ワイン、スピリッツ等のすべての GI 品目に関して、サプライチェーン全体を監視する権限を持っている¹⁰⁹。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
国家食品家畜局 (Valstybinė maisto ir veterinarijos tarnyba : VMVT)	Siesiku str. 19, LT-07170 Vilnius	Tel. + 370-5-2404361 Email: info@vmvt.lt Website: https://vmvt.lt/

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹¹⁰

VMVT は定期検査とランダム検査を行っている。定期検査は VMVT の管轄地域ごとに作成される年次管理計画に従って行われる。市場での GI 名称（第三国からの GI を含む）の使用の監視は、この年次管理計画に従って各地域の VMVT 当局が小売店や卸売店を対象に実施する。

また、第三者から侵害の可能性のある情報を得た場合にはいつでも調査を開始する¹¹¹。EU Food Fraud Network の担当窓口も VMVT である¹¹²。

¹⁰⁸ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁰⁹ EUIPO (2017), p.270

¹¹⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹¹¹ 現地法律事務所の回答より。

¹¹² 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

ZUM は、VMVT から受け取った違反の情報に基づいて、公式の警告を発することができる。なお、ZUM はリトアニア産の製品に関してのみ GI 名の使用を制限できるが、VMVT は要件を満たさないすべての製品の市場への投入を禁止できる。

行政違反規則 139 条(1)(2)への違反が見られた場合、法人の従業員または個人活動に対して警告または 30~1200 ユーロの罰金が科される¹¹³。

2.11.3 GI 侵害の事例

リトアニアでは GI に関する紛争は比較的まれであり、外国産 GI の侵害に関する裁判例等は公開情報では見当たらなかった。外国産 GI の違法使用は、法廷外的手段（停止措置など）によって効果的に排除されているか、税関監督措置（リトアニア領内への侵害品の放出の停止など）によって阻止されていることが理由として想定される。

国内では、リトアニアのチーズ「Liliputas」（PGI）について、GI 権利者である Lukšiq pieninė 社がリトアニア乳製品最大手の Pienožiaigždės 社を訴えた事例（2018 年）がある¹¹⁴。Pienožiaigždės 社はキリル文字で商品名が書かれた Liliputas を EU 域外に輸出していた。ヴィリニウス地方裁判所は、Pienožiaigždės 社はリトアニア国内外において、ブランドの正当な所有者の許可なしに、Liliputas または類似のブランド名を使用する権利を有していないとして、Pienožiaigždės 社に対し、原告に物的損害賠償として 14,700 ユーロを支払うよう命じている。

2.11.4 対抗手段

違反に対しては、行政手続きまたは民事訴訟が可能であり、食品詐欺として刑事罰の対象となることもあり得る。行政手続きは民事訴訟前の必須の手続きではなく、権利者は行政手続きが開始あるいは実施されたかにかかわらず、民事訴訟を進めることができる。実際には、権利者側がより少ない労力やコストで侵害を停止できるように、当局が行政手続きを開始することを求める可能性がある。

行政手続き開始の申立ては誰でも可能であり、匿名での通報も可能である。申立てのための様式や報告内容に決まりはなく、侵害内容の説明をできるだけ詳細に記載し、証拠を提出し、通報者の正当な地位を証明することが推奨されている。申立ては電子メールまたは郵便で行うことができる。匿名での通報は VMVT ウェブサイトの不良食品の通報ページや電話でも受け付ける¹¹⁵。

¹¹³ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹¹⁴ <https://www.sorainen.com/deals/lukdio-pienine-successfully-defends-its-trademark-rights-to-liliputas-brand/>

¹¹⁵ 現地法律事務所の回答より。

Home → Defective food products
Print

Defective food products

Please report both about unsafe or low quality food products and poor quality services of public catering establishments.

Completing the online complaint form it is necessary to specify the cause of the complaint.

Desirable - the precise name of the product, shop or public catering establishment name and address, production date, the date of purchase, producer, packager of the product. All information you provide is very important, therefore please make it as comprehensive as possible.

Specify your e-mail address or phone if you wish to receive information on the complaint investigation process and the results.

Also, if necessary, we may contact you in order to get the details required for the investigation of the adjustment.

Free phone line for reporting consumer complaints +370 800 40403

Complainant's name, surname (juridical person's name) *

Address *

E-mail *

Phone No. *

Where was the product purchased?

Sales company / office name *

VMVT ウェブサイトの通報フォーム¹¹⁶

民事訴訟や GI 侵害訴訟は、リトアニアでは一般的ではないが、商標法第 70 条により、登録 GI を不正に使用された場合には、権利者は、登録 GI の不正使用による逸失利益その他の損害の賠償を請求することができるとされている。誤解を招く広告・情報に関しても訴えられる可能性がある。

¹¹⁶ <https://vmvt.lt/survey/defective-food-products?language=en>

GI の侵害はリトアニアの刑法では具体的に規定されていないが、商標の使用、名称、著作権と隣接する権利、産業財産権に関する法人の権利について、「食品詐欺」とみなされる場合、刑法第 182 条に基づく詐欺罪として起訴される可能性がある。これにより、最大 3 年間の社会奉仕または拘束となる。対象の資産の価値が高い場合、適用される処罰は最大 8 年間の自由の剥奪である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

リトアニアにおける GI 侵害の窓口は、農業省の国家食品家畜局（Valstybinė maisto ir veterinarijos tarnyba : VMVT）

Tel. + 370-5-2404361

Email: info@vmvt.lt

連絡方法

VMVT のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。電子メール、電話での通報も可能。その場合、できるだけ詳細な情報を提供する。

ウェブサイトの通報フォーム：

<https://vmvt.lt/survey/defective-food-products?language=en>

保護のしくみ

侵害通報を受けると VMVT が検査を行い、販売の一時差し止めを命じる場合がある。侵害が認められると農業省は公式の警告や罰金過料を執行。食品詐欺と認められた場合、刑事罰の対象になる可能性もある。商標法に基づいて民事訴訟も可能。

2.11.5 関連法令

GI 根拠法令

リトアニアには GI の根拠法令となる国内法はなく、EU の法制度が直接適用される。リトアニア共和国農業大臣令第 3D-10 号¹¹⁷は、GI の登録手続き及び管理・監視手続きを定めている。

行政の取り締まりを規定する法律

- Law on Food¹¹⁸（食品法）
- Code of Administrative Offences¹¹⁹（行政違反規則）

民事手続きを規定する法律

- Law on Trademarks¹²⁰（商標法）

刑事手続きを規定する法律

- Criminal Code（刑法）

2.11.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、リトアニアでは 2 件登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1
総数	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

国家高品質製品制度（Nacionalinės kokybės produktų）¹²¹は、2007 年に法制度化された農業省が管轄する農産物・農場の認証制度である。EU および国内法で定められた安全性、動植物の健康、動物福祉または環境要件を満たした場合に、独立した認証機関である Ekoagro によってラベルが付与される。これらの製品の製造には、遺伝子組み換え生物、合成食品添加物（防腐剤、甘味料など）は使用されていない。市場における製品の監視は、VMVT によって行われている。

¹¹⁷ <https://www.e-tar.lt/portal/en/legalAct/3e9a4940967b11e4b2ad80a31abdfdf33/asr>

¹¹⁸ <https://e-seimas.lrs.lt/portal/legalActEditions/lt/TAD/TAIS.98953>

¹¹⁹ <https://www.e-tar.lt/portal/lt/legalActEditions/4ebe66c0262311e5bf92d6af3f6a2e8b>

¹²⁰ <https://www.e-tar.lt/portal/lt/legalActEditions/TAR.B494EC0B78B0>

¹²¹ <https://www.ekoagros.lt/pagal-nacionaline-zemes-ukio-ir-maisto-kokybes-sistema-pagaminti-produktai>

2.12 ラトビア

2.12.1 概要

人口は約 193 万人（2018 年）、面積は約 9.5 万 平方キロメートルで日本の約 6 分の 1 である¹²²。

東ヨーロッパ平野にあり、西はバルト海に面している。国土の大部分が平均標高 300m以下の平坦な氷河性の低地である。リガ湾に注ぐ西ドビナ川をはじめ、リエルベ川、ベンタ川、ガウヤ川がバルト海に注いでいる。氷河起源の湖沼が多く、また森林面積は国土の 38%を占めている¹²³。主要農産物は、ライ麦、小麦、オート麦、亜麻、大麦等の穀物である。主な輸出作物はじゃがいも、タマネギ、ニンジン、テンサイである¹²⁴。



1 経営体当たりの平均経営面積は 27.6ha（2016 年）である¹²⁵。国内総生産に占める農林水産業の比率は 3.6%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ラトビア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	344	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	12	3.6	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からラトビアへの輸出額が約 87 万 US ドルであるのに対し、ラトビアから日本への輸入額は約 4 億 1,600 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は発酵酒（ワイン除く）、清涼飲料水、砂糖菓子であり、ラトビアからの輸入上位品目は製材、魚（調製済み）、合板である。

¹²² 外務省「ラトビア共和国（Republic of Latvia）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latvia/data.html>

¹²³ 「世界各国データファイル ラトビア」『地理』49(7)（通号 587）2004-07, p.120-121

¹²⁴ Britannica「Latvia」<https://www.britannica.com/place/Bulgaria>

¹²⁵ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Latvia」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-lv_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ラトビア)	輸入 (ラトビア→日本)	日本の収支
総額	53	81	▲28
農林水産物	0.9	42	▲41
農林水産物のシェア	1.6	51	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ラトビア（単位：万 US ドル%） 輸入：ラトビア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
発酵酒（ワイン除く）	15.9	18.2	製材	3625.1	87.1
清涼飲料水	4.9	5.6	魚（調製済み）	238.1	5.7
砂糖菓子	1.5	1.7	合板	89.8	2.2
飼料	1.1	1.3	冷凍果実・ナッツ	42.2	1.0
食酢	0.9	1.0	調製果実	41.1	1.0
総額	86.9	100.0	総額	4160.5	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ラトビア語で Aizsargāts cilmes vietas nosaukums、地理的表示保護（PGI）は Aizsargāta ģeogrāfiskās izcelsmes norāde と呼ぶ。ラトビアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 2 件、合計 3 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は果物・野菜・穀類、PGI は油脂、水産物が各 1 件である。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.5. 油脂	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	-
Class 1.7. 水産物	-	1
総数	1	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.12.2 GI 監視スキーム

ラトビアでは農業省（ZM）が GI に関する政策を所掌する。食品品質スキームの認証・管理監督は、ZM 内の食品家畜サービス局（PVD）の担当であり、地理的表示保護の監督・管理も PVD の所掌である。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業省（Zemkopības ministrija : ZM） 農産物・食品産業局 品質政策課 食品家畜サービス局（Pārtikas un veterinārais dienests : PVD）	Peldu iela 30, Rīga, LV1050	Tel. +371/ 67095230 Email: pvd@pvd.gov.lv Website: http://www.pvd.gov.lv/

EUIPO (2017)¹²⁶、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹²⁷

PVD は、生産段階の監督とともに市場における名称利用の監督権限がある。PVD は GI を登録した事業者を対象とする定期検査を実施しており、また第三者から侵害の可能性のある情報を得た場合には、訴訟にも対応する。EU Food Fraud Network の担当窓口も PVD である¹²⁸。

商標法によると、PVD は、EU で保護されている GI の不正使用に対して、罰金として 140～350 ユーロ（自然人の場合）または 700～7,000 ユーロ（法人の場合）の行政処分を請求することができる。

さらに、ラトビアの警察は、GI に対する権利の侵害、あるいは GI の使用要件に反して使用される可能性のあるマーキング、包装、関連文書の製造、提供、販売に対して、行政処分を請求することができる。¹²⁹ 行政処分の額は、70 ユーロ（自然人の場合）または 3,000 ユーロ（法人の場合）を上限とする。

¹²⁶ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹²⁷ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹²⁸ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

¹²⁹ 現地法律事務所回答より。

2.12.3 GI 侵害の事例

GI ではないものの産地表示を巡る民事事件が確認できた。2018 年 7 月 13 日の民事事件のリガ・ヴィゼメ郊外裁判所の判決（C30602117）によると、ロシアのトゥーラ（Tula）地方の菓子メーカー Tulskaya konditerskaya fabrika Yasnaya Polyana 社は、「Tulskij（Tula の、という意味）」という名称を使用してウクライナで生産されたジンジャーブレッド・プランジキ（pranjiki）を流通させたとして、ラトビアの食品企業 Kondis 社に対して訴訟を提起した。裁判所は、トゥーラはロシアの地名であり、「Tulskij」の表示はロシアのトゥーラに由来するものでなければ認められないと判断した。裁判所は Kondis 社に「Tulskij」と表示したプランジキの流通の禁止と、残りの商品を市場から排除するよう命じている¹³⁰。

2.12.4 対抗手段

GI 違反への対抗はあまり一般的に行われてはいないものの、行政手続きまたは民事訴訟が可能である。行政手続きの開始請求は電子メールまたは郵送で誰でも申し立てることができる。匿名の通報も可能で、当局のウェブサイトや電話を介して行う。PVD のウェブサイトには、GI だけではなく PVD が管轄する業務一般についての問い合わせフォームと、電話ホットライン¹³¹の案内がある。問い合わせフォームはラトビア語版のウェブサイトにはしかなく、英語版ウェブサイトにはメールでの連絡先のみ記載されている。下記はラトビア語版を日本語に翻訳したものである。



PVD の問い合わせフォーム¹³²

¹³⁰ 現地法律事務所回答より。 <https://manas.tiesas.lv/eTiesasMvc/nolemumi/pdf/400400.pdf>

¹³¹ <https://www.pvd.gov.lv/partikas-un-veterinarais-dienests/statiskas-lapas/uzticibas-talrunis?id=9517>

¹³² <https://www.pvd.gov.lv/e-iesniegums/>

行政手続きを開始するための報告の必須要件や申請様式は指定されていない。侵害の内容をできるだけ詳細に説明し、利用可能な証拠とともに、請求者の正当な地位を証明するものを提出することが推奨される。

損害賠償請求は、民事訴訟で別途対応することになる。商標法に基づく民事訴訟は、生産者、取引業者、サービス提供者の専門団体を含む利害関係者、および消費者保護を実施する組織も、請求を提起することができる。これら利害関係人は、商標法第 54 条から第 58 条及び第 90 条第 3 項の規定により、GI を不正に使用された場合には、次のような請求をすることができる。

- GI の不正使用によって生じた損害の賠償（GI の不正使用によって受けた利益として計算される損失の賠償を含む）
- GI の不正使用を防止するための措置（GI を不正に使用した商品の販売禁止及び廃棄義務を含む）の発動。

民事訴訟を提起する場合も行政処分請求と同様の情報と証拠を提出しなければならない。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ラトビアにおける GI 侵害の窓口は、農業省の食品家畜サービス局（Pārtikas un veterinārais dienests : PVD）

Tel. +371/ 67095230（ホットラインは67027402）

Email: pvd@pvd.gov.lv

ウェブサイトの通報フォーム：<https://www.pvd.gov.lv/e-iesniegums/>

連絡方法

上記メールか、通報フォームに記入して送信または電話で通報する。その場合、できるだけ詳細な情報を提供する。対応結果の報告を求める場合は、連絡先を記入する。

保護のしくみ

侵害通報を受けると PVD が検査を行い、販売の一時差し止めを命じる場合がある。商標法に基づく民事訴訟も可能。

2.12.5 関連法令

GI 根拠法令（行政の取り締まり規定を含む）

- 食品の取扱いの監督に関する法律（食品取扱法）¹³³
- 2020 年 9 月 2 日の内閣規則第 556 号「農産物および食品に保証された地理的表示、原産地呼称および伝統的特産品の登録、保護、監視および管理のための手続き」¹³⁴
- 2015 年 12 月 22 日の内閣規則第 766 号「地理的表示保護、原産地呼称保護および伝統的特産品保護の申請の登録、異議申立書の決定書の発行および明細書の修正の登録のための国費の納付に関する規則および国費の納付手続き」¹³⁵

民事手続きを規定する法律

- 商標法¹³⁶

2.12.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、ラトビアでは 3 件登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.3. チーズ	1
Class 2.24. パン、菓子類	2
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

国家品質スキーム（Nacionālās pārtikas kvalitātes shēmas）¹³⁷は、PVD が管轄する食品認証制度で、緑、紅の 2 種類の「スプーンマーク」が付与される。これらは EU 法やラトビアの内閣府規則 No. 461「食品品質スキームの要件、その実施、運用、監視および制御の手順」の品質要件を満たし、遺伝子組換え生物や合成染料を含まない食品を対象とする。原産地のトレーサビリティ要件は緑・紅で異なり、緑スプーンマーク（Zaļā karotīte）は原材料の 75%以上がラトビア産、紅スプーンマーク（Bordo karotīte）は国産原材料である必要はないがラトビアで生産されるものに付与される。スプーンマークが付与された食品は、州や地方自治体の調達において有利となる。

¹³³ <https://likumi.lv/ta/en/en/id/47184>

¹³⁴ <https://likumi.lv/ta/id/317154-lauksaimniecibas-un-partikas-produktu-geografiskasizcelsmes-norazu-cilmes-vietas-nosaukumu-un-garantetu-tradicionalo-ipatnibu>

¹³⁵ <https://www.vestnesis.lv/op/2015/252.34>

¹³⁶ <https://likumi.lv/ta/id/312695-precu-zimju-likums>

¹³⁷ <http://karotite.lv/sakums>

2.13 エストニア

2.13.1 概要

人口は約 132 万人（2019 年）、面積は約 4.5 万 平方キロメートルで日本の約 9 分の 1 である¹³⁸。

バルト海のフィンランド湾とリガ湾に臨み、国土の大部分は平均標高 50m の低平地である。北部の平野部には氷河堆積物がみられ土壌の発達が悪く、中部は低湿地で沼沢地が多い¹³⁹。主要農産物はじゃがいも、大麦、干し草である。牛乳や豚肉の生産を中心とした畜産も重要である¹⁴⁰。林業の歴史は古く、タリンを中心として木材加工の拠点がある。



1 経営体当たりの平均経営面積は 59.6ha（2016 年）である¹⁴¹。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.7%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	エストニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	307	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	8	2.7	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からエストニアへの輸出額が約 25 万 US ドルであるのに対し、エストニアから日本への輸入額は約 4,700 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、ビール、発酵酒（ワイン除く）であり、エストニアからの輸入上位品目は木製建具及び建築用木工品、製材、溝加工木材である。

¹³⁸ 外務省「エストニア共和国（Republic of Estonia）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/estonia/data.html>

¹³⁹ 「世界各国データファイル エストニア」『地理』49(7) (通号 587) 2004-07 p.123-124

¹⁴⁰ Britannica「Estonia」 <https://www.britannica.com/place/Estonia>

¹⁴¹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Estonia」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-ee_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→エストニア)	輸入 (エストニア→日本)	日本の収支
総額	188	137	51
農林水産物	0.3	47	▲47
農林水産物のシェア	0.1	34.4	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→エストニア（単位：万 US ドル%） 輸入：エストニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	10.0	39.3	木製建具及び 建築用木工品	2,760.8	58.6
ビール	8.0	31.6	製材	1,520.3	32.3
発酵酒(ワイン除く)	4.4	17.5	溝加工木材	216.1	4.6
清涼飲料水	0.9	3.6	酵母	70.2	1.5
ベビーフード等	0.6	2.3	合板用単板	45.1	1.0
総額	25.4	100.0	総額	4,713.2	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、エストニア語で Kaitstud päritolunimetus、地理的表示保護（PGI）は Kaitstud geograafiline tähis と呼ぶ。2020 年 12 月現在、エストニアは 1 件の PGI（チーズ）を申請中で、登録済みの農産品・食品はない。

なお、エストニアではこれらの EU の制度下での GI のほかに、「Riiklik geograafiliste tähiste register」（地理的表示の国内登録：以下「国内 GI」）の制度があり、国内法に基づいてミネラルウォーター、チーズ、ワインが計 6 件登録されている¹⁴²。

¹⁴² <https://pta.agri.ee/geograafiliste-tahiste-kaitse#eesti-geograafilise->

2.13.2 GI 監視スキーム¹⁴³

エストニアでは地方省傘下の農業食品委員会¹⁴⁴が GI 関連政策を所掌する。なお、国内 GI の登録は、特許庁に申請する¹⁴⁵。

中央政府

機関名	住所	連絡先
地方省（Ministry of Rural Affairs） 農業食品委員会 （Agriculture and Food Board : Põllumajandus- ja Toiduamet）	Väike-Paala 3, 11415 Tallinn	Tel. 00372 6051710 Email: pta@pta.agri.ee Website: https://pta.agri.ee/

食品委員会ウェブサイト¹⁴⁶

エストニア地理的表示保護法（EGIPA）は、国家の監督による GI の法的保護を保証しており、EGIPA 第 19 条によると、国家の監督は農業食品委員会（以下「食品委員会」と消費者保護・技術規制局（以下、「消費者局」）によって行われる。前者は GI の生産段階を監視し、後者は小売レベルでの GI の使用を監視する。

GI 監視当局

機関名	住所	連絡先
農業食品委員会 （Agriculture and Food Board : Põllumajandus- ja Toiduamet）	Väike-Paala 3, 11415 Tallinn	Tel. +372 605 1710 Email: pta@pta.agri.ee Website: https://pta.agri.ee/
消費者保護・技術規制局 （Consumer Protection and Technical Regulatory Authority : Tarbijakaitse ja Tehnilise Järelevalve Amet）	Endla 10a, 10122 Tallinn	Tel. +372 667 2001 Email: info@ttja.ee Website: https://www.ttja.ee/en

現地事務所回答および各ウェブサイト¹⁴⁷

食品委員会と消費者局は、独自に定期検査を実施し、第三者から侵害に関する情報を得た場合にはいつでも対応し、法に規定された国家監督措置（尋問、文書の要求、動産の検査、敷地内への立ち入り、動産の保管場所への持ち出し）や行政処分を適用する。

EU Food Fraud Network の担当窓口は、食品委員会である¹⁴⁸。

¹⁴³ 現地法律事務所回答より。

¹⁴⁴ 欧州委員会によると、エストニアの GI 監視当局は家畜・食品委員会であるが、2021 年 1 月に組織改編され農業食品委員会となった。 <https://www.agri.ee/en/establishment-agriculture-and-food-board>

¹⁴⁵ <https://pta.agri.ee/geograafiliste-tahiste-kaitse#eesti-geograafilise->

¹⁴⁶ <https://pta.agri.ee/ametist-uudised-ja-kontaktid/kontakt/koik-kontaktandmed>

¹⁴⁷ 食品委員会（前掲）、消費者局：<https://www.ttja.ee/en/contact>

¹⁴⁸ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.13.3 GI 侵害の事例

エストニアでの GI 侵害に関する裁判例等の公開情報はない。現地法律事務所によると、グルジア国家知的財産センター（Sakpatenti）を支援し、ラトビア企業 Park MV SIA とエストニア企業 Global Wine House OÜ に対して、グルジアの GI である「KINDZMARauli」と「KHVANCHKARA」の使用の差止請求を行ったことはあるという。原告となった 2 社は、グルジア国家知的財産センターが保有する GI と同一のエストニア国内商標を登録して使用していた。交渉の結果、2 社はグルジアの GI 名称の使用を停止し、エストニア国内の商標登録を削除した。この事例は、エストニアにおける外国の GI 保護が可能であることを示している。

2.13.4 対抗手段¹⁴⁹

エストニアでは、GI 侵害への対抗手段として行政手続きと民事訴訟の 2 つの方法がある。行政手続きは監視当局が独自に行うほか、一般からの通報をもとに行う場合がある。申立ては誰でも可能であるが、消費者局では、まずは問題の事業者と交渉し解決できない場合に当局に申し立てるように指示している。電子メール、郵送、電話、またはエストニアの ID カード保有者であればウェブサイトからの電子申請も可能である。行政手続きのための申請様式はなく、エストニア語での記入、署名が必須である。侵害の内容をできるだけ詳細に説明し、利用可能な証拠とともに、請求者の正当な地位を証明するものを提出することが推奨される。

民事手続きについては、エストニア商標法により、利害関係者が裁判所に対して GI の不正使用の停止措置を求めることも可能である。また、EGIPA 法第 45 条に基づき、民事訴訟による損害賠償請求も可能であり、GI 権利者は、行政手続きの実施のいかんにかかわらず民事訴訟を進めることができる。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

エストニアにおける GI 侵害の窓口は、農業食品委員会または消費者保護・技術規制局

農業食品委員会

消費者保護・技術規制局

Tel. +372 605 1710

Tel. +372 667 2001

Email: pta@pta.agri.ee

Email: info@ttja.ee

Website: <https://pta.agri.ee/>

Website: <https://www.ttja.ee/en>

連絡方法

上記のメールまたは電話で詳細な情報を提供。消費者局は「名前と連絡先情報、苦情の日付、製品またはサービスの欠陥、および推奨される解決策」を含めるようにしている。

保護のしくみ

侵害通報を受けるといずれの監視当局も検査を行い、販売の一時差し止めを命じる場合がある。商標法に基づく民事訴訟も可能。また、刑事罰の対象となる場合もある。

¹⁴⁹ 現地法律事務所回答より。

2.13.5 関連法令

GI 根拠法令

EU の GI や国際協定の対象となる GI は、EU の関連法規に基づいて保護されている。

- The Estonian Geographical Indication Protection Act（エストニア地理的表示保護法（EGIPA））¹⁵⁰

行政の取り締まりを規定する法律

- Law Enforcement Act（法律施行法）¹⁵¹
- Administrative Procedure Act（行政手続法）¹⁵²

民事手続きを規定する法律

- Estonian Trademark Act¹⁵³（商標法）
- Estonian Consumer Protection Act¹⁵⁴（消費者保護法）

刑事手続きを規定する法律

- Penal Code¹⁵⁵（刑法）第 226 条 9 項

2.13.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

国内での食品の認証制度としては、国産であることを示すつばめマークと、高品質な食品であることを示すクローバーマークがあり、農商工会議所が運営している。つばめマークは、主原料がエストニア産 100% で、感覚（味・におい等）の品質評価試験に合格した製品に付与される。申請できるカテゴリには野菜、ソース、蜂蜜、ジャム、レトルト食品、乳幼児向け食品、ハーブティー、ノンアルコール飲料、アルコール飲料、魚製品、肉・卵製品、乳製品、パン・菓子、シリアルがあり、それぞれのカテゴリで専門家がブラインドテストを行って評価する¹⁵⁶。クローバーマークは同様の品質評価試験に合格した EU 域内産の食品に付与される¹⁵⁷。

¹⁵⁰ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/502042019005/consolide>

¹⁵¹ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/508052020005/consolide>

¹⁵² <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/527032019002/consolide>

¹⁵³ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/528032019001/consolide>

¹⁵⁴ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/504122020003/consolide>

¹⁵⁵ <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/515072020011/consolide>

¹⁵⁶ <https://epkk.ee/paasukesemargi-taotlemine/>

¹⁵⁷ <https://epkk.ee/tunnustatud-maitse-ehk-ristikumark/>

中・東欧編

(ギリシャ、ポーランド、チェコ、クロアチア、
スロベニア、ハンガリー、オーストリア、スロバキア、
ルーマニア、キプロス、ブルガリア)

2.14 ギリシャ

2.14.1 概要

人口は 1,072 万人（2019 年）、面積は 131,957 平方キロメートルで日本の約 3 分の 1 である¹⁵⁸。

比較的貧弱な土壌や少量の降水量であるがゆえに耕作可能な土地は国土の 3 分の 1 以下で、残りは放牧地、森林である。大規模な栽培は、北部のテッサリア、マケドニア、トラキアの平野部のみ可能である。谷間部にはテラロッサと呼ばれる石灰岩由来の粘土質の肥沃な土壌があり、農業に適している。主要農産物は、とうもろこし、小麦、大麦、てん菜、桃、トマト、綿花、たばこ等である。なお、ギリシャは EU で唯一の綿花生産国である¹⁵⁹。



1 経営体当たりの平均経営面積は 6.6ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 3.7%（日本は 1.1%）である¹⁶⁰。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ギリシャ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,181	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	81	3.7	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からギリシャへの輸出額が 70 万 US ドルであるのに対し、ギリシャから日本への輸入額は約 4 億 5,700 万 US ドルである（2019 年）。ギリシャから日本への貿易輸入額の 85% 以上が農林水産物であるのは特筆すべきである。日本の輸出上位品目は海藻等、牛肉、発酵酒（ワイン除く）であり、ギリシャからの輸入上位品目は製造たばこ、調製果実、オリーブ油である。

¹⁵⁸ 外務省「ギリシャ共和国（Hellenic Republic）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/greece/data.html>

¹⁵⁹ Britannica「Greece」 <https://www.britannica.com/place/Greece>

¹⁶⁰ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Greece」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-el_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ギリシャ)	輸入 (ギリシャ→日本)	日本の収支
総額	569	535	34
農林水産物	0.7	457	▲456
農林水産物のシェア	0.1	85.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ギリシャ（単位：万 US ドル%） 輸入：ギリシャ→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
海藻等	57	75.5	製造たばこ	43,023	94.2
牛肉	5	6.4	調製果実	759	1.7
発酵酒（ワイン除く）	4	4.9	オリーブ油	427	0.9
ソース混合調味料	3	3.4	たばこ	292	0.6
その他の植物性油脂	2	2.5	その他の採油用の種等	244	0.5
総額	75	100.0	総額	45,676	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ギリシャ語でΠροστατευόμενη ονομασία προέλευσης（ΠΟΠ）、地理的表示保護（PGI）はΠροστατευόμενη γεωγραφική ένδειξη（ΠΓΕ）と表記される。ギリシャの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 79 件、PGI 34 件、合計 113 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、ポルトガルに次ぐ第 5 位である。品目別にみると、果物・野菜・穀類、油脂は PDO、PGI 共に多く、チーズは PDO が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	2	-
Class 1.3. チーズ	22	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	2	-
Class 1.5. 油脂	20	12
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	28	19
Class 1.7. 水産物	1	-
Class 1.8. その他（スパイス等）	1	-
Class 2.3. パン、菓子類	-	2
Class 2.7. 天然ゴム・樹脂	2	-
Class 2.10. (植物性)精油	1	-
総数	79	34

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.14.2 GI 監視スキーム

ギリシャでは農村開発食料省（MRDF）が GI に関する政策を所掌する。省内で担当が分かれており、農産物・食品は品質制度・有機生産・地理的表示局、ワイン・スピリッツは食品植物生産加工・標準化・品質管理局が担当する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農村開発食料省 (Υπουργείο Αγροτικής Ανάπτυξης και Τροφίμων : MRDF) 品質制度・有機生産・地理的表示局 (Directorate of Quality Systems, Organic Production and Geographical Indications : DQSOPGI)	2 Acharnon, Athens, 10176	Tel. +30 210212-4000 Email: info@minagric.gr Website: http://www.minagric.gr/index.php/en
同 食品植物生産加工・標準化・品質管理局 (Directorate for Processing, Standardisation and Quality Control of Food and Plant Production)	同上	同上

EUIPO (2017)¹⁶¹

GI の農産物・食品の監視は、MRDF より農業組織 ELGO-DIMITRA に委任されている。ELGO-DIMITRA は MRDF の監督下にある公益法人であり、農産物の検査や認証業務に携わっている。地方自治体の農村経済・家畜局（Directorate of Rural Economy and Veterinary Service of Regional Unit : DREV）と協力して、農産物・食品 GI に関する事業者の認証や市場監視、不正に関する MRDF への報告等を行う。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
ギリシャ農業団体 ELGO-DIMITRA (Ελληνικός Γεωργικός Οργανισμός ΕΛΓΟ/ ΔΗΜΗΤΡΑ)	1, Patission and Androu 11257, Athens	Tel. +30 210823-1277 Email: mdir@otenet.gr; agrocet@otenet.gr Website: www.elgo.gr

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁶²

なお、ワインの市場監視は DREV が担当しており、ギリシャ全土に 70 か所の窓口がある¹⁶³。

¹⁶¹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁶² https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹⁶³ https://euiipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/Observatory/documents/reports/Enforcement_of_GIs/EUIPO_GIs_Guide_ANNEX%20III.pdf

ELGO-DIMITRA は、小売店舗や卸事業者を対象として全土で監視活動を行う。監視活動は、事業規模、地域人口、過去の違反歴、国内経済や輸出における商品の重要性、侵害の疑いの申し立て等の要素を考慮して計画される。申し立ては一般の消費者や EU 加盟国の当局、加盟国以外の当局からも受け付けており、国内外の産品を対象として取り締まりを行っている。

2.14.3 GI 侵害の事例

ギリシャでは、他国の GI 産品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、特産品の Feta チーズは、PDO としての登録を巡って長い間争われた。現在もデンマーク産の Feta チーズが EU 外に輸出されているとして、欧州委員会がデンマーク政府を GI 監視義務違反で欧州司法裁判所に提訴し、係争中である（EU、デンマークの章参照）。



Feta チーズ（PDO）：左、上
クレタ島のオリーブオイル（PGI）：下



マケドニア、テッサリアの MANOURI チーズ（PDO）：左

2.14.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、ELCO-DIMITRA に通報することができる。ELGO-DIMITRA は調査を行い、結果を MRDF の違反審査委員会に報告する。ELCO-DIMITRA は毎年 20～30 件程度の申し立てがある。

MRDF には不正や侵害の審判を行う 2 つの委員会（一審と二審）があり、4 人の委員（ELGO-DEMETER から 1 人）で構成されている。委員会は関連データを審査して措置を決定し、MRDF 大臣が承認する。二審の決定は大臣の承認後に最終決定となる。

食品詐欺への制裁は、犯罪の重大性に応じて行政措置または刑事罰の 2 つに分類される。行政措置として、認証の取消、製品の市場からの撤退、罰金等がある。食品安全管理のための情報提供を拒否したり、不完全な情報を提供したりした場合、3 か月の禁固刑となる。

また、知的財産権の民事執行法（Law No 3966/2011）により、損害賠償等の請求が可能である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ギリシャにおける GI 侵害の窓口は、ELGO-DIMITRA。

Tel. +30 210823-1277

Email: mdir@otenet.gr; agrocert@otenet.gr

連絡方法

違反通報専用の窓口は記載されていないが、ELGO-DIMITRA のウェブサイトからメッセージを送ることが可能。

https://www.elgo.gr/index.php?option=com_contact&view=contact&id=1&Itemid=1326

保護のしくみ

ELGO-DIMITRA は通報を受けて、DREVs と協力して調査を実施。MRDF の委員会へ報告し、委員会にて行政措置を決定。

2.14.5 関連法令

ギリシャの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書¹⁶⁴に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- Law No 4235/2014（EU および食品、飼料および動物の健康および福祉分野に関する国の法律の実施に関する行政措置、手続きおよび罰則に関する法律）
- Joint Ministerial Decree No 261611/2007

民事手続きを規定する法律

- Law No 3966/2011（知的財産権の民事執行法）
- Law No 146/1914（不正競争防止法）

刑事手続きを規定する法律

- Law No 4235/2014（※27 条に刑事手続きを規定）

2.14.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

国内の品質認証制度としては、ギリシャ国産の物品とサービスの普及推進を目的としたギリシャマーク制度が存在する¹⁶⁵。農産物については、生産、育成、収穫がギリシャ国内で行われること、加工品については原材料が国産であることが条件とされ、工業製品においてはギリシャ国内における生産コストの割合で決定される。経済開発観光省の貿易消費者保護総局が管轄する制度であるが、農産物の認証は ELGI-DIMITRA が管理しており、牛乳・酪農製品、オリーブ・ヴァージンオリーブオイルが対象となっている。EU の PDO・PGI 登録品にギリシャマークを付けることも可能である。

¹⁶⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁶⁵ <http://www.greekmark.gov.gr/>

2.15 ポーランド

2.15.1 概要¹⁶⁶

人口は 3,792 万人（2018 年）、面積は日本の約 8 割である。南部の山岳地帯を除き、国土のほとんどが緩やかな丘陵地帯である。バルト海に面する北西部は温帯気候、東部や南部は亜寒帯気候で、降水量は年間を通して一定である。

ポーランドは EU で第 1 位のりんごの生産国で、EU 全体の 28.9%を生産しており（2018 年）¹⁶⁷、世界でも第 3 位のりんごの生産国である¹⁶⁸。

1 経営体当たり平均経営面積は 10.1ha（2013 年）。小規模農家が多く、経営面積 5 ha 未満の農家が約 5 割を占める。農家が大規模化されていない特徴を利用し、ポルチーニ茸、エスカルゴ、カシス、ベリー類など付加価値の高い高品質な農産物が生産されている。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.1%（日本は 1.1%）である。



農林水産業の地位（2018 年） 単位：億 US ドル、%

	ポーランド		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	5,857	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	123	2.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からポーランドへの輸出額が 400 万 US ドルであるのに対し、ポーランドから日本への輸入額は約 1 億 4,000 万 US ドルである（2018 年）。日本の輸出上位品目はタバコ、植物の液汁エキス、植木等であり、ポーランドからの輸入上位品目は構造用集成材¹⁶⁹、羽毛・羽毛皮、ペットフードである。

¹⁶⁶ ポーランドの農林水産業概況、農林水産省 2018、2020

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-189.pdf

¹⁶⁷ Agriculture, forestry and fishery statistics 2019 edition, 46-47

(<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/3217494/10317767/KS-FK-19-001-EN-N.pdf/742d3fd2-961e-68c1-47d0-11cf30b11489>)

¹⁶⁸ http://www.fao.org/faostat/en/#rankings/countries_by_commodity

¹⁶⁹ 所要の耐力を目的として等級区分したひき板(ラミナ)を集成接着したもの。木質構造の耐力部材として柱、梁、桁などに使用される。 <https://www.syuseizai.com/material01>

農林水産物貿易概況（2018 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ポーランド)	輸入 (ポーランド→日本)	日本の収支
総額	2,877	1,040	1,837
農林水産物	4	141	▲137
農林水産物のシェア	0.1	13.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2018 年）

輸出：日本→ポーランド（単位：万 US ドル%） 輸入：ポーランド→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
タバコ	56	14.2	構造用集成材	1,878	13.3
植物エキス	37	9.4	羽毛・羽毛皮	1,651	11.7
植木等	36	9.0	ペットフード	1,496	10.6
スープ・ブイユ	27	6.8	野菜ジュース	1,114	7.9
ソース混合調味料	22	5.4	牛乳	848	6.0
総額	396	100.0	総額	14,072	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ポーランド語で Chroniona nazwa pochodzenia（ChNP）、地理的表示保護（PGI）は Chronione oznaczenie geograficzne（ChOG）と呼ぶ。ポーランドの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 9 件、PGI 24 件、合計 33 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、ドイツに次ぐ第 7 位である。このほかリトアニアとの共同登録が PDO で 1 件（蜂蜜）存在する。品目別にみると、PDO はチーズ、果物・野菜・穀類が多く、PGI は果物・野菜・穀類、パン・菓子類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	-	1
Class 1.2. 肉製品	-	4
Class 1.3. チーズ	3	2
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	2	3
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	3	7
Class 1.7. 水産物	1	-
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	6
総数	9	24

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.15.2 GI 監視スキーム

ポーランドでは農業農村開発省（MARD）がGIに関する政策を所掌し、管理団体の認証やGI登録の審査を実施する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業農村開発環境省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : MARD/ Ministerstwo Rolnictwa i Rozwoju Ws)	Wspólna Street, 30 00930 Warsaw	Tel. +48 226231000

EUIPO (2017)¹⁷⁰

GI 監視当局はかつて 2 機関あり、生産段階から卸段階までを農業食品検査局（AFQI）が、小売段階の監視は競争消費者保護局（OCCP）の取引検査部（TI）が実施していた。しかし、2020 年 7 月より監視機能は農業食品検査局（AFQI）に集約されることとなった。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業食品品質検査局 (Agricultural and Food Quality Inspection : AFQI/ Główny Inspektor Jakości Handlowej Artykułów Rolno-Spożywczych)	Wspólna Street, 30 00930 Warsaw	Tel. +48 226232900 Email: sekretariat@ijhars.gov.pl Website: www.ijhar-s.gov.pl

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁷¹

AFQI は、農産物・食品、ワイン、スピリッツのすべての GI 品目について、国内 16 州の州検査局（VAFQI）とともに、サプライチェーン全体の監視を実施する。他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、AFQI がその窓口である¹⁷²。

¹⁷⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁷¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹⁷² 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food_fraud_contact_points.pdf

2.15.3 GI 侵害の事例

ポーランド国内においては、州検査局（VAFQI）が他国の GI 品の模倣を発見し、不正品の流通を押さえたり、罰金を科したりといった取り締まりを行っている¹⁷³。これまでに以下のような GI 侵害が発見されている。

- ギリシャの PDO チーズ Feta の模倣品が「Fetikos」という名称で、地中海を想起させるパッケージで販売されていた
- ギリシャの PDO チーズ Feta の模倣品が、ポーランド企業により国内で生産され、「Feta」という名前で販売されていた
- イタリアの PDO チーズ Parmigiano-Reggiano の模倣品が「Parmeser」というポーランド語の名称で販売されていた
- ポーランドの PGI ソーセージ Kiełbasa lisiecka の模倣品が出回っていた。同製品は豚肉から製造されるが、鶏肉を原料とする模倣品が販売されていた



Feta の模倣品



Parmigiano Reggiano の模倣品

GI 侵害の事例

GUIDE on PRACTICES OF OFFICIAL CONTROLS IN SCOPE OF PDO, PGI, TSG AGRI-FOOD PRODUCTS IN THE EU (2018)

¹⁷³ I. Kamińska (2018) GUIDE on PRACTICES OF OFFICIAL CONTROLS IN SCOPE OF PDO, PGI, TSG AGRI-FOOD PRODUCTS IN THE EU.
http://agepi.gov.md/sites/default/files/ipr_project/Final_GUIDE_on_OFFC_in_scope_of_PDO_PGI_TSG_08.09.18_EN.pdf

2.15.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、AFQI の局長あてに通報することができる。AFQI への直接訪問、電話、郵送、電子メール、あるいは電子公共サービス (Elektroniczna Platforma Usług Administracji Publicznej : ePUAP)¹⁷⁴のプラットフォームからも情報提供を受け付けている¹⁷⁵。通報は誰でも可能であるが、電子公共サービス ePUAP の利用にはアカウントが必要である。

通報には通報者の氏名や郵便番号を含む連絡先の明記が求め得られており、匿名の申し立ては受け付けない。申し立てには問題となる製品の名称（製造番号）、生産者・運送事業者・輸入者等の関係者の名称と住所、申し立ての内容（ラベルや品質に関する疑義等）を記載する。問題の製品は、正規の検査員がサンプリングして正式に確認する必要があるため、実物を提出してはならないとされている。

申し立てへの対応結果は、ePUAP による通報は ePUAP で、それ以外は郵送で通知される。

ポーランドの GI 登録保護法では GI 製品のラベル使用義務違反は平均月収の 3 倍を上限とする罰金が科されている。また、不正競争法により、損害賠償等の救済手続きが可能である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ポーランドにおける GI 侵害の窓口は、農業食品検査局（Chief Inspectorate of Commercial Quality of Agri-Food Products : AFQI）

Tel. +48 22 623 29 99

Email: sekretariat@ijhars.gov.pl

連絡方法

農業食品検査局に文書を郵送、電子メール、電子行政ポータル¹⁷⁴の電子私書箱、電話、直接訪問による申し立てが可能。

保護のしくみ

農業食品検査局が州の検査局とともに対応。違反品の流通差し止めや罰金を科す。

¹⁷⁴ <https://epuap.gov.pl/wps/portal/strefa-klienta/katalog-spraw/profil-urzedu/4xdb717614>

¹⁷⁵ <https://www.gov.pl/web/ijhars/skargi-i-wnioski2>

2.15.5 関連法令

ポーランドの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書¹⁷⁶に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- The Commercial Quality of Agri-Food Act (the AFQI による食品、農産物、ワイン、スピリッツの管理を定める)
- The GI Registration and Protection Act (the Act of 10 June 2016 により改定) : AFQI による管理団体の監査を定める、GI に関する違反の罰則規定
- The Act of 12 May 2011 on production and bottling of wine products (※ワイン)
- The Act of 18 October 2006 on production of spirits and the registration and protection of GIs of spirit drinks (※スピリッツ)

民事手続きを規定する法律

- The Act of 16 April 1993 on combating unfair competition (不正競争法)

刑事手続きを規定する法律

- The Act of 16 April 1993 on combating unfair competition (不正競争法の第4章に刑罰規定を含む)

¹⁷⁶ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.15.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、ポーランドでは以下の 10 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	4
Class 1.5. 油、油脂	1
Class 1.8. その他（スパイス等）	4
Class 2.3. パン、菓子類	1
総数	10

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

ポーランドでは、EU の GI 制度を導入する際、MARD 及び地域当局により、地域の伝統的な産品の情報を収集して各地の名産品伝統リスト（List of Traditional Products : LTP）が作成された¹⁷⁷。1,600 以上がリスト化され、その多くが国内や EU の制度に登録されている。LTP 自体は認証制度ではなく正式なロゴもないが、商品のパッケージに「LTP に掲載」と付記され、消費者が目にすることが多い。

国内の食品品質制度(Krajowe systemy jakości żywności) は、MARD の承認が必要であり、次の 4 つがある¹⁷⁸。高品質伝統品（Jakość Tradycja）は、ポーランド地域産品会議所（the Polish Chamber of Regional and Local Products）とポーランド共和国州連合による制度である。1956 年以前から存在し、かつ 50 年間以上生産されている産品を対象とし、2020 年 12 月時点で 320 製品が登録されている。

さらに、牛を対象とする高品質食肉プログラム（Quality Meat Program : QMP）、豚を対象とする豚肉品質制度（Pork Quality System : PQS）、豚・鶏・加工肉を広く対象とする食品品質保証制度（Food Quality Guaranteed System : QAFP）が認証制度として運用されている。

また、2016 年 12 月 4 日農産物・食品の商業的品質に関する法改正により、国産品を「ポーランド製品（Produkt polski）」として表示する新たな規制が導入された。自主的な表示制度とされているが、産地や成分表示の基準を示し、ロゴを提供している。

¹⁷⁷ FAO (2018) Geographical indication schemes in Croatia, Hungary and Poland.
<http://www.fao.org/3/CA0938EN/ca0938en.pdf> p20

¹⁷⁸ <https://www.gov.pl/web/rolnictwo/krajowe-systemy-jakosci-zywnosci>

2.16 チェコ

2.16.1 概要¹⁷⁹

人口は 1,067 万人（2018 年）、面積は日本の約 5 分の 1 である。

国土の三方を山脈で囲まれ、山岳地帯は主に林地や牧草地として活用されている。中西部を縦断するブルタヴァ川周辺には肥沃なボヘミア盆地が広がり、農業の中心となっている。全土で畜産業、穀物生産が行われ、中央北部ではてん菜、中央南部ではばれいしょ、東南部ではとうもろこしが生産されている。主要農産物は、小麦、てん菜、大麦、菜種、生乳、豚肉等である。



ホップの生産量は世界第 4 位（2016 年）。

日本のホップ輸入量の 2 割を占め、ドイツに次ぐ第 2 位の輸入先である（2017 年）。

1 経営体当たりの平均経営面積は 133.0ha（2013 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.0%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2018 年） 単位：億 US ドル、%

	チェコ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,452	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	48	2.0	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からチェコへの輸出額が 200 万 US ドルであるのに対し、チェコから日本への輸入額は約 1 億 1,600 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は緑茶、醤油、味噌であり、チェコからの輸入上位品目はペットフード、製材、麦芽である。

¹⁷⁹ チェコの農林水産業概況、農林水産省 2018、2020
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-183.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→チェコ)	輸入 (チェコ→日本)	日本の収支
総額	1,600	1,123	477
農林水産物	2	116	▲114
農林水産物のシェア	0.1	10.3	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→チェコ（単位：万 US ドル%） 輸入：チェコ→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
緑茶	53	30.7	ペットフード	4,968	43.0
醤油	22	12.9	製材	3,763	32.6
味噌	8	4.4	麦芽	1,053	9.1
酵母	7	4.2	ホップ	739	6.4
植木等	7	4.0	たばこ	150	1.3
総額	171	100.0	総額	11,550	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、チェコ語で Chráněné označení původu（CHOP）、地理的表示保護（PGI）は Chráněné zeměpisné označení（CHZO）と呼ぶ。チェコの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 6 件、PGI 23 件、合計 29 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、ポーランドに次ぐ第 8 位である。品目別にみると、PDO はその他（スパイス等）としてのホップが登録されているのが特徴であり、PGI はビール、パン・菓子類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.3. チーズ	-	3
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	1
Class 1.7. 水産物	1	1
Class 1.8. その他（スパイス等）	3	-
Class 2.1. ビール	-	9
Class 2.3. パン、菓子類	-	9
総数	6	23

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.16.2 GI 監視スキーム

チェコでは農業省（MZe）が GI に関する政策を所掌し、農産物・食品、ワイン、スピリッツ等すべての GI 品目を扱う。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業省 (Ministerstvo zemědělství : MZe)	Tesnov 17 117 05 Prague 1	Tel. +420 221811111 Fax. +420 224810478 Email: info@mze.cz

EUIPO (2017)¹⁸⁰

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局として 3 機関を公表している。このうち農業食品検査局（SZPI）は植物由来食品、ワイン、スピリッツを担当し、家畜管理局（SVS）は、動物由来食品を担当する。農業監督試験中央研究所は、植物品種、飼料、土壌、植物の栄養、病虫害等を対象とする国立の検査機関である。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業食品検査局 (Státní zemědělská a potravinářská inspekce : SZPI)	Kvetná 15, 60300 Brno	Tel. +420 542426635 Email: info@szpi.gov.cz
家畜管理局 (Státní veterinární správa : SVS)	Slezská 7, 12056 Praha 2	Tel. +420 227010111 Email: epodatelna@svscr.cz
農業監督試験中央研究所 (Ústřední kontrolní a zkušební ústav zemědělský)	Hroznova 2 60300 Brno	Tel. +420 543548111 Email: podatelna@ukzuz.cz Website: http://eagri.cz/public/web/ukzuz/portal

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁸¹

SZPI、SVS の両機関は、地域ユニットを通じてサプライチェーン全体の監視を実施する。SZPI の監視は食品安全の活動の一環として不定期に行われ、国内外の GI 産品も対象とされる。国内で生産された動物由来品に違反があれば、SVS に連絡し、SVS が事業者と対応する。

SVS は、検査対象を限定した特別な監視も実施することがある。例えば中・東欧ではクリスマスの時期に鯉料理を食べる習慣があり、その時期にチェコの PDO である Pohořelice Carp や PGI である Třeboň Carp を含むクリスマス用の鯉を対象として市場監視が実施されている。

¹⁸⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁸¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

SZIP の 2019 年の年次報告によると、GI に関して 84 件の調査を実施している¹⁸²。117 のサンプルを採取してラボで検査したが、問題は認められなかった。

他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、SZPI はその窓口である¹⁸³。2019 年は 169 件の通知がオンラインで交わされ、うち 113 件がチェコから発出した通知、56 件が他の EU 加盟国からチェコへの通知であった。



オロモウツ地方ロシュティツェのトヴァルシュキチーズ
Olomoucké tvarůžky (PGI)

南ボヘミアのニヴァチーズ Jihoceska niva
(PGI、国内認証制度の Klasa ラベル)



ラデガストビール ピルスナーウルケルビール ベルナードビール (PGI)

¹⁸² <https://www.szpi.gov.cz/en/article/cafia-annual-report-2019.aspx>

¹⁸³ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.16.3 GI 侵害の事例

チェコでは、他国の GI 産品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の GI 登録を巡り、近隣諸国との間で問題になることが多い。中・東欧地域では歴史的に国境が変遷していることもあり、同じ食品の名称が現在の国境を越えて広く使用されるなど、GI を特定の国に帰属認定することが困難なようである。その対応として、地域特有の原材料や製法を認定してもらうほか、GI としてではなく TSG として近隣諸国と共同申請する例もある。

チェコ対スロバキア「ニヴァチーズ」問題

チェコは、南ボヘミアで生産されるニヴァチーズ（Jihoceska niva）と南ボヘミアゴールドニヴァチーズ（Jihoceska zlata niva）を 2004 年チェコの EU 加盟と同時に PGI として登録申請した。しかし隣国のスロバキアが登録に反対。かつてチェコと 1 つの国であったスロバキアでは、国内で生産されたチーズにニヴァと命名する伝統があり、ニヴァという名称は特定の地域に関連した呼称ではなく、チーズの一般的な呼称であると反対した。

最終的にチェコの主張が認められ、申請通り 2 種のチーズは 2010 年にチェコの PGI として登録された。

一方、同じ時期に、シュペカチュキ・ソーセージ（špekáčky）やスピシュ・ソーセージ（spišské párky）、ロベツ・サラミ（lovecký salám）などの肉加工品について、TSG としてチェコとスロバキアが共同登録することとなった。

(https://www.lidovky.cz/byznys/firmy-a-trhy/cesko-porazilo-slovak-y-jihoceska-niva-je-pod-ochranou-eu.A091209_150608_firmy-trhy_nev)

チェコ対ドイツ、オーストリア「オロモウツ・トヴァルシュキチーズ」問題

チェコは、オロモウツ地方ロシュティツェで生産されてきたトヴァルシュキチーズ（Olomoucké tvarůžky）を 2004 年チェコの EU 加盟と同時に PGI として登録申請した。しかし隣国のドイツとオーストリアが登録に反対。両国では、ドイツ語で Olmützer Quargel（オロモウツチーズ）という名称の産品を広く生産販売していたのである。

最終的にチェコの主張は認められ、申請通り 2010 年にチェコの PGI として登録された。一方、ドイツとオーストリアの Olmützer Quargel（オロモウツチーズ）の生産者は、名称の変更に 5 年間の移行期間が与えられた。

(https://olomoucky.denik.cz/zpravy_region/olomoucke-tvaruzky-ziskaly-pres-namitky-nemcu-chra.html)

チェコ対ドイツ、オーストリア「カルロヴィヴァリ・ウェハース」問題

チェコは、ドイツ国境近くのカルロヴィヴァリで生産されるウェハース（Karlovarské oplatky）を 2004 年チェコの EU 加盟と同時に PGI として登録申請した。しかし隣国のドイツとオーストリアが登録に反対。そもそも歴史的にドイツ人が多く居住していた地域で生産されてきた品であり、両国ではドイツ語で Karlsbader Oblaten(カルロヴィヴァリ・ウェハース) という名称で生産販売していること、ウェハースの生産技術はドイツやオーストリアの知的財産にもあたる等と主張した。

一方、チェコ側は、チェコ産品にのみカルロヴィヴァリの湧き水が使用されているとして争った。最終的にチェコの主張が認められ 2011 年にチェコの PGI として登録された。ドイツとオーストリアの Karlsbader Oblaten の生産者は、名称の変更に 5 年間の移行期間が与えられた。

(https://www.tyden.cz/rubriky/domaci/brusel-po-letech-rozhodl-spor-o-oplatky-patri-karlovym-varum_202880.html)

「ブラハハム」問題

TSG 登録においても、GIと同様の問題がある。チェコは、ブラハハム（Prazska sunka）を TSG 登録申請したが、ドイツ、オーストリア、イタリア、セルビア、スロバキアが登録に反対した。特に自国の生産事業者への悪影響を恐れたスロバキアは強固に反対した。

その背景には、ブラハハムの長い歴史がある。生産がヨーロッパ各地に広まるにつれて本来のレシピは希釈化し、それぞれの解釈により変化していき、今では同じブラハハムの名のもとに様々な製品が存在する状況となった。例えばチェコのブラハハムは 92%が豚肉で作られるが、スロバキアのブラハハムは 65%が豚肉で鶏肉が含まれることもある。

最終的にはチェコの主張が認められ、ブラハハムは 2018 年にチェコの TSG として登録された。2023 年までの 5 年間は、どの生産者もそれぞれのブラハハムを生産できるとされた。歴史的な背景を踏まえると、チェコ以外の国の生産者たちの異議も根拠のないものではなく、合意にいたるまでの道のりは複雑だった。

(<https://euractiv.cz/section/aktualne-v-eu/news/prazska-sunka-ma-ode-dneska-oficialne-evropskou-znacku-zarucene-tradicni-speciality/>
<https://www.euro.cz/byznys/prilis-rozmelneni-sunka-1424434>
<https://www.zemedelec.cz/navrh-uzenaru-odmita-slovensko/l/>)

2.16.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、SPZI にウェブサイトから、あるいは電子メール、電話、郵送、直接訪問して通報することができる。動物由来製品については、SVS にウェブサイトから、あるいは電子メールで連絡可能である。

SPZI のウェブサイトは英語での表示が可能であり、通報フォームには通報者の氏名や連絡先とともに、違反を疑う製品の名称、製造事業者、製造番号、購入日、店舗の名称と住所、苦情の内容に関する情報を記入するしくみである。匿名での通報も可能であるが、その場合、SPZI は匿名通報者に対応結果を提供しないとされている。写真などの電子データも 10 件、計 5MB までを添付して提出できる。

The screenshot shows the SPZI website's 'Suggestions for Inspection' form. The page has a green header with the CAFIA logo and 'food pillory' tagline. A search bar is present. The main content area is titled 'Suggestions for Inspection' and includes a note about frequently asked questions. The form is divided into three main sections: 'Inspectorate:', 'Consumer:', and 'Information on the product / sale:'. The 'Inspectorate:' section has a dropdown menu for 'Send Inspectorate: *'. The 'Consumer:' section includes a checkbox for 'Anonymous' and fields for 'Degree:', 'First Name: *', 'Surname: *', 'Degree Aft.', 'E-mail Address: *', and 'Telephone Number:'. The 'Information on the product / sale:' section includes fields for 'Product name / poor condition of sale: *', 'Production date (if specified)/batch:', 'Expiration date / best before:', 'Producer, seller or distributor:', 'Weight or content of the product (if specified):', 'Lot (if specified on the labelling):', and 'Date of purchase:'. A sidebar on the left contains various links for users to explore the website.

SPZI ウェブサイトの通報フォーム¹⁸⁴

¹⁸⁴ <https://www.szpi.gov.cz/en/writeInspection.aspx?nid=11418>

SZPIは、違反の是正、違反品の押収、生産流通の禁止、事業者負担による指定検査所でのサンプル検査などを指導する。改善されない場合には、38,000 ユーロを上限として罰金が科され、食品安全に関する EU 規則に違反する場合にはさらに高額な罰金となる。

SVS による指導も同様であるが、違反の内容に応じて約 190 ユーロから 76,000 ユーロまでの罰金が科される。

産業財産権侵害の場合、GI 不正表示品により経済的利益を得た者は 2 年以内の禁固、不正な利益が莫大である場合には禁固 3 年から 8 年までとされる。不正競争の場合には禁固 3 年以内または/及び活動の禁止、財産没収とされ、被害が甚大あるいは不当に得た利益が莫大な場合には禁固 8 年までありうる。

また、権利者には GI 不正品を簡便な方法で破壊するよう裁判所に求める権利があり、損害賠償の要求も可能である。和解交渉（Alternative Dispute Resolution : ADR）を望む場合、チェコの消費者は公正取引委員会（The Czech Trade Inspection Authority : CTIA）の支援を得ることができる。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

チェコにおける GI 侵害の窓口は、農業食品検査局（Czech Agriculture and Food Inspection Authority : SPZI）

Tel. +420 543540111

Fax. +420 543540202

Email: martin.klanica@szpi.gov.cz; secret.ur@szpi.gov.cz

連絡方法

SPZI のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。また、文書、電話、電子メール、電子行政ポータルでの電子私書箱、直接訪問による申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

<https://www.szpi.gov.cz/en/writeInspection.aspx?nid=11418>

保護のしくみ

農業食品検査局が対応し、違反品の押収、流通差し止めを指導し、是正されない場合には罰金を科す。

2.16.5 関連法令

チェコの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書¹⁸⁵に基づいている。

GI 根拠法令

- Act No 452/2001 Coll. on the Protection of Designations of Origin and Geographical Indications
- Act No 110/1997 Coll. on Foodstuffs and tobacco products (※食品タバコ)
- Act No 321/2004 Coll. on Viticulture and Viniculture (※ワイン)

行政の取り締まりを規定する法律

- Act No 166/1999 Collection Veterinary Act
- Act No 110/1997, Collection Foodstuffs and Tobacco Products
- Act No 200/1990, Coll. Offences
- Act No 355/2014

民事手続きを規定する法律

- Act No 452/2001 Coll. on the Protection of Designations of Origin and Geographical Indications
- Act No 221/2006 on the enforcement of industrial property rights (産業財産権法)

刑事手続きを規定する法律

- The Criminal Code (刑法)

¹⁸⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.16.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、チェコでは、5 件の肉製品が登録されている。うち 4 件はスロバキアとの共同登録である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	5
総数	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内の制度は複数存在する。品質ラベル(KLASA) は農業省が認定する制度で、他商品と比べて優れた品質特性がある品が対象とされるが、国内産の原材料を使用している必要はない。2020 年 4 月時点で 223 社 907 品が認定されている¹⁸⁶。

郷土食品ラベル（Regionální potravina）は、2010 年に地域の名産品の普及を目指して農業省、州政府、チェコ共和国農業食品会議所（the Agrarian and Food Chamber of the Czech Republic）が連携して誕生した制度である。従業員 250 人までの中小企業の製品で、地元の食材と伝統的製造、独自レシピを誇る高品質な食品を対象とする。現在、378 社 520 品が認定されている¹⁸⁷。

チェコ製品ラベル（Cesky výrobek）は、2011 年からチェコ食品商工会議所が認定する制度である。国産の未加工食品、牛乳、ワイン等を対象とする¹⁸⁸。

これらの制度の市場監視は、SZPI 及び SVS により実施されている。SZPI の 2019 年の監視活動報告によると、検査した KLASA ブランドの 171 ロットのうち、違反が認められたのは 1 ロットのみであった。また、Regionální potravina ブランドは 77 ロットのうち、定められた原料の割合と異なるものが 2 サンプルあったものの、法的要件の範囲内であった¹⁸⁹。SZPI は、KLASA 及び Regionální potravina 認定品は、安全性、品質ともに高いと評価している。

¹⁸⁶ <https://www.szpi.gov.cz/clanek/co-znamena-logo-klasa.aspx>

¹⁸⁷ <http://eagri.cz/public/web/en/mze/food-industry/regional-food-product/>
<http://www.regionálnipotravina.cz/>

¹⁸⁸ <http://eagri.cz/public/web/en/mze/food-industry/czech-food-product/>

¹⁸⁹ <https://www.szpi.gov.cz/en/article/inspection-confirmed-high-quality-of-foodstuffs-with-klasa-and-regionalni-potravina-award.aspx>

2.17 クロアチア

2.17.1 概要

人口は 407 万人（2018 年）、面積は 5 万 6,594 平方キロメートルで九州の日本の約 1.5 倍である¹⁹⁰。

三日月形の国土の東部はパンノニア平野とパラパンノニア平野と呼ばれ、北に隣接するスロベニアから流れるサヴァ川とドラヴァ川の沖積土が堆積して穀倉地帯を形成している。西部は山岳地帯となり、高原では放牧がなされる。アドリア海沿岸部では養殖が盛んで日本は主な輸出先である。沿岸北部のイストラ半島は耕作に適さないとされるが、小規模な畑作や養蜂が行われている¹⁹¹。



主要農産物は、穀物（とうもろこし、小麦）、油糧種子、てん菜等である。¹⁹²有機農業が盛んで、主に EU 域外に輸出されている。¹⁹³

1 経営体当たりの平均経営面積は 11.6ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.9%（日本は 1.1%）である¹⁹⁴。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	クロアチア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	610	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	17	2.9	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からクロアチアへの輸出額が約 6 万 US ドルであるのに対し、クロアチアから日本への輸入額は約 5,600 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、発酵酒（ワイン除く）、清涼飲料水であり、クロアチアからの輸入上位品目は魚（フィレ）、魚（冷凍）、製材である。

¹⁹⁰ 外務省「クロアチア共和国基礎データ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/croatia/data.html>

¹⁹¹ Britannica「Croatia」<https://www.britannica.com/place/Croatia>

¹⁹² Ornella Mikuš, “Agriculture and Agricultural Policy in Croatia” in Agricultural Policy and European Integration in Southeastern Europe 2014, FAO, p. 95-106.
http://seerural.org/wp-content/uploads/2009/05/FAO-SWG-Book-12-11-2014_Final.pdf

¹⁹³ EIT Food iVZW「Croatia」<https://www.eitfood.eu/in-your-country/country/croatia>

¹⁹⁴ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Croatia」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-hr_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→クロアチア)	輸入 (クロアチア→日本)	日本の収支
総額	52	106	▲54
農林水産物	0.1	56	▲56
農林水産物のシェア	0.1	52.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→クロアチア（単位：百万 US ドル%） 輸入：クロアチア→日本（単位：百万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	3.5	56.2	魚（フィレ）	4,661.3	83.6
発酵酒（ワイン除く）	1.6	25.9	魚（冷凍）	506.5	9.1
清涼飲料水	0.5	8.0	製材	157.9	2.8
パスタ	0.4	5.7	飼料	105.5	1.9
乾燥野菜	0.3	4.3	粗木材	53.2	1.0
総額	6.2	100.0	総額	5,572.8	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、クロアチア語で Chráněné označení původu（CHOP）、地理的表示保護（PGI）は Chráněné zeměpisné označení（CHZO）と呼ぶ。クロアチアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 12 件、PGI 14 件、合計 26 件（2020 年 12 月末時点登録済）となっており、チェコに次ぐ第 10 位である。ほかに、スロベニアとの共同登録が 2 件（PDO 油脂、肉製品）ある。品目別にみると、PDO は油・油脂が多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	1	2
Class 1.2. 肉製品		6
Class 1.3. チーズ	1	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	
Class 1.5. 油、油脂	4	
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	3	1
Class 1.7. 水産物	1	
Class 1.8. その他（スパイス等）		1
Class 2.3. パン、菓子類		3
Class 2.6. 塩	1	
総数	12	14

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.17.2 GI 監視スキーム

クロアチアでは農業省（MP）の農業食品産業局（UPPI）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業省 (Ministarstvo Poljoprivrede : MP) 農業食品産業局(Uprava poljoprivrede i prehrambene industrije : UPPI)	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb	Tel. +385 16106111 Fax. +385 16109201 Website: www.mps.hr

EUIPO (2017)¹⁹⁵

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局としてクロアチア共和国検査院と公表している。検査院は法改正¹⁹⁶により 2019 年 4 月より中央国家機関となり、動植物検疫や食品安全、農業分野も監督する。一方、欧州知的財産庁の報告書によると、GI 市場監視は農業省内の所掌であり、食品は食品品質管理部、ワインやスピリッツは醸造管理部が担当する¹⁹⁷。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
クロアチア共和国検査院 (Državni inspektorat Republike Hrvatske)	Šubičeva 29, 10 000 Zagreb	pisarnica.dirh@dirh.hr

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹⁹⁸

GI 監視当局（欧州知的財産庁に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業省（MP）食品品質管理部 (Odjel nadzora kakvoće hrane)	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb	Tel. +385 16106111 Fax. +385 16109201 Website: www.mps.hr
農業省（MP）醸造管理部 (Odjel nadzora vinarstva)	同上	同上

EUIPO (2017)

農業省の両部門は、地域ユニットを通じてサプライチェーン全体の監視を実施し、国内外の GI 産品も対象とされる。他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は農業省内の家畜食品安全局（Uprava za veterinarstvo i sigurnost hrane : UVSH）である¹⁹⁹。

¹⁹⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹⁹⁶ 省庁及び中央国家機関の組織と範囲に関する改正法及び検査院組織に関する政令
<https://dirh.gov.hr/o-drzavnom-inspektoratu-9/9>

¹⁹⁷ 農業省のウェブサイトへ接続できず、省内の監視機能の現状、検査院との関係は確認できなかった。

¹⁹⁸ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹⁹⁹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.17.3 GI 侵害の事例

クロアチアでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、近隣諸国との間で GI 登録が問題になることが多い。

クロアチア対スロベニア「イストラ・ハム」問題

イストラはクロアチアの北西部、アドリア海に突き出た半島で、イタリアやスロベニアにも跨る地域である。クロアチアは2012年同地域で生産されるハム「イストラ・プルシュト（Istarski pršut）」を PDO として登録申請した。しかしスロベニアでも同様のハム（Istrski pršut）が生産されているとしてスロベニアが登録に反対。その後、欧州委員会が仲介して最終的に両国がそれぞれの言語名称で共同申請することとなり、2015年に登録が認められた。

(<https://sloveniatimes.com/slovenia-and-croatia-jointly-protect-istrian-prosciutto/>)

クロアチア対スロベニア「テラン」ワイン問題

テラン（Teran）はアドリア海沿岸北部で栽培されるぶどうの品種で、同じ名前のワインは2009年にスロベニアの PDO として登録されている。しかし、2014年のクロアチアの EU 加盟を機にこの GI 登録が見直されるようになり、2017年、欧州委員会は、スロベニアに接するクロアチアのイストラ地方の生産者であれば当該品種を使ったワインに、「クロアチア・イストラ（Hrvatska Istra）」と表示のうえ「テラン」と名乗っても良いとする例外規則を採択した。

スロベニアは自国の PDO が侵害されるとして同年9月、欧州委員会に例外規定の取り消しを求めた。2019年12月、欧州連合一般裁判所（The General Court of the European Union）にてヒアリングが開始され、2020年9月、裁判所はスロベニアの訴えを退け、例外規則は有効との判断を示している。

(<https://www.thedrinksbusiness.com/2017/07/slovenia-takes-eu-to-court-in-grape-dispute/>
<https://www.total-slovenia-news.com/business/6925-eu-rejects-slovenia-s-complaint-about-croatian-teran-wine>)

2.17.4 対抗手段

農業省に問い合わせや苦情申し立て（upiti.gradjana@mps.hr）をすると監査担当部門に集約され、当該部門から関連する地方局へ情報を展開する。農業省への苦情はすべて Electronic Document Management (EUD)にて管理される。

農業法に基づき、検査官が検査を実施し、書類や証拠品の差し押さえを行い、検査後遅くとも30日以内に行政措置を決定する。食品とスピリッツの場合はGI侵害品の市場からの排除、ワイン、香味付けワインの場合は指定期限内に違反を是正するよう命令する。検査官の判断に異議がある事業者は、農業省に申立てができる。

農業法によると、軽犯罪と判断された場合には、検査官が裁判所に申請して罰金となる。農産物・食品、ワインなど品目別に、法人、法人の責任者、自然人の対象別に罰金が規定されている。

刑法によると、保護名称の不正使用により相当の利益を得た、あるいは損害を与えた場合、3年以内の禁固が科される。相当の利益・損害とは HRK 60,000 (7,800 ユーロ)以上を指し、これが立証できない場合には上記の軽犯罪としての手続きがなされる。

民事手続きを通じて、GI 権利者は、違反を知ってから3年以内であれば違反行為を差し止めるための手続きや損害賠償請求が可能である。民事手続きは、GI 権利者が所在する地域の商業裁判所で審議される。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

クロアチアにおける GI 侵害の窓口は：
クロアチア共和国検査院（Državni inspektorat Republike Hrvatske）
Email: pisarnica.dirh@dirh.hr
あるいは
農業省食品品質管理部（Odjel nadzora kakvoće hrane）
Email: upiti.gradjana@mps.hr

連絡方法

電子メールにて連絡。

保護のしくみ

農業省への通報は、監査担当部門に情報が集約され、当該部門から関連する地方局へ通知される。地方局の検査官が調査を実施し、差し押さえ等の行政措置を執行する。犯罪の重大性に応じて罰金や刑事手続きが進められる。

2.17.5 関連法令

クロアチアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²⁰⁰に基づいている。

GI 根拠法令

- Law of Agriculture (Law No 710503/1152 of 11 March 2015)
- Act on Geographical Indications and Designations of Origin of Products and Services (NN 49/2011)

行政の取り締まりを規定する法律

- Law of Agriculture (Law No 710503/1152 of 11 March 2015)

民事手続きを規定する法律

- Act on Geographical Indications and Designations of Origin of Products and Services (NN 49/2011)

刑事手続きを規定する法律

- Criminal Code (Law No 71-05-03 / 1-11-2 of 26 October 2011)

2.17.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物 (Traditional Speciality Guaranteed : TSG) の登録はない。

食品の品質を認証する国内の制度については、2020 年 2 月、農業省は政令 Ordinance No18/20 を公布して高付加価値な国産食品を認証する Dokazana kvaliteta 制度を開始したところである²⁰¹。

類似の制度としてクロアチア商工会議所 (HGK) は、クロアチア品質 (Hrvatska kvaliteta) やクロアチア国産 (Izvorno hrvatsko) ラベル制度を運用してきた²⁰²。HGK の制度は食品に限定したものではないが、これまで 206 製品および 25 サービス、144 社が認定を受けている²⁰³。

²⁰⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁰¹ <https://poljoprivreda.gov.hr/vijesti/pravilnik-o-nacionalnom-sustavu-kvalitete-poljoprivrednih-i-prehrambenih-proizvoda-dokazana-kvaliteta/3852>

²⁰² <https://www.hgk.hr/usluge/znakovi-kvalitete-i-izvornosti>

²⁰³ <https://www.total-croatia-news.com/made-in-croatia/41637-croatian-quality>

2.18 スロベニア

2.18.1 概要

人口は 206 万人（2018 年）、面積は 2 万 273 平方キロメートルで四国とほぼ同じである。²⁰⁴

北部から北西部にはアルプス山系があり、南西部にはカルスト地形の名称の由来ともなったクラスがある。東部から北東部にかけては肥沃なサブパノニア盆地、アドリア海に突き出たイストラ半島の一部もスロベニアを構成する。

畜産が盛んで、生乳、牛肉、豚肉等の生産が多い。²⁰⁵ 主要農産物は、小麦、とうもろこし、甜菜、大麦、じゃがいも、りんご、梨等である。²⁰⁶ 国土の 5 分の 3 が森林に覆われていることから、林業が重要な産業である。

家族経営の小規模な農家が多く、1 経営体当たりの平均経営面積は 7.0ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.1%（日本は 1.1%）である。²⁰⁷



農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	スロベニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	540	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	11	2.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からスロベニアへの輸出額が約 6 万 US ドルであるのに対し、スロベニアから日本への輸入額は約 370 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は海藻等、でん粉及びイヌリン、調製果実であり、スロベニアからの輸入上位品目は製材、ぶどう酒、合板用単板である。

²⁰⁴ 外務省「スロベニア共和国（Republic of Slovenia）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/slovenia/data.html>

²⁰⁵ FAOSTAT「Value of Agricultural Production, Slovenia」

<http://www.fao.org/faostat/en/#data/QV>

²⁰⁶ Britannica「Slovenia」 <https://www.britannica.com/place/Slovenia>

²⁰⁷ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Slovenia」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-sl_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→スロベニア)	輸入 (スロベニア→日本)	日本の収支
総額	167	132	35
農林水産物	0.1	3.7	▲3.6
農林水産物のシェア	0.03	2.8	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→スロベニア（単位：万 US ドル%） 輸入：スロベニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
海藻等	1.8	30.8	製材	167.4	45.4
でん粉及びイヌリン	1.7	30.0	ぶどう酒	51.7	14.0
調製果実	1.2	20.3	合板用単板	18.7	5.1
茶	0.8	14.4	その他の調製食料品	17.7	4.8
ペクチン質等	0.3	4.6	その他の植物性油脂	17.3	4.7
総額	5.7	100.0	総額	368.5	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、スロベニア語で Zaščitena označba porekla（ZOP）、地理的表示保護（PGI）は Zaščitena geografska označba（ZGO）と表記する。スロベニアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 8 件、PGI 13 件、合計 21 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。このほか、クロアチアとの共同登録が 2 件（PDO 油脂、肉製品）ある。品目別にみると、PDO はチーズが多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	8
Class 1.3. チーズ	4	-
Class 1.4. その他動物製品（卵蜂蜜等）	2	2
Class 1.5. 油脂	1	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	-	1
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.6. 塩	1	-
総数	8	13

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.18.2 GI 監視スキーム

スロベニアでは農業森林食料省（MKGP）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業森林食料省 (Ministrstvo za kmetijstvo, gozdarstvo in prehrano : MKGP)	Dunajska 22, 1000 Ljubljana	Email: gp.uvhvvr@gov.si Website: http://www.uvhvvr.gov.si/

EUIPO (2017)²⁰⁸

GI 監視は、MKGP 内の 2 部門が行い、農産物・食品及びスピリッツについては食品安全・家畜・植物保護局（UVHVVR）が、ワインについてはスロベニア農業森林狩猟漁業検察局（IRSKGLR）が担当する。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
食品安全・家畜・植物保護局 (Uprava rs za varno hrano, veterinarstvo in varstvo rastlin : UVHVVR)	Dunajska 22, 1000 Ljubljana	Email: fito.uvhvvr@gov.si Website: http://www.uvhvvr.gov.si/

欧州委員会ウェブサイト²⁰⁹

GI 監視当局（ワイン等）

機関名	住所	連絡先
スロベニア農業森林狩猟漁業検察局 (Inšpektorat Republike Slovenije za kmetijstvo, gozdarstvo, lovstvo in ribištvo : IRSKGLR)	Dunajska cesta 58 SI-1000 Ljubljana	Tel. + 386 14345700 Fax. + 386 14345717 Email: irsko.mko@gov.si Website: http://www.ikglr.gov.si/en/

EUIPO (2017)

両機関は、リスク分析に基づき市場監視調査の年次計画を策定し、地域ユニットを通じて実施する。リスク分析では、例えば、ワインの場合にはその生産量や過去に発見された違反の有無等が考慮される。地域ユニットが採取すべきサンプル数も定められている。計画に沿った通常の監視活動のほか、消費者からの通報によっても調査は行われる。EU の認証（PDO、PGI、TSG）及び国内の認証について調査した 2018 年度の結果によると、16%のサンプルに何らかの違反が認められている²¹⁰。

²⁰⁸ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁰⁹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

²¹⁰ <https://www.total-slovenia-news.com/lifestyle/1810-16-of-slovene-farming-food-products-violate-protected-food-quality-standards>

他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は食品安全・家畜・植物保護局（UVHVVR）である。²¹¹

2.18.3 GI 侵害の事例

スロベニアでは、他国の GI 産品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の GI 登録を巡り、近隣諸国との間で問題になることが多い（生ハムやワインについてクロアチアの章を参照）。

「クランスカ・クロバサ」ソーセージ問題

スロベニアは同国北西部のクランスカ地方に由来するソーセージ「クランスカ・クロバサ（Kranjska klobasa）」を 2009 年スロベニアの PGI として登録申請した。しかし隣国のオーストリアが登録に反対。このソーセージは 19 世紀から、当時のオーストリア・ハンガリー帝国で生産されていたもので、現在のオーストリアではチーズ入りソーセージ「ケーゼクライナー（Kaesekrainer）」が広く親しまれている。

協議の結果、オーストリアはこれまで Käsekrainer、Schweinskrainer、Osterkrainer、および Bauernkrainer など Krainer という単語の入った製品を生産販売してきたが、他言語に翻訳して使用しないことを条件に、従来のドイツ語名称の使用が許されることとなった。一方、スロベニアは「クランスカ・クロバサ（Kranjska klobasa）」を他の言語に翻訳して用いることができるとされた。このような配慮の下、2012 年スロベニアが「クランスカ・クロバサ」を PGI として登録するに至った。

(<https://www.bbc.com/news/world-europe-17706290>

<http://www.sloveniatimes.com/slovenia-austria-resolve-sausage-dispute>)

²¹¹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.18.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、行政当局（UVHVVR、IRSKGLR）に電話やメールで通報することができる。

監査で違反が発見された場合、UVHVVR、IRSKGLR はまず事業者には是正を要請する。指定期間内に是正されなかった場合、検査官は違反品の店頭からの排除や破棄、証明書の取り消し、GI 名称使用の禁止、罰金等の措置をとる。検査官の判断に異議のある事業者は MKGP へ申し立てることができる。

刑法によると、保護名称の不正使用により消費者を欺いた場合、違反品および違反品を生産するための道具類の没収のほか、罰金あるいは3年以内の禁固が科される。

民事手続きを通じて、GI 権利者は、違反行為を差し止めるための手続きや損害賠償請求が可能である。知的財産に関する手続きは、一般に首都リュブリャナ地区裁判所が担当する。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

スロベニアにおけるGI侵害の窓口は、食品安全・家畜・植物保護局（Uprava rs za varno hrano, veterinarstvo in varstvo rastlin : UVHVVR）

Tel. 01 300 13 00

Email: gp.uvhvvr@gov.si

連絡方法

食品安全・家畜・植物保護局へ電子メールあるいは電話にて連絡。

保護のしくみ

食品安全・家畜・植物保護局への通報は、関連する地方局へ通知される。地方局の検査官が調査を実施し、差し押さえ等の行政措置を執行する。犯罪の重大性に応じて罰金や刑事手続きが進められる。

2.18.5 関連法令

スロベニアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²¹²に基づいている。

GI 根拠法令

- The Agriculture Act of 2000(※EU の品質保証スキームの国内導入、国内スキームの規定)

行政の取り締まりを規定する法律

- Regulation on implementation of Council Regulation (EC) No 509/2006 on agricultural products and GIs and designations of origin for agricultural products and foodstuffs (OJ RS No 102/07)
- The Public Administration Act (OJ RS No 113/05)
- The General Administrative Procedure Act (OJ RS No 24/06)
- The Inspection Act (OJ RS No 56/02)
- The Minor Offences Act (OJ RS, Nos 70/06, 115/06, 3/07)
- The Agriculture Act (OJ RS Nos 26/14, 32/15)
- The Wine Act (OJ RS No 105/06), Section VII
- The Act Implementing the Customs Regulations of the European Community

民事手続きを規定する法律

- The Intellectual Property Act (知的財産法)

刑事手続きを規定する法律

- The Criminal Code of the Republic of Slovenia (スロベニア共和国刑法)

²¹² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.18.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、スロベニアでは 3 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数	
品目	TSG
Class 2.24. パン、菓子類	2
Class 2.26. パスタ	1
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する制度として、農業法に基づく 3 つの国内スキームがある²¹³。「Višja kakovost : VK」は高品質という意味であり、無添加で優れた品質の国産農産品を対象とする。優れた品質とは、成分や官能、物理的特徴、生産加工方法に基づき評価され、例として Golden Hive はちみつ、オメガプラス鶏卵、セレンウム入り鶏肉、オメガ 3 鶏肉などが挙げられている。

「Irirana pridelava : IP」は統合的な生産という意味であり、遺伝子組み換えを使用せず、施肥管理など自然に配慮した生産手法による農産品を対象とする。

「Izbrana kakovost」は選ばれた品質という意味であり、国内で生産・加工された農産品。短距離・短時間輸送、高品質な飼料、家畜の健康に配慮した飼育や加工要件を満たしたものを対象とする。これらの認証制度の管理やロゴの授与は MKGP が行い、市場監視は監視当局（UVHVVR、IRSKGLR）が行う。

²¹³<https://www.nasasuperhrana.si/za-potrosnike/sheme-kakovosti/oznacbe-shem-kakovosti/>

2.19 ハンガリー

2.19.1 概要²¹⁴

人口は971万人（2018年）、面積は約9.3万平方キロメートルで日本の約4分の1である²¹⁵。耕作地の約7割がブダペスト以東に位置する。中央部から南東部は穀倉地帯となっており、飼料用とうもろこしの生産地域付近には養豚農家が集中している。主要農産物は、とうもろこし、小麦、ひまわり種、牛乳、豚肉等である。

高品質な農産物の生産に重点を置き、2004年に国家遺産に指定された豚であるマンガリッツァ等のブランド農産物やオーガニック農産物を重視している。特有の認証制度「フンガリクム」を導入し、自国産農産物の中でも差別化による付加価値をつけている。遺伝子組み換え農産物の栽培を禁止しており、自国農産物の強みの一つとしている。



1経営体当たり平均経営面積は10.9ha（2016年）であり、5ha未満の農家が約8割を占める。²¹⁶国内総生産に占める農林水産業の比率は2.1%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2018年） 単位：億USドル、%

	ハンガリー		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	1,579	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	56	3.6	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からハンガリーへの輸出額が10万USドルであるのに対し、ハンガリーから日本への輸入額は約780万USドルである（2019年）。日本の輸出上位品目は緑茶、木製品、種等であり、ハンガリーからの輸入上位品目は羽毛・羽毛皮、砂糖菓子、天然はちみつである。

²¹⁴ ハンガリーの農林水概況 農林水産省 2020

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-177.pdf

²¹⁵ 外務省「ハンガリー（Hungary）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hungary/data.html#section1>

²¹⁶ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Hungary」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-hu_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ハンガリー)	輸入 (ハンガリー→日本)	日本の収支
総額	1,698	929	769
農林水産物	0.1	78	▲78
農林水産物のシェア	0.0	8.4	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ハンガリー（単位：千 US ドル%） 輸入：ハンガリー→日本（単位：千 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
緑茶	19	21.6	羽毛・羽毛皮	22,822	29.4
その他の木製品 (衣類用ハンガーを除く)	6	7.0	砂糖菓子	9,153	11.8
播種用の種等	5	5.7	天然はちみつ	8,052	10.4
—			冷凍野菜(スイート コーン類)	1,903	2.4
—			アルコール飲料	1,220	1.6
総額	86	100.0	総額	77,715	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ハンガリー語で Oltalom alatt álló eredetmegjelölés、地理的表示保護（PGI）は Oltalom alatt álló földrajzi jelzés と表記する。ハンガリーの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 8 件、PGI 10 件、合計 18 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は果物・野菜・穀類、スパイス等（パプリカパウダー等）が多く、PGI は肉製品、果物・野菜・穀類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	-	1
Class 1.2. 肉製品	1	3
Class 1.3. チーズ	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	3	3
Class 1.7. 水産物	1	1
Class 1.8. その他（スパイス等）	3	-
Class 2.13. 花き、観葉植物	-	1
総数	8	10

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済



ハンガリー南部カロチャの
パプリカパウダー（PDO）
Kalocsai Fűszerpaprika-
Őrlemény



ハンガリー北東部トカイ地方の
トカイワイン
Tokaji



ハンガリー南東部ジュラ地方の
ソーセージ（PGI）
Gyulai Kólbász

2.19.2 GI 監視スキーム

ハンガリーでは農業省（FM）および農業省管轄下のフードチェーン安全局（NÉBIH）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業省 (Földművelésügyi Minisztérium : FM)	Kossuth Lajos tér 11 1055 Budapest	Tel. +36 17952137 Fax. +36 17950200 Email: sajto@fm.gov.hu
フードチェーン安全局 (Nemzeti Élelmiszer- biztonsági Hivatal : NÉBIH)	Keleti Károly utca 24 H-1024 Budapest	Tel. +36 13369000 Fax. +36 13369479 Email: elnokititkarsag@nebih.gov.hu; Website: http://portal.nebih.gov.hu/

EUIPO (2017)²¹⁷

GI 監視当局は、NÉBIH であり、県（megyei）あるいはその下位の自治体（district）の検査機関とともに監視を行う。NÉBIH は農産物・食品、ワイン、スピリッツ等 GI のすべての品目、サプライチェーン全体を監視対象とする。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
フードチェーン安全局 (Nemzeti Élelmiszer- biztonsági Hivatal : NÉBIH)	Keleti Károly utca 24 H-1024 Budapest	Tel. +36 13369000 Fax. +36 13369479 Email: elnokititkarsag@nebih.gov.hu Website: http://portal.nebih.gov.hu/

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²¹⁸

市場監視は、NÉBIH の統括の下、農産物・食品は自治体、ワインについては県が担当している。NÉBIH と地方自治体は定期的に会議を持ち情報を共有している。外国産品の違反は、国内で最初に保管されていた県に通報され、国内で最初に取り扱った事業者において検査される。e-commerce の監視は、今は一般的ではないものの将来的に実施を計画している。他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は NÉBIH の優先案件局（the Directorate for Priority Cases）である²¹⁹。

²¹⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²¹⁸ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

²¹⁹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.19.3 侵害の事例

ハンガリーでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の特産 GI ワインを巡って長い間争われている。

「トカイワイン」問題

ハンガリーのトカイ (Tokaji) 地方は古くからデザートワイン「Tokay/Tocai」の生産地として知られていた。しかし類似の名称のワインは、フランス (Tokay d'Alsace 等)、イタリア (Tocai Friulano 等)、スロベニア、スロバキアでも以前から生産されていた。

1959 年、ハンガリーは「Tokay/Tocai」の利用権利を申し立て、イタリアに対して法的手続きを開始したが、裁判所は消費者の混乱はないとして、イタリア、ハンガリーともに名称の利用が可能と判断した。

2004 年、ハンガリーの EU 加盟に先立ち、ハンガリーが「Tokay/Tocai」の占有権を持つとの合意がなされた。イタリアはこれに反対して欧州司法裁判所に提訴。2005 年欧州司法裁判所は、トカイはハンガリーの地名であり、イタリアのトカイは地名ではないとして、2007 年 4 月以降、ハンガリーに名称の占有権があると判断した。

これ以降、トカイを連想させる類似したスペルも含め、ハンガリー以外の国ではトカイの名称は使用禁止となった。現在、フランス、イタリア、スロベニアの生産者はかつての「トカイ」ワインを別の名称で販売している。

この例外がスロバキアである。ハンガリーのトカイ地方と国境を接するスロバキアは、歴史的にハンガリー領であった時代が長く、地理的にも土壌や気候の特徴から、ハンガリーと同じトカイワインが生産できる環境があった。両国は長年協議を重ね、2004 年 6 月、国境から 5.65K m²内のスロバキア領土で生産されるワインを「トカイワイン」として認定する合意がなされていた。

しかし、実際にはトカイワインのルールを遵守しているかどうかのチェック体制はできていなかった。そこで 2012 年 11 月、ハンガリーは欧州裁判所に EU の GI ワインを網羅する電子データベース「E-バックス」からスロバキアのワイン「Vinohradnícka oblasť Tokaj」を登録抹消するよう訴えるも敗訴。2013 年 12 月に控訴するも却下された。

(<https://www.winespectator.com/articles/italys-friuli-region-loses-tocai-name-3243>
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/CJE_14_17)

2.19.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、NÉBIH のフリーダイヤル（green number 06-80/263-244.）やモバイルアプリ「nébih navigator」から通報が可能である。購入場所の詳細、製品名、購入日、生産者の詳細等の情報を提供する。もともと食品安全のための通報スキームであるが、GI 関連の苦情にも対応する。通報を受けた当局は事案を調査する義務があり、調査結果は通報者に通知される。ただし通報者が匿名の場合、当局の調査は義務ではない。

違反の重要度に応じて警告、製品の製造や流通の制約、GI 名称の使用の禁止、違反の公表、製品のリコール、罰金が科される。市販品の違反が検査中に発見された場合も罰金が適用される。

刑事手続きは、監視当局あるいは国税庁 National Tax and Customs Authority (Nemzeti Adó- és Vámhivatal : NAV)により開始される。知的財産権の侵害は禁固 2 年未満、商業的な規模の場合には禁固 1 年から 5 年未満である。詐称（counterfeiting）は禁固 1 年未満だが、価値の高い製品の場合には禁固 3 年未満。

民事手続きは、正当な生産者が侵害を疑う場合、まず違反者に警告状を送付し、侵害をやめるよう求める。民法に基づく損害賠償請求も可能であり、ブタペスト首都圏裁判所、ブタペスト首都圏控訴裁判所で審議される。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

ハンガリーにおけるGI侵害の窓口は、フードチェーン安全局（Nemzeti Élelmiszer-biztonsági Hivatal:NÉBIH）

Tel（Green Number）.06-80/263-244

連絡方法

通報専用電話（Green Number）あるいは iOS/Android 対応のモバイルアプリ「nébih navigator」

保護のしくみ

フードチェーン安全局は、地方自治体の検査官とともに、通報の内容を調査。違反を発見したら行政措置を執行。

2.19.5 関連法令

ハンガリーの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²²⁰に基づいている。

GI 根拠法令・

- Act XI of 1997 on the Protection of Trade Marks and Geographical Indications
(※民事手続きを含む)

刑事手続きを規定する法律

- Act C of 2012 on Criminal Code (※産業財産権の侵害、競合の模倣)

2.19.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物 (Traditional Speciality Guaranteed : TSG) は、ハンガリーでは 2 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.3. チーズ	1
Class 2.24. パン、菓子類	1
総数	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内制度はいくつか存在する。KMÉ ラベル制度は、安全で高品質、食味に優れ、かつ洗練されたパッケージを持つ食品を NÉBIH が評価する制度である。²²¹ゴールドとベーシックの 2 種類があり、申請された中から NÉBIH がゴールドを選抜するしくみである。

また、2012 年に成立したハンガリー国家の価値とハンガリクム (Hungarikum) 法により、ハンガリーとして優れた価値を持つモノ・コトをハンガリクムとして委員会が認定する制度が開始された。²²²対象は食品のほか、文化、自然、スポーツ、産業等幅広いが、認定されている 76 件のうち、食品が 25 件であり、GI 食品はすべて含まれている。ロゴもあるが、現地情報によると、ハンガリー人であれば知っていて当然のモノやコトであるため、小売製品にそのロゴを見ることはないそうである。

²²⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²²¹ <https://portal.nebih.gov.hu/termekmustra>
<https://kme.hu/>

²²² <http://www.hungarikum.hu/en>

2.20 オーストリア

2.20.1 概要

人口は 886 万人（2019 年）²²³、面積は約 8.4 万平方キロメートルで北海道とほぼ同じである²²⁴。

ヨーロッパ大陸のほぼ中央に位置する。国土の約 6 割が山岳地帯で、中南部をアルプス山脈が東西に走り、北部をドナウ川が東西に貫流する。農地は主に東部に集中している²²⁵。畜産が盛んで、生乳、牛肉、豚肉等の生産額が多い。主要農産物は、てん菜、小麦、とうもろこし、大麦、じゃがいも、りんご、ぶどう等である。国土の多くが森林地帯であることから、林業が重要な産業である。小規模な兼業農家が多いものの、有機農業の成長率は EU で一番高く、量ではなく質の向上を目指す農業が実践されている。



1 経営体当たりの平均経営面積は 20.1ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 1.1%（日本は 1.1%）である²²⁶。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	オーストリア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	4,555	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	52	1.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からオーストリアへの輸出額が約 360 万 US ドルであるのに対し、オーストリアから日本への輸入額は約 3 億 3,700 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はソース混合調味料、その他の調製食料品、非食用油脂であり、オーストリアからの輸入上位品目は製材、豚肉、木製建具及び建築用土木品である。

²²³ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Austria」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-sk_en.pdf

²²⁴ 外務省「オーストリア共和国（Republic of Austria）基礎データ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/austria/data.html>

²²⁵ Britannica「Austria」<https://www.britannica.com/place/Austria>

²²⁶ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Austria」※再掲

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→オーストリア)	輸入 (オーストリア→日本)	日本の収支
総額	1,215	2,117	▲902
農林水産物	3.6	337	▲334
農林水産物のシェア	0.3	15.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→オーストリア（単位：万 US ドル%） 輸入：オーストリア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	74	20.4	製材	11,515	34.1
その他の調製食料品	64	17.7	豚肉	5,428	16.1
非食用油脂	46	12.8	木製建具及び建築用土木品	5,095	15.1
砂糖以外の糖類	42	11.5	構造用集成材	4,916	14.6
茶	38	10.6	果実又は野菜のジュース	2,191	6.5
総額	361	100.0	総額	33,721	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ドイツ語で Geschützte Ursprungsbezeichnung、地理的表示保護（PGI）は Geschützte geografische Angabe と呼ぶ。オーストリアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 10 件、PGI 5 件、合計 15 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO はチーズ、PGI は肉製品、果物・野菜・穀類が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	2
Class 1.3. チーズ	6	-
Class 1.5. 油脂	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	4	2
総数	10	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.20.2 GI 監視スキーム

オーストリアでは、GI に関する政策を所掌する中央機関が 2 つあり、連邦社会問題・保健・保障・消費者保護省（BMSGPK）が農産物・食品、スピリッツを担当し、連邦農業地域観光省（BMLRT）がワインを担当する。このような分担は、ドイツ連邦に類似する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
連邦社会問題・保健・保障・消費者保護省 (Bundesministerium für Soziales, Gesundheit, Pflege und Konsumentenschutz : BMSGPK)	Stubenring 1 1010 Vienna	Tel. +43 1711000 Fax: +43 17158258 E-mail: post@sozialministerium.at Website: https://www.sozialministerium.at/
連邦農業地域観光省 (Bundesministerium für Landwirtschaft, Regionen und Tourismus : BMLRT)	同上	Tel. +43 171100 Fax. +43 171100-606503 Email: service@bmlrt.gv.at Website: https://www.bmlrt.gv.at/

EUIPO (2017)²²⁷ ただし、省庁名は 2020 年 1 月に改称。

GI 監視は、オーストリアに 9 つある州政府の担当である。中央政府ではなく地方政府が管理当局となるのは、ドイツやスペインと同様である。中央政府は政策立案、モニタリングや研修の調整を行い、州政府当局は中央政府の方針に基づき政策を実行し、GI の管理、監査団体（Control bodies）の承認、市場監視等、サプライチェーン全体の監視を行う。市場監視の対象はリスク分析に基づき決定され、一般的な食品検査の一環として事前通告なく実施される。BMSGPK の 2019 年の食品安全報告書によると PDO、PGI、TSG の名称利用について、地域当局が監査を実施したが、違反があったとの報告はない²²⁸。

ワインは特に厳しく管理されており、市場監視は農業省下の機関である連邦ワイン検査局（undesckellereiinspektion）が実施する。

他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は BMSGPK（セクション IX-公衆衛生、食品、医学・家畜法参照 IX / B / 16a 食品法及び識別）である²²⁹。

²²⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²²⁸ BMSGPK, FOOD SAFETY REPORT 2019.
https://www.verbrauchergesundheit.gv.at/lebensmittel/lebensmittelkontrolle/LMSB_2019_Version_2020_06_03_ENG_1.pdf?7kdv4g

²²⁹ 2020 年 9 月現在
https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

GI 監視当局 (EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく)

機関名	住所	連絡先
ブルゲンランド州政府 Division 6 (食品監督ユニット E)	Europaplatz 1, 7000 Eisenstadt	Tel. +43 57600-2693 Email: post.a6@bgld.gv.at Website: www.burgenland.at
ケルンテン州政府 Department 5 (ヘルス・ケアコンピテンスセンター)	Meßtalerstraß 1, 9020 Klagenfurt	Tel. +43 50536-15019 Email: lmi.abt5@ktm.gv.at Website: www.ktn.gv.at
ニーダーエスタライヒ州政府 家畜・食品監査部	Landhausplatz 1, 3100 St. Pölten	Tel. +43 27429005-12689 Email: post.LF5-LM@noel.gv.at Website: www.noel.gv.at
オーバーエスタライヒ州政府 食品セキュリティ・家畜部門	Bahnhofplatz 1, 4021 Linz	Tel. +43 7327720-14272 Email: la.esv.post@ooe.gv.at Website: www.land- oberoesterreich.gv.at
ザルツブルグ州政府 食品監督ユニット9/03	Sebastian-Stief- Gasse 2, 5020 Salzburg	Tel. +43 6628042-2961 Email: lebensmittelaufsicht@salzburg.g v.at Website: www.salzburg.gv.at
シュタイヤマルク州政府 ヘルス・ケア管理局食品監督 部	Friedrichgasse 9, 8010 Graz	Tel. +43 316877-3541 Email: lebensmittelaufsicht@stmk.gv.at Website: www.gesundheit.steiermark.at
チロル州政府 農業部、食品監督部	Bozner-Platz 6, 6020 Innsbruck	Tel. +43 512508-2852 Email: lebensmittelaufsicht@tirol.gv.at Website: www.tirol.gv.at
フォアアールベルク州政府 Division IVb (ヘルス・スポー ツ)	Landhaus 6901 Bregenz	Tel. +43 5574511-24222 Email: iand@vorarlberg.at Website: www.vorarlberg.at
ウィーン州政府 マーケットオフィス部 (MA59)	Spittelauer Lände 45 1090 Wien	Tel. +43 14000-59210 Email: post@ma59.magwien.gv.at Website: www.wien.at

欧州委員会ウェブサイト²³⁰



Waldviertel(バルトフィアテル) 産黒ケシの実 (PDO)

チロル産ベーコン (PGI)

²³⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

2.20.3 GI 侵害の事例

オーストリアを舞台として、イタリアの GI コンソーシアムとドイツの生産者が争った事例がある。

「カンボゾーラ」対「ゴルゴンゾーラ」問題

「ゴルゴンゾーラ（Gorgonzola）」は 1996 年に登録されたイタリアの PDO チーズである。しかし、ドイツで生産されたチーズが「カンボゾーラ（Cambozola）」という商標で 1983 年からオーストリアで販売されていた。

ゴルゴンゾーラのコンソーシアムは販売の差し止めを求めてウィーン商業裁判所に訴訟を提起、ウィーン裁判所は欧州司法裁判所に照会した。1999 年、欧州司法裁判所は「カンボゾーラ」は PDO で保護されるべき「ゴルゴンゾーラ」を想起させると判断。しかし、カンボゾーラの商標は、ゴルゴンゾーラが PDO 登録される以前に取得されており、先行商標の継続使用の判断は、各国の裁判所の裁量とした。また想起させるということが、消費者を欺いているとは限らないと指摘した。

カンボゾーラはドイツの代表的なブルーチーズとして現在でも生産、販売されている。

(<https://curia.europa.eu/en/actu/communiqués/cp99/cp9911en.htm>)

また、GI 登録を巡り、近隣諸国との間で問題になることが多い。中・東欧地域では歴史的に国境が変遷していることもあり、同じ食品の名称が現在の国境を越えて広く使用されるなど、GI を特定の国に帰属認定することが困難な事例が散見される（以下、再掲）。

- チェコのトヴァルシュキチーズ（Olomoucké tvarůžky）の PGI 登録（2010）により、オーストリアの Olmützer Quargel（オロモウツチーズ）の生産者は名称を変更しなければならなくなった
- チェコのカルロヴィヴァリ・ウェハース（Karlovarské oplatky）の PGI 登録（2011）により、オーストリア Karlsbader Oblaten（カルロヴィヴァリ・ウェハース）の産者は名称を変更しなければならなくなった
- スロベニアのクランスカ・クロバソーセージ（Kranjska klobasa）が PGI 登録（2015）されたが、協議の結果、オーストリアの生産者はこれまで使用してきた 4 つの名称（Käsekrainer, Schweinskrainer, Osterkrainer Bauernkrainer）を継続して利用できるよう配慮された

2.20.4 対抗手段

オーストリアの GI 侵害の窓口は、9 つの州政府である。例えばウィーン州の場合、担当は州政府内のマーケットオフィス部（MA59）であり、同部署は 2019 年度、食品及び消費者保護に係る案件約 8 万件に対応している。²³¹さまざまな食品安全検査及び食品表示の監視を実施したほか、Europol、Interpol、連邦警察と連携して食品詐欺の捜査にも協力した。また、消費者からの食品に関する苦情も受け付けており、問題のある食品に関する情報、写真、実物も MA59 課に提出することができる」とされている。

オーストリアでは、GI 侵害の行政措置は、農産物・食品及びスピリッツの場合、違反の重大性に応じて監視当局の裁量により決定される。ワインの場合は、ワイン法に規定された罰金や禁固刑が科される。

特に GI 名称の模倣や GI を想起させる「～的」「～風」などの使用、誤解を生じさせる形で使用した場合、商標法に基づき 360 日を上限として 1 日単位で罰金を科される。

行政ルートのほか、民事手続きとして裁判所を通じた違反品の流通差し止め、破壊、損害賠償、情報、権利侵害事実の公開の請求等が可能である。担当裁判所はウィーン商業裁判所である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

オーストリアにおけるGI侵害の窓口は、9 つの州政府。

※例えばウィーンの場合：ウィーン州政府マーケットオフィス 59 課

Tel. +43 14000-59210

Fax. +43 14000-9959210

Email: post@ma59.wien.gv.at

連絡方法

電話、ファックス、電子メール、郵送等。

保護のしくみ

申し立て後の行政当局の対応に関する詳細は見当たらないが、通報を受けて当局職員による実地調査、事業者への改善指導、場合に応じて行政措置が講じられると思われる。

²³¹ <https://www.wien.gv.at/statistik/leistungsbericht/ma59/index.html>

2.20.5 関連法令

オーストリアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²³²に基づいている。

GI 根拠法令

- EU Quality Regulations Implementation Act (EU-Qualitätsregelungen-Durchführungsgesetz : EU-QuaDG)

行政の取り締まりを規定する法律

- EU Quality Regulations Implementation Act (EU-Qualitätsregelungen-Durchführungsgesetz : EU-QuaDG)
- The Austrian Wine Act

民事手続きを規定する法律

- The Austrian Trade Mark Protection Act (オーストリア商標保護法)
- The Austrian Act Against Unfair Competition (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb : UWG) (不正競争法)

刑事手続きを規定する法律

- The Austrian Trade Mark Protection Act (オーストリア商標保護法)
- The Austrian Criminal Code (オーストリア刑法)

²³² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.20.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、オーストリアでは 3 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.4. その他動物製品（卵蜂蜜等）	3
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内制度としては、AMA 品質保証ラベル（AMA-Gütesiegel）がある。²³³AMA は、1992 年オーストリア共和国農業市場法（Austria Agrar Markt）に基づき 1993 年に設立された制度である。連邦農業地域観光省の監督のもと、Agricultural Market Austria Marketing GesmbH が運営する。対象は、食肉・牛乳・乳製品・チーズ及びヨーグルト等の乳加工食品である。

²³³ <https://amainfo.at/konsumenten/siegel/ama-guetesiegel>

2.21 スロバキア

2.21.1 概要

人口は 545 万人（2019 年）、面積は 49,037 平方キロメートルで日本の約 7 分の 1 である²³⁴。

北部はカルパチア山脈の一部である標高 2,000 m を越えるタトラ山地が東西に走り、ポーランドとの国境を形成する。南西部のドナウ川流域と東部のハンガリー平原の一角に平野が開けている²³⁵。肥沃な低地では、主に小麦、大麦、甜菜、とうもろこし、飼料作物を生産し、山間部の比較的貧しい土壌では、ライ麦、オート麦、じゃがいも、亜麻を生産している。平地では豚や牛の飼育が行われ、山間部では羊の飼育が盛んである。



1 経営体当たりの平均経営面積は 73.6ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.4%（日本は 1.1%）である²³⁶。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	スロバキア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	1,060	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	25	2.4	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からスロバキアへの輸出額が約 100 万 US ドルであるのに対し、スロバキアから日本への輸入額は約 70 万 US ドルと少ない（2019 年）。日本の輸出上位品目は調製食料品（その他）、魚（生きているもの）、茶であり、スロバキアからの輸入上位品目は合板用単板、ぶどう酒、てん菜等である。

²³⁴ 外務省「スロバキア共和国（Slovak Republic）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/slovak/data.html>

²³⁵ Britannica「Slovakia」 <https://www.britannica.com/place/Slovakia>

²³⁶ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Slovakia」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-sk_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→スロバキア)	輸入 (スロバキア→日本)	日本の 収支
総額	222	319	▲98
農林水産物	1.1	0.7	0.3
農林水産物のシェア	0.1	52.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→スロバキア（単位：万 US ドル%） 輸入：スロバキア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
その他の調製食料品	86.7	80.8	合板用単板	26.0	35.8
魚（生きているもの）	12.7	11.8	ぶどう酒	20.6	28.4
茶	6.1	5.6	てん菜等	12.0	16.5
その他の食用動物性 生産品	1.1	1.1	木製装飾品	4.0	5.5
真珠	0.7	0.7	穀物調製食料品	3.7	5.2
総額	107.3	100.0	総額	72.7	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、スロバキア語で Chránené označenie pôvodu（CHOP）、地理的表示保護（PGI）は chránené zemepisné označenie（CHZO）と呼ぶ。スロバキアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 2 件、PGI 10 件、合計 12 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は果物、野菜、穀類、その他（スパイス等）が 1 件ずつであり、PGI はチーズが多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.3. チーズ	-	8
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	-
Class 1.8. その他（スパイス等）	1	1
Class 2.3. パン、菓子類	-	1
総数	2	10

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.21.2 GI 監視スキーム

スロバキアでは農業農村開発省（MPRV）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業農村開発省 (Ministerstvo pôdohospodárstva a rozvoja vidieka : MPRV)	Dobrovičova 12, 812 66 Bratislava	Tel. +421 259266270 Email:press@land.gov.sk Website: http://www.mpsr.sk/en/

EUIPO (2017)²³⁷

GI の市場監視当局は、家畜食品管理局（ŠVPS）であり、農産物・食品、ワイン、スピリッツ等のすべての GI 品目をカバーする。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
家畜食品管理局 (Štátna veterinárna a potravinová správa : ŠVPS)	Botanická 17, 84213 Bratislava	Tel. +421 260257212; + 421 260257242 Email:cvo.svfa@svps.sk Website: http://www.svps.sk/english/

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²³⁸ メールアドレスは EUIPO (2017)

ŠVPS は、小売ネットワークの監視に関する年次計画を策定し、40 ある地域ユニットの検査官が監視を実施する。監視対象は事業体の規模、販売地域、製品リスク、生産設備の状況、原材料等を考慮したリスク分析やランダムチェックに基づいて決定される。定期的な監視のほか、ターゲットを限定した臨時の監視も実施されている。

地域の検査官が店頭で GI 品をチェックし外国産の GI についても EU のデータベースを参照して確認される。疑わしい製品を発見すると販売事業者へさらなる調査が行われる。違反は写真付きで追加の調査結果とともに ŠVPS に送付され、KICČ と呼ばれるデータベースに入力される。データベースは ŠVPS と地域レベルで共有されている。ŠVPS は、これに基づき報告を取りまとめ、翌年の計画の策定にも利用される。

他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は ŠVPS である。

²³⁹

²³⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²³⁸ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

²³⁹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.21.3 GI 侵害の事例

スロバキアでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、北にポーランド、東にウクライナ、南にハンガリー、西にオーストリア、及びかつて同じ国であったチェコに囲まれ、それぞれの GI 登録を巡って問題が起こってきた。

- スロバキアとハンガリーの国境地帯で生産されるトカイワインは、ハンガリーの PDO であるが、長年協議を重ね、国境から 5.65 k m²内のスロバキア領土で生産されるワインを「トカイワイン」として認定する合意がなされた（2004）。
- スロバキアとポーランドの国境地帯で生産されるスモークチーズを巡り、ポーランドが PGI 登録を申請したが、スロバキアが反対した。協議の結果、それぞれ Oscypek（ポーランド）、Oštiepok（スロバキア）として別々に PGI 登録（2008）された²⁴⁰。
- チェコのニヴァチーズ（Jihoceska niva、Jihoceska zlata niva）の PGI 登録（2010）により、スロバキアの生産者はこれまで使っていた名称を変更しなければならなくなった。

また TSG の登録を巡っても同様の問題が起こってきた。

- スロバキアとチェコは、シュペカチュキ・ソーセージ（špekáčky）やスピシュ・ソーセージ（spišské párky）、ロベツ・サラミ（lovecký salám）などの肉加工品について、TSG として共同登録（2011）した。
- チェコのプラハハム（Pražská sunka）の TSG 登録（2018）により、スロバキアの生産者はこれまで使っていた名称を変更しなければならなくなった。

²⁴⁰ USDA Foreign Agricultural Service (2015) Poland:Geographic Indications-Status and procedures.
https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/report/downloadreportbyfilename?filename=Geographical%20Indications%20-%20Status%20and%20Procedures_Warsaw_Poland_4-13-2015.pdf

2.21.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、ŠVPS にウェブサイトから、あるいは文書を郵送、直接訪問、ファクスや電子メールで通報することができる。ただし、ファクスや電子メールでの通報は、送信から 5 日以内に署名入りの文書を送付しなければ ŠVPS における対応は延期され、また匿名通報には対応しないとされている。

ŠVPS のウェブサイトの通報フォームには通報者の氏名、住所、電子メールアドレスとともに、違反を疑う製品の名称、製造・流通事業者、購入場所、苦情の内容に関する情報を記入するしくみである。Jpeg や pdf などの電子データも添付できる。

ŠVPS SR
Štátna veterinárna a potravinová správa Slovenskej republiky

ŽIVÉ ZVIERATÁ | POTRAVINY | SPOLOČNÁ ORGANIZÁCIA TRHU | VĚP, REŽIDUÁ A MONITORINGY, FARMÁCIA, KRMIVÁ | LEGISLATÍVA

SEKCIE

- Živé zvieratá
- Potraviny
- Spooločná organizácia trhu
- VĚP, Rezidúá a monitorinky, Farmácia, Krmivá
- Legislativa

ZÁKLADNÉ INFORMÁCIE

- Kontakty a organizačná schéma ŠVPS SR a riadených organizácií
- Podávanie podnetov
- Prístup k informáciám
- Podávanie sťažností a petícií
- Vzdelávanie, kurzy
- Stanoviská, oznámenia
- Profil verejného obstarávateľa
- Ponuka voľných pracovných miest
- Laboratórna diagnostika
- Zmluvy/faktúry/Objednávky
- Evidencia zásiekok
- Slovenský veterinársky časopis
- Databázy ŠVPS SR
- Dokumenty na stiahnutie
- Ochrana osobných údajov

Podnet za účelom kontroly potraviny

Vážení spotrebiteľia,
Z dôvodu, aby sme sa mohli korektné zaoberať prešetrením Vášho podnetu, je potrebné vyplniť uvedený formulár a poskytnúť nám dostatok informácií, týkajúcich sa výrobku alebo prevádzkare, na ktorú podnet smeruje. K podnetu môžete pripojiť aj prílohu. Povolené prípony súboru sú: .jpg, .gif, .png, .pdf, .doc, .docx, .zip, .rar, .xls, .xlsx. Vaše kontaktné údaje sú pre nás dôležité pre prípadné ďalšie upresnenie podnetu. V prípade, že požadujete zaslanie výsledku z prešetrenia podnetu, ktorý ste nám poslali, je potrebná pravdivá informácia o Vašom mene, priezvisku a adrese. Na Vami uvedenú e-mail adresu Vám bude doručené potvrdenie o prijatí podnetu.

Formulár na podanie podnetu

Meno priezvisko, adresa odosielateľa :

E-mail odosielateľa : *

Názov výrobku, hmotnosť balenia : *

Dátum spotreby/dátum min.trvanlivosti/sarža : *

Výrobca/distribútor/baliareň/dovozca : *

Miesto zakúpenia - adresa : *

Popis nedostatku : *

Príloha k podnetu :

Odpovedzte na kontrolnú otázku (nie som robot) : *

Koľko je 2 + 3 ?

PORTÁL ŠVPS

ŠVPS SR - Odbor informatiky
© 2003-2019

ŠVPS ウェブサイトの通報フォーム²⁴¹

²⁴¹ https://www.svps.sk/zakladne_info/Podania_potraviny.php

定期的な監視あるいは通報を通じて違反を発見すると、検査官は事業者に一定の期間内に是正するよう指示する。改善がなされない場合、行政措置が取られ、GI 名称を不正に使用した場合、500 ユーロから 200,000 ユーロの罰金が科される。

違反が重大な場合には、刑事手続きがなされる。刑法 281 条によると、営利目的の GI 不正利用は禁固 3 年未満、被害が大きい場合、1 年から 5 年、被害が甚大な場合 3 年から 8 年未満の禁固刑が規定されている。

GI 権利者は民事手続きにより、違反者に情報開示や補償を請求でき、裁判所に対して違反品の市場からの排除、廃棄、さらなる侵害の防止を求める権利がある。知財侵害の民事訴訟は、スロバキア中部の都市 Banska Bystrica 地区裁判所が全土を所掌する。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

スロバキアにおける GI 侵害の窓口は、家畜食品管理局 (Štátna veterinárna a potravinová správa : ŠVPS)

Tel. +421 260257212; + 421 260257242

Email: cvo.svfa@svps.sk ; staznosti@svps.sk

連絡方法

ŠVPS のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。また、文書、電話、電子メール、電、直接訪問による申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

https://www.svps.sk/zakladne_info/Podania_potraviny.php

保護のしくみ

家畜食品管理局が対応して違反の是正を指導し、是正されない場合には罰金を科す。

2.21.5 関連法令

スロバキアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²⁴²に基づいている。

GI 根拠法令

- Act No 469/2003 on Designations of Origin for Products and Geographical Indications for Products

行政の取り締まりを規定する法律

- The Food Act of the National Council of the Slovak Republic No 152/1995 (Act No 152/1995 on Foodstuffs of the National Council of the Slovak Republicとも記載される)
- Act on Viticulture and Viniculture No 313/2009
- Act No 152/1998 Coll. on Complaints (※苦情申し立てへの対応を規定)
- Act No 400/2009 on the Civil Service (※検査官の義務を規定)

民事手続きを規定する法律

- Act No 469/2003 on Designations of Origin for Products and Geographical Indications for Products
- The Civil code
- The Slovak Commercial Code (※不正競争条項)

刑事手続きを規定する法律

- The Slovakian Criminal Code No 300/2005 Coll. (※知財侵害の刑罰を規定)
- The Criminal Procedure Code No 301/2005 Coll.

²⁴² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.21.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、スロバキアでは 7 件が登録されている。うち 4 件はチェコとの共同登録（肉製品）である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	4
Class 1.3. チーズ	2
Class 2.3. パン、菓子類	1
総数	7

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内制度として SK 品質ラベル制度（Značka kvality SK）がある²⁴³。国内事業者が製造する、原材料の 75%以上が国内産かつ生産工程の全てが国内で行われる食品を対象として農業農村開発省及び ŠVPS が評価する。特に優れた製品にはゴールドラベルが付与される。これまでに 151 社 1,223 品が認定されている。

スロバキア農産物・食品ラベル（Slovenska potravina/Slovenský poľnohospodársky produkt）は、農業農村開発省令に基づく国産農産物の表示制度である²⁴⁴。生産プロセスの全てが国内で行われる農産物および食品で、食品の場合は国内原材料が 75%以上とされている。現在 11 品目（豚肉、ヤギ肉、ラム肉、牛肉、鶏肉、魚、果物、野菜、じゃがいも、はちみつ、卵）が対象とされている。上記の SK 品質ラベル認定品は、スロバキア国産食品ラベルの基準を満たしている²⁴⁵。

²⁴³ <https://www.mpsr.sk/ako-rozoznat-na-pulte-potravinu-zo-slovenska/385---11415/>

²⁴⁴ <https://fajnepotraviny.sk/kvalita-povod-viete-co-kupujete/>

²⁴⁵ <https://www.mpsr.sk/index.php?navID=47&sID=111&navID2=1054>

2.22 ルーマニア

2.22.1 概要

人口は約 1,941 万人（2019 年）、面積は約 23.8 万平方キロメートルで、本州とほぼ同じである²⁴⁶。

バルカン半島の北部に位置し、国土の中部以北はカルパチア山脈が連なる山岳地帯、南部はドナウ川の下流域にあたり、欧州最大のデルタであるドナウデルタが広がる。ドナウ川の北側に広がるワラキア平原は穀倉地帯であり、全耕地の約 6 割を占める。ドナウ川流域では穀物や油糧作物の他、園芸作物や果物の栽培、牧畜業、ワインの生産なども盛んに行われている。とうもろこし、小麦、ヒマワリの生産量は EU 域内でトップクラスである²⁴⁷。



1 経営体当たりの平均経営面積は 3.7ha（2016 年）である。小規模農家が多く、経営面積 5 ha 未満の農家が約 9 割を占める。国内総生産に占める農林水産業の比率は 4.3%（日本は 1.1%）である²⁴⁸。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ルーマニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,396	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	104	4.3	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からルーマニアへの輸出額が約 10 万 US ドルであるのに対し、ルーマニアから日本への輸入額は約 4 億 5,400 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は調製食料品（その他）、アルコール飲料、木製装飾品であり、ルーマニアからの輸入上位品目は製造たばこ、製材、木製建具及び建築用木工品である。

²⁴⁶ 外務省「ルーマニア（Romania）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/romania/data.html>

²⁴⁷ 農林水産省「ルーマニアの農業と将来性」https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_rep/monthly/201408/pdf/21_monthly_topics_1408a.pdf

²⁴⁸ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Romania」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-ro_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ルーマニア)	輸入 (ルーマニア→日本)	日本の収支
総額	419	933	▲514
農林水産物	0.1	454	▲454
農林水産物のシェア	0.03	49	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ルーマニア（単位：万 US ドル%） 輸入：ルーマニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
その他の調製食料品	5.1	42.8	製造たばこ	27,120.8	59.7
アルコール飲料	2.2	18.3	製材	7,073.4	15.6
木製装飾品	2.1	17.3	木製建具及び建築用木工品	6,992.9	15.4
発酵酒（ワイン除く）	2.0	16.3	大麦	1,604.4	3.5
魚（生きているもの）	0.4	3.5	小麦	808.6	1.8
総額	12.0	100.0	総額	45,421.5	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ルーマニア語で Denumirea de origine protejată、地理的表示保護（PGI）は Indicație geografică protejată と呼ぶ。ルーマニアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 6 件、合計 7 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO はチーズの 1 件、PGI は肉製品と水産物が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	2
Class 1.3. チーズ	1	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	-	1
Class 1.7. 水産物	-	2
総数	1	6

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.22.2 GI 監視スキーム

ルーマニアでは、GI に関する政策を所掌する中央機関が 2 つ存在する。農業農村開発省（MADR）が農産物・食品、香味付けワイン、スピリッツを担当し、ワインは別途、MADR 監督下にある公的機関ぶどう・ワイン製品局（ONVPV）が、GI 登録から生産団体の監視や市場監視計画の策定を行う。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業農村開発省 (Ministerului Agriculturii și Dezvoltării Rurale : MADR)	2-4, Blvd. CAROL I, Sector 3 Bucharest	Tel. + 40 0213078532 Fax. + 40 0213078627 Email: roxana.zarma@madr.ro
ぶどう・ワイン製品局 (Oficiului Național al Viei și Produselor Vitivinicole : ONVPV)	49 Lancului Str. Bucharest 2, 021719 R	Tel. +40 0212505097 Fax. +40 0212505098; +40 752100990 Email: office@onvpv.ro Website: www.onvpv.ro

EUIPO (2017)²⁴⁹

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局を消費者保護局（ANPC）と公表している。ただし、欧州知的財産庁の報告書によると、GI 市場監視は ANPC および MADR も担当する。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
消費者保護局 (Autoritatea națională Pentru protecția Consumatorilor : ANPC)	B-dul Aviatorilor nr. 72, sector 1, Bucharest 011865	Tel. +40/037.213.1951 +40/021.312.1275 Email: office@anpc.ro; biroupresa@anpc.ro Website: http://www.anpc.gov.ro
農業農村開発省 (Ministerului Agriculturii și Dezvoltării Rurale : MADR)	2-4, Blvd. CAROL I, Sector 3 Bucharest	Tel. + 40 0213078532 Fax. + 40 0213078627 Email: roxana.zarma@madr.ro

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁵⁰

なお、ワインの市場監視は、MADR 内のワイン検査部（ISCTV）が行う。

²⁴⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁵⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

GI 監視当局（ワイン）

機関名	住所	連絡先
MADR 管理・対模倣・検査局 ぶどう・ワイン技術管理検査部 (Inspekția de Stat pentru Controlul Tehnic Vitivinicol : ISCTV)	24 Blvd., Carol I District 3, Bucharest	Tel. + 40 0213072340 Fax. + 40 0213078618 Email: inspectii.isctv@madr.ro Website: http://www.madr.ro/

EUIPO (2017)

ANPC は、市場の監視活動を通じて、生産者、流通事業者、小売事業者の調査や取り締まりを行う。消費者や消費者団体からのクレームや情報を関係者に伝え、改善を提案したり、違反对策を講じたり、行政措置をとる。刑法違反の場合は、司法当局に報告する。

ルーマニアは、他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は国立衛生家畜食品安全局 (Autoritatea Națională Sanitară Veterinară și pentru Siguranța Alimentelor : ANSVSA)である²⁵¹。

2.22.3 GI 侵害の事例

ルーマニアでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の GI 登録を巡る問題があった。

ルーマニア「Telemea de Ibănești」対 ギリシャ「telemes」問題

「Telemeaua de Ibănești」は、ルーマニアのグルギルイ渓谷にある自然の牧草地で放牧されている牛の牛乳から作られたチーズである。2013 年に PDO に申請したが、ギリシャはギリシャ語のチーズの一種である「telemes」に非常に類似していると異議を唱え、登録に反対した。

最終的にはグルギルイ渓谷の原材料と伝統的な生産方法が認められ、ルーマニア初の PDO として 2016 年に登録された。

(https://www.economica.net/razboi-cu-grecia-pentru-telemeaua-romaneasca_104930.html

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_16_825)

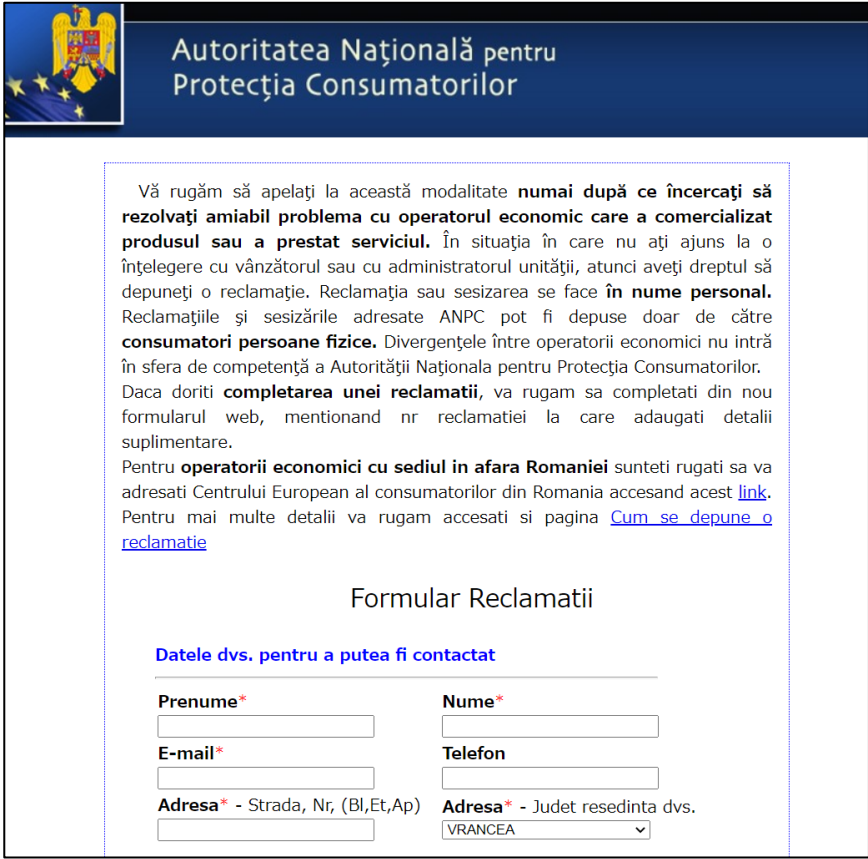
²⁵¹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.22.4 対抗手段

ルーマニアで GI 侵害が発生した場合、まずは法律事務所等を介して違反者と交渉し、解決できない場合に行政当局に連絡する流れになると想定される。ANPC のウェブサイトのトップページには、ANPC へ通報する前に、まずは問題の事業者と直接交渉するよう促され、解決できない場合のみ ANPC へ申し立てる権利があると説明されている。ANPC へ通報できるのは消費者のみであり、匿名や代理には対応しない。通報は問題の事業者の所在する地域の消費者保護局が対応する。

欧州知的財産庁の報告書によると、GI 生産者団体の管理を行う団体（※GI 監視当局ではない）が GI 品の違反に気づいた場合、正規の GI 生産者に連絡し、GI 生産者団体が契約する法律事務所を通じて違反者に是正を求めているとのことである。

ANPC への苦情申し立ては文書、電子フォーム、あるいは対面で可能である。ウェブサイトの通報フォームには通報者の氏名や連絡先とともに、問題の事業者の名称と住所、申し立ての分類（製品及びフードサービス/非食品/サービス/金融/食品）、苦情の内容に関する情報を記入するしくみである。電子データも最大 20MB まで添付できる。



The screenshot shows the official website of the Autoritatea Națională pentru Protecția Consumatorilor (ANPC). The header features the Romanian flag and the organization's name. The main content area contains a detailed instruction in Romanian regarding the complaint process, emphasizing that consumers should first attempt to resolve the issue with the economic operator. Below the text is a section titled 'Formular Reclamatii' (Complaint Form). This section includes a sub-header 'Datele dvs. pentru a putea fi contactat' (Your data for contact) and several input fields: 'Prenume*' (First Name), 'Nume*' (Last Name), 'E-mail*', 'Telefon' (Phone), 'Adresa*' (Address - split into street and county), and a dropdown menu for the county, currently set to 'VRANCEA'.

ANPC ウェブサイトの通報フォーム²⁵²

²⁵² <http://reclamatii.anpc.ro/Reclamatie.aspx>

当局の監視時に違反が発見されると違反事業者には是正を指導し、改善されない場合行政措置が取られる。知的財産の意図的な侵害は刑事罰となり、産地偽装や GI 侵害は禁固 3 か月～3 年、罰金 RON50,000～RON150,000（※ 1 RON@25.8 円）。組織犯罪や消費者安全への脅威が認められる場合、禁固 1 年～5 年が規定されている。

証拠保全のための裁判所による仮措置や不正競争防止法に基づく損害賠償請求も可能である。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

まずは、問題の事業者と交渉し、解決できない場合に当局に連絡。

ルーマニアにおける GI 侵害の行政窓口は、消費者保護局（Autoritatea națională Pentru protecția Consumatorilor: ANPC）

Tel. +40/037.213.1951; +40/021.312.1275

Email: office@anpc.ro; biroupresa@anpc.ro

連絡方法

ANPC に文書を郵送、口頭（対面）、電子メール、ウェブサイトの通報フォームによる申立てが可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

<http://reclamatii.anpc.ro/Reclamatie.aspx>

保護のしくみ

まずは法律事務所などを介して問題の事業者と交渉しなければならない。解決できない場合に ANPC に苦情申し立てが可能。苦情は問題の事業者の所在する地域の消費者保護局が対応する。事業者が違反の是正の指示に従わない場合に行政措置がとられる。

2.22.5 関連法令

ルーマニアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²⁵³に基づいている。

GI 根拠法令

- Law No 84/1998 on Trade Marks and Geographical Indications
- Decision No 1134/2010（※上記法の施行規則で GI 登録の詳細を規定）
- Decision No 152/2015（※EU 規則 No 1151/2012 農産物・食品 GI の導入を規定）
- Decision No 276/2014（※EC 規則 No 110/2008、スピリッツ GI の導入を規定）
- The Vine and Wine Law No 164/2015（※ワイン）

²⁵³ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

行政の取り締まりを規定する法律

- Decision No 984/2005

民事手続きを規定する法律

- Law No 84/1998 on Trade Marks and Geographical Indications
- The Unfair Competition Law No 11/1991
- The Civil Procedure Code"

刑事手続きを規定する法律

- Emergency ordinance No 100/2005 on the enforcement of industrial property rights
- Law No 214/2008 supplementing government emergency ordinance No 100/2005 on the enforcement of industrial property rights
- Law No 280/2005 approving government emergency ordinance No 100/2005 on the enforcement of the industrial property rights
- Law No 344/2005 on specific measures for the enforcement of intellectual property rights in customs clearance operations.
- The Code of Criminal Procedure

2.22.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

なお、ルーマニアの伝統的なレシピを認証する国内制度「Established Romanian Recipes」が 2014 年の政令で開始されている²⁵⁴。30 年以上にわたって生産し続けている国産食品が対象で、レシピのほか原材料・成分表示、技術的スキーム、品質、パッケージやラベル、保管や輸送時の条件、管理手法などの技術要件もある。申請が通ればナショナルレジスタ（RNRC）に登録されロゴが付与される。2019 年には 33 製品が登録された²⁵⁵。

²⁵⁴ <https://www.madr.ro/en/food-ind/established-romanian-recipes.html>

²⁵⁵ https://www.madr.ro/docs/ind-alimentara/retete_consacrate/2019/lista-retetelor-consacrate-romanesti-update-dec_2019.pdf

2.23 キプロス

2.23.1 概要

人口は約 119 万人（2018 年）、面積は 9,251 平方キロメートルで四国の約半分である。²⁵⁶

地中海ではシチリア島、サルディニア島に次ぐ 3 番目に大きな島である。北と南に山脈が走り、中央部は平地である。南のトロードス山脈の中央には標高 1,951m のオリンポス山がある。気候は地中海性気候で、夏は暑く乾燥し、冬はおだやかである。²⁵⁷ 島中央の平野部で小麦・大麦が、海岸部は柑橘類、バナナ、オリーブが、山岳地域では果物、野菜、ナッツ、ぶどう等が栽培されているほか、島全体で馬鈴薯、野菜、牧草が生産されている²⁵⁸。



1 経営体当たりの平均経営面積は 3.2ha（2016 年）と小さく、5ha 未満の農家が約 9 割を占める²⁵⁹。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.0%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	キプロス		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	250	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	5	2.0	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からキプロスへの輸出額が約 5 万 US ドルであるのに対し、キプロスから日本への輸入額は約 20 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は飼料、茶、肉粉であり、キプロスからの輸入上位品目は果実又は野菜のジュース、魚（生鮮・冷蔵）、ソース混合調味料である。

²⁵⁶ 外務省「キプロス共和国（Republic of Cyprus）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cyprus/data.html>

²⁵⁷ Britannica「Cyprus」 <https://www.britannica.com/place/Cyprus>

²⁵⁸ 諏訪実「キプロス共和国の農業・農政」『農業観測と情報』12(5) (通号 132) 1999-05, p.18-27

²⁵⁹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Cyprus」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-cy_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→キプロス)	輸入 (キプロス→日本)	日本の収支
総額	135	0.9	134
農林水産物	0.05	0.2	▲0.15
農林水産物のシェア	0.04	21.3	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→キプロス（単位：万 US ドル%） 輸入：キプロス→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
飼料	1.4	29.8	果実又は野菜のジュース	10.7	55.6
茶	0.9	20.1	魚（生鮮・冷凍）	6.3	33.0
肉粉	0.7	15.6	ソース混合調味料	1.3	6.7
発酵酒（ワイン除く）	0.6	11.7	清涼飲料水	0.5	2.6
食酢	0.4	8.7	チーズ	0.4	2.1
総額	4.7	100.0	総額	19.2	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、公用語のギリシャ語でΠροστατευόμενη ονομασία προέλευσης（ΠΟΠ）、地理的表示保護（PGI）はΠροστατευόμενη γεωγραφική ένδειξη（ΠΓΕ）と表記する。キプロスの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 5 件、合計 6 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は果物・野菜・穀類が 1 件、PGI はパン・菓子類が 3 件と多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	2
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	-
Class 2.3. パン、菓子類	-	3
総数	1	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.23.2 GI 監視スキーム

キプロスでは農業農村開発環境省（MARDE）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業農村開発環境省 (Ministry of Agriculture, Rural Development and Environment : MARDE)	1412, Louki Akrita, Lefkosia	Tel. + 40 0213078532 Fax. + 40 0213078627 Email: roxana.zarma@madr.ro

GI の市場監視当局は、農業農村開発環境省の農業局である。局内の法規部門（Division of Legislations）の品質産品課（Quality Products section）が GI の主担当として、農産物・食品、ワイン、スピリッツ等すべての GI 品目をカバーする。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業農村開発環境省農業局 (Department of Agriculture, Ministry of Agriculture, Rural Development and Environment : MARDE)	1412, Louki Akrita, Lefkosia	Tel. 00357 22 408519 Email: director@da.moa.gov.cy; mmarinou@da.moa.gov.cy Website: http://www.moa.gov.cy/da

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁶⁰

品質産品課の役割として、以下の 6 つを掲げている²⁶¹。

- 農産物・食品の品質スキームに関する EU 規則 No1151/2012 を実施する
- 関連する国内法を実施する（原産地呼称及び地理的表示の保護に関する法律 139(I)/2006 及び伝統的特産品の認定に関する法律 43(I)/2011）
- PDO/PGI のための国家管理計画を作成し、実施する
- EU 規則 No1151/2012 に係る EU の担当機関にキプロス代表として参加する
- 申請の予備審査、申請に対する異議申立の審査、及び国内法 139(I)/2006 によって設立された諮問委員会に参加し、事務的な支援を行う
- EU と第三国間の二国間協定の枠組みの中で、第三国における地理的表示（農産物・食品、ワイン、スピリッツ）の保護に関連する問題の調整窓口となる

²⁶⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

²⁶¹ http://www.moa.gov.cy/moa/da/da.nsf/page31_en/page31_en?OpenDocument

2.23.3 GI 侵害の事例

キプロスでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の GI 登録および関連する商標登録を巡り英国と争っている。

キプロスは、伝統的チーズであるハルミー（Halloumi）を PDO として申請したが、同じ名称のチーズは英国でも長年にわたり生産されていたため、2015 年英国当局は異議を申し立てた²⁶²。2020 年時点でもハルミーは PDO 登録に至っていない。

一方、キプロスは 2002 年からハルミーの商標を英国で保有していたが、2017 年、ロンドンでキプロスの食品を取り扱う流通事業者 John & Pascal Ltd がその無効化を訴えた。キプロス商務省は対抗するための手続きを怠り、2018 年に一旦、商標権を取り消されてしまったが、再登録を申請して 2020 年 1 月 31 日付で認可されている²⁶³。GI 登録には至らなかったものの、商標権の再取得には成功した。キプロス産ハルミーの輸出は、2018 年に 1 億 9500 万ユーロ、2019 年 10 月時点で前年比 12%の伸びを見せているが、英国産ハルミーも好調で競合している。

2.23.4 対抗手段

キプロスの国内法 Law139(2)/2006 は、当局の取り締まり責任を定めている。GI 侵害の疑いを当局に通報すると、検査官が生産施設や販売施設に立ち入り検査を行い、状況に応じて違反品の差し押さえや違反者の訴追等の行政措置を講じるとされている。現地法律事務所によると、通報時に提出すべき書面や証拠は指定されていないが、違反に関する可能な限り多くの情報を報告し、また当該 GI が協定により保護される GI であることも通報者が証明する必要がある。

民事手続きは、GI の不正競争や詐称通用（passing off）を根拠として可能である。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

キプロスにおける GI 侵害の行政窓口は農業農村開発環境省 農業局法規部品質産品課
Fax no.: (00357) 22 768300
E-mail: qualityproducts@da.moa.gov.cy

連絡方法

当局に電子メール等による申立てが可能。

保護のしくみ

当局が立ち入り検査を実施し、状況に応じて差し押さえや訴追等の行政措置を講じる。

²⁶² <https://www.newsbomb.gr/kypros/story/641153/neos-polemos-gia-to-xaloyimi-metaxy-vretanon-kai-kyprion>

²⁶³ <https://cyprus-mail.com/2020/02/03/halloumi-trademark-officially-restored-in-uk/>

2.23.5 関連法令

キプロスの GI 関連法令は以下の通りである。

GI 根拠法令（行政の取り締まり規定を含む）

- The Protection of Designations of Origin and Geographical Indications of Agricultural Products and Foodstuffs Law of 2006 [Law 139(I)/2006],
※上記は、Law 59(I)/2007、及び Law 31(I)/2010 で一部、改正されている。²⁶⁴
- The Wine Products Council Laws of 2004 to 2014 [L. 61(I)/2004, 26(I)/2004, 53(I)/2007 and 27(I)/2014]
- The Regulation and Control of the Vine Products Industry Regulations of 1998 to 2002 [P.I. 263/1998, 83/2000 and 125/2002]
- The Regulation and Control of the Vine Products Industry Regulation of 2001 [P.I. 283/2001]

民事手続きを規定する法律

上記の法令のほか

- The Cyprus Trademark Law Cap 268 as amended June 2020

2.23.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

²⁶⁴ https://europa.eu/youreurope/business/running-business/intellectual-property/geographical-indications/cyprus/index_en.htm

2.24 ブルガリア

2.24.1 概要

人口は約 698 万人（2019 年）、面積は約 11 万 平方キロメートルで日本の約 3 分の 1 である²⁶⁵。

バルカン半島東部に位置し、東部は黒海を臨む。中央を東西に走るバルカン山脈で二分され、北部はドナウ川流域の平原、南部はソフィア盆地と丘陵地である。主要な農作物は、小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦、オート麦、大豆、米等である。主に南部で栽培される良質のオリエンタルタイプのタバコは特に重要な工業作物である²⁶⁶。黒海沿岸では小規模な漁業や養殖が営まれており、加工品が EU 域外にも輸出されている²⁶⁷。



1 経営体当たりの平均経営面積は 22.0ha（2016 年）である²⁶⁸。国内総生産に占める農林水産業の比率は 3.4%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ブルガリア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	662	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	22	3.4	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からブルガリアへの輸出額が約 55 万 US ドルであるのに対し、ブルガリアから日本への輸入額は約 1,700 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はベーカリー製品、その他の調製食料品、播種用の種等であり、ブルガリアからの輸入上位品目は甲殻類及び軟体動物、ぶどう酒、たばこである。

²⁶⁵ 外務省「ブルガリア共和国（Republic of Bulgaria）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bulgaria/data.html>

²⁶⁶ Britannica「Bulgaria」 <https://www.britannica.com/place/Bulgaria>。

²⁶⁷ USDA Foreign Agriculture Service（2019）Bulgaria: Fish and Seafood Market Brief. https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/report/downloadreportbyfilename?filename=Fish%20and%20Seafood%20Market%20Brief%20-%20Bulgaria_Sofia_Bulgaria_4-1-2019.pdf

²⁶⁸ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Bulgaria」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-bg_en.pdf,

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ブルガリア)	輸入 (ブルガリア→日本)	日本の収支
総額	158	164	▲6
農林水産物	0.5	17.2	▲17
農林水産物のシェア	0.3	10.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ブルガリア（単位：万 US ドル%） 輸入：ブルガリア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ベーカリー製品	40	73.1	甲殻類・軟体動物	881	51.1
その他の調製食料品	6	11.5	ぶどう酒	219	12.7
播種用の種等	3	5.8	たばこ	131	7.6
非食用油脂	2	3.1	飼料	101	5.9
パスタ	1	2.2	ジャム類	67	3.9
総額	55	100.0	総額	1,723	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ブルガリア語でЗащитено наименование за произход、地理的表示保護（PGI）はЗащитено географско указание と表記する。ブルガリアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 2 件、合計 3 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は蜂蜜が 1 件、PGI は肉製品、精油がそれぞれ 1 件である。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	-
Class 2.10. 精油	-	1
総数	1	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.24.2 GI 監視スキーム

ブルガリアでは、GI に関する政策を所掌する中央機関が複数存在する。農業食品森林省（MAFF）のアグリフードチェーン局（PAFCD）が農産物・食品を、経済省（ME）および MAFF 内のぶどう・ワイン庁（EAVW）がワイン・香味付けワインを、ME の登録免許管理局（RLC）がスピリッツを担当する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業食品森林省アグリフードチェーン局 (Министерство на земеделието, храните и горите на Република България - Дирекция политики по агрохранителната верига : MAFF-PAFCD)	55, Hristo Botev Blvd., 1040 Sofia	Tel. +359 298511-444/445 Email: ebozhilova@mzh.government.bg; dkircheva@mzh.government.bg Website: www.mzh.government.bg/
経済省 (Министерство на икономиката : ME)	8, Slavyanska Str., Sofia 1052	Tel. +359 29407001 Fax. +359 29872190 / 29819970 Email: e-docs@mi.government.bg Website: https://www.mi.government.bg/en
農業食品森林省 (MAFF) ぶどう・ワイン庁 (Изпълнителна агенция по лозата и виното : EAVW)	125 Tsarigradsko Shose Blvd., Bldg. 1, fl. 3, Sofia 1113	Tel. +359 29708111 Fax. +359 29708122 Email: sofia@eavw.com Website: www.eavw.com
経済省(ME) 登録免許管理局 (Регистриране, лицензиране и контрол : RLC)	125 Tsarigradsko Shose Blvd, Bldg. 1, fl. 3, Sofia 1113,	Tel. +359 29407001 Email: e-docs@mi.government.bg Website: www.mi.government.bg

EUIPO (2017)²⁶⁹

農産物・食品の GI 監視当局は、食品安全局（BFSA）である。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業食品森林省(MAFF) ブルガリア食品安全局 (Българска агенция по безопасност на храните : BFSA)	Sofia, Pencho Slaveikov Blvd.,15°	Tel. 35929159858; 35929159846 Email: v_popstoyanova@bfsa.bg; t_georgieva@bfsa.bg Website: www.babh.government.bg

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁷⁰

²⁶⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁷⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

なお、ワイン及び香味付けワインの市場監視は農業食品森林省のぶどう・ワイン庁（EAVW）、スピリッツの市場監視は経済省の消費者保護委員会の担当である。

GI 監視当局（ワイン）

機関名	住所	連絡先
農業食品森林省（MAFF） ぶどう・ワイン庁 （Изпълнителна агенция по лозата и виното：EAVW）	125 Tsarigradsko Shose Blvd., Bldg. 1, fl. 3, Sofia 1113	Tel. +359 29708111 Fax. +359 29708122 Email: sofia@eavw.com Website: www.eavw.com

EUIPO (2017)、

GI 監視当局（スピリッツ）

機関名	住所	連絡先
経済省 消費者保護委員会 （Комисия за защита на потребителите：CCP）	8, Slavyanska Str., Sofia 1052	Tel. +359 29407001 Email: e-docs@mi.government.bg Website: www.mi.government.bg

EUIPO (2017)、

BFSA は地方ユニットを通じて食品安全の監視活動を年 2 回、事前通告なく実施しており、小売店舗における GI 名称の監視もその一環として行っている。また、対象を限定した特別監視や、苦情に対応するための調査も行う。監視活動の結果は、年次で MAFF-PAFC に報告される。

外国産 GI の違反を発見すると、BFSA から MAFF に通知し、MAFF がその後の対応を担当する。EU 加盟国とも連携しており、EU Food Fraud Network の窓口は MAFF の動物保健・食品安全局である²⁷¹。

なお、ブルガリアは 2008 年より 農産物・食品の GI について独自の国内登録制度を持っており、GI は EU 共通の制度とする EU 規則に違反するとして欧州委員会は 2018 年から公式に制度の廃止を求めていた²⁷²。2019 年 12 月、ブルガリアは商標及び地理的表示法を改正して国内登録制度を無効とし、EU 規則との整合性を保つ形となった。

²⁷¹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

²⁷² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/EN/MEMO_19_462

2.24.3 GI 侵害の事例

BFSA の監視中に発見された GI 侵害は、指導により是正されている。欧州知的財産庁の報告書によると、BFSA は、生産地でのみスライスが認められている GI 製品を店舗でスライスして販売している事業者を発見し、やめるよう指導した。フォローアップの訪問調査も実施し、違反行為はなくなったため、このケースでは罰金等は科されていない（製品名、事業者名等詳細不明）。

外国産の GI については、英国のスコッチウスキー協会がブルガリアで訴訟を起こした例がある。

ブルガリア産スコッチウスキー問題

英国の「スコッチウスキー」は、GI として保護されているが、世界中で偽物が出回っている。2014 年、スコッチウスキー協会(SWA)は、スコットランド、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、インド、中国、エクアドルなどで 19 のブランドに対し公式に手続きをとった。

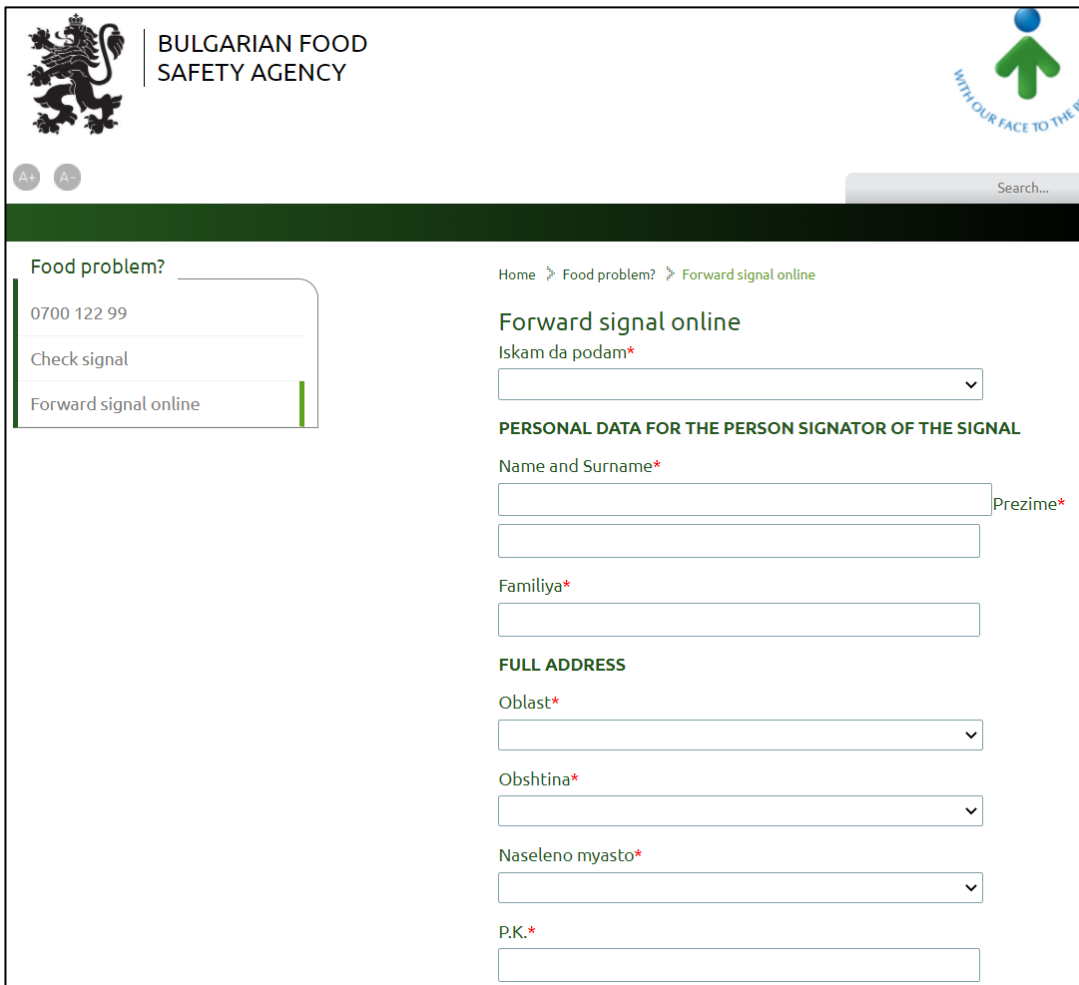
ブルガリアでは「Highlander」というブランドのウスキーが発見された。「Highlander」のメーカー Nordix Distillery & Winery Company は、ブルガリア国内で「Highlander」を商標登録していたが、瓶のラベルにはスコットランドの著名なアイリーン・ドナン城を背景にバグパイプを吹く人が描かれていた。SWA はスコッチウスキーの模倣（passed off）と判断し、ソフィア市裁判所に訴訟を提起。ブルガリア国内の商標登録を抹消することに成功した。

SWA は「スコッチ」の名称を保護するためにスコッチウスキー生産者から偽物の情報を受け付けるほか、世界中の商標登録に目配りしている。商標監視サービスから 1 か月に 400 件のアラートを受け取り、現在、20 カ国において 300 件の商標登録への異議を申し立て、30 カ国において 60 件の訴訟を抱えている。SWA の法務部門は 8 人体制、うち 5 人は弁護士だが、世界中で問題が発生するため、現地の弁護士の協力は欠かせないという。

(<https://www.bbc.com/news/uk-scotland-scotland-business-32500059>)

2.24.4 対抗手段

農産物・食品の GI 違反の通報は国内品、外国品を問わず、BFSA のウェブサイトから連絡できる。通報フォームは英文表示も可能であり、通報者の氏名、住所、連絡先、通報対象の名称、連絡先、内容を記入する。写真などの電子データも添付できる。匿名の通報や 2 年以上前に発生した案件には対応しないとの注意書きがある。オンラインで送付すると番号が表示されるので、ウェブサイトの問い合わせ（Check signal）ページに番号を入力して、進捗を照会できるしくみである。



BFSA ウェブサイトの通報フォーム²⁷³

なお、ワイン・香味付けワインについても農業食品森林省 EAVW のウェブサイトからオンライン通報が可能である。ウェブサイト上の「Alert」のタブをクリックするとポップアップでフォームが表示される²⁷⁴。

²⁷³ http://www.babh.government.bg/en/Page/problem_signal/index/problem_signal/Forward%20signal%20onlin

²⁷⁴ <http://www.eavw.com/index.php?lg=bg&menuid=1>

違反を発見すると、BFSA の検査官が事業者には是正を指導し、改善されなければ行政措置を講じる。EU 規則 No 1151/2012 の違反品は、流通を制限、禁止され、違反の内容に応じて罰金が科される。

刑法によると、GI の不正利用は禁固 5 年未満、罰金 BGN5000 未満と規定されている。

商標地理的表示法によると GI 権利者は侵害の停止、損害賠償、違反品の差し押さえ及び破棄、違反者負担により裁判所の判断の新聞掲載を求める権利があり、違反者に通知することなく、仮措置（GI マーク利用の禁止、違反品や証拠の押収、違反品の広告の押収、敷地の閉鎖等）を求めることができる。知的財産の侵害訴訟は、ソフィア市裁判所が全土を担当する。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

ブルガリアにおける農産物 GI 侵害の行政窓口は、食品安全局(Bulgaria Food Safety Authority: BFSA)
Tel. 35929159858; 35929159846
ホットライン：0700 122 99
Email: v_popstoyanova@bfsa.bg;
t_georgieva@bfsa.bg

連絡方法

BFSA に電話あるいはウェブサイトの通報フォームによる申立てが可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

http://www.babh.government.bg/bg/Page/problem_signal/index/problem_signal/Forward%20signal%20online

保護のしくみ

BFSA の検査官が事業者には是正を指導し、改善されなければ行政措置を講じる。

2.24.5 関連法令

ブルガリアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²⁷⁵に基づいている。

GI 根拠法令

- The Law on Trade Marks and Geographical Indications (※ EU 商標指令 2015/2436 の国内法、2019 年 12 月採択)

行政の取り締まりを規定する法律

- The law on the implementation of the Common Market Organisation
- Ordinance No 6 of 2011 on the specific requirements of the official control on the use of GIs
- The Wine and Spirit Drinks Act
- Order No 11-136/2014 of the Executive Director of the BFSA (※ BFSA による市場監視の手続きを規定)

民事手続きを規定する法律

- The Law on Trade Marks and Geographical Indications

刑事手続きを規定する法律

- The Bulgarian Criminal Code (ブルガリア刑法)

²⁷⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.24.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、ブルガリアでは、5 件が登録されており、すべて肉製品である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	5
総数	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内制度は調査時点では確認できなかったが、2020 年 5 月、新たな食品法が採択されている。詳細は明らかではないものの、その中で国産原材料を用いて国内で生産される産品についてブルガリア産のラベルを表示する制度を立ち上げるとされている。²⁷⁶



ブルガリア北東部ゴルナ・オリャホヴィツァの
ドライソーセージ（PGI）



ブルガリア南西部パナギュリシテの
セミ・ドライサラミ（TSG）

²⁷⁶<http://www.babh.government.bg/bg/Object/news/view/2235/%D0%9C%D0%B8%D0%BD%D0%B8%D1%81%D1%82%D1%8A%D1%80%20%D0%A2%EF%BF%BD>

農林水産省令和元年度地理的表示保護制度緊急対策委託事業

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

2021 年 3 月